

第3章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

| | |
|---------|------------------------------|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課） |
| 防災関係機関等 | 宮城県、仙台管区气象台、東北地方整備局仙台河川国道事務所 |

第1 目 的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるため各防災機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに地域住民に伝達する。

第2 防災気象情報

気象庁及び仙台管区气象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を発表し、各防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

気象庁等は、避難勧告等の発令基準に活用する大雨、洪水、高潮の警報等の防災気象情報について警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、防災気象情報を提供する際は参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

また、消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により町等へ伝達する。

町は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、直ちに住民等に周知する。

その際、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達できるよう努める。

1 仙台管区气象台が発表する防災気象情報

気象業務法に基づき、仙台管区气象台が発表する防災気象情報（風水害対策編のため、緊急地震速報・大津波警報、津波警報、津波注意報を除く。）は、次のとおりである。

防災気象情報の解説及び情報の活用については、資料編「防災気象情報及びその活用」参照。

防災気象情報の種類

| 特別警報 | 警報 | 注意報 | |
|---|--------|--|---------|
| ①大雨特別警報 | ①大雨警報 | ①大雨注意報 | ⑨雷注意報 |
| ②大雪特別警報 | ②洪水警報 | ②洪水注意報 | ⑩乾燥注意報 |
| ③暴風特別警報 | ③大雪警報 | ③大雪注意報 | ⑪なだれ注意報 |
| ④暴風雪特別警報 | ④暴風警報 | ④強風注意報 | ⑫着氷注意報 |
| ⑤波浪特別警報 | ⑤暴風雪警報 | ⑤風雪注意報 | ⑬着雪注意報 |
| ⑥高潮特別警報 | ⑥波浪警報 | ⑥波浪注意報 | ⑭融雪注意報 |
| | ⑦高潮警報 | ⑦高潮注意報 | ⑮霜注意報 |
| | | ⑧濃霧注意報 | ⑯低温注意報 |
| ○大雨警報（土砂災害）の危険度分布 ○大雨警報（浸水害）の危険度分布 ○洪水警報の危険度分布 ○流域雨量指数の予測値 ○早期注意情報（警報級の可能性） | | ○気象情報 ○土砂災害警戒情報 ○竜巻注意情報 ○記録的短時間大雨情報 | |

注）土砂災害警戒情報は、県と仙台管区気象台が共同で発表する情報。

仙台管区気象台は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

気象等に関する特別警報の発表基準

（令和2年2月1日現在）

| 現象の種類 | 基準 | | 過去の対象事例 |
|-------|--|---------------|---|
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 | | 令和元年東日本台風 （死者行方不明者89人） 令和元年8月の前線に伴う大雨 （死者行方不明者4人） 平成30年7月豪雨 （死者行方不明者230人） 平成29年7月九州北部豪雨 （死者行方不明者42人） 平成27年9月関東・東北豪雨 （死者行方不明者20人） |
| 暴風 | 数十年に一度の強度の | 暴風が吹くと予想される場合 | 昭和34年台風第15号（伊勢湾台風） （死者行方不明者5,000人以上） 昭和9年室戸台風 （死者行方不明者3,000人以上） |
| 高潮 | 台風や同程度の温帯低 | 高潮になると予想される場合 | |
| 波浪 | 気圧により | 高波になると予想される場合 | |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | | — |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 | | 昭和56年豪雪 （死者行方不明者152人） 昭和38年1月豪雪 （死者行方不明者231人） |

※過去の対象事例の死者行方不明者数は令和2年2月1日時点。

警戒レベルと防災気象情報等・避難勧告等

| 警戒レベル | 防災気象情報等の情報 | | | 町の対応 (避難勧告等) |
|--------|--|----------------------|---------|--|
| | 警報・注意報等 | 警報の危険度分布※1 | 洪水予報 | |
| 警戒レベル5 | ・大雨特別警報 | | ・氾濫発生情報 | ・災害発生情報 |
| 警戒レベル4 | ・土砂災害警戒情報 ・高潮警報※2 ・高潮特別警報 | ・極めて危険 ・非常に危険 | ・氾濫危険情報 | ・避難指示（緊急） (避難指示（緊急）は、緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令) ・避難勧告 |
| 警戒レベル3 | ・洪水警報 ・大雨警報※3 ・高潮警報に切り替える可能性が高い注意報 | ・警戒（警報級） | ・氾濫警戒情報 | ・避難準備・高齢者等避難開始 |
| 警戒レベル2 | ・大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 ・洪水注意報 ・大雨注意報 ・高潮注意報 | ・注意（注意報級） | ・氾濫注意情報 | |
| 警戒レベル1 | ・早期注意情報（警報級の可能性） | | | |

注) ※1：警報の危険度分布には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布がある。

※2：暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難勧告（警戒レベル4）に相当する。

※3：夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）に相当する。

警戒レベルと住民がとるべき行動

| 警戒レベル | 住民等がとるべき行動 |
|--------|--|
| 警戒レベル5 | ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 |
| 警戒レベル4 | ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所等への移動が危険と思われる場合は、近隣の安全な場所やその時点で居る建物内のより安全な部屋等へ避難する。 |
| 警戒レベル3 | ・避難に時間を要する高齢者、障害者、乳幼児等とその支援者は立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。 ・特に、土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いに居住する人は準備が整い次第避難する。 |
| 警戒レベル2 | ・避難に備え自らの避難行動を確認する。 |
| 警戒レベル1 | ・災害への心構えを高める。 |

出典：「避難勧告等に関するガイドライン（平成30年度）」、警戒レベル設定の広報をもとに作成。

2 宮城県と仙台管区気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の恐れが高まったときに、市町村長が災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として発表される。

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とし、そのための具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、発令範囲をあらかじめ設定する。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）

3 東北地方整備局仙台河川国道事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報（指定河川洪水予報）

気象業務法第14条の2第2項及び第3項、水防法第10条第2項、第11条第1項の規定により、東北地方整備局仙台河川国道事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表される警報及び注意報である。

町長は、仙台河川国道事務所から洪水予報の通知を受けた場合は、その予報の内容に応じて、水防団への水防活動の指示、住民に対する必要な情報の提供や避難勧告等の発令等、適切な対応を行う。

本町に係る洪水予報を行う河川は、阿武隈川である。

洪水予報の種類は次のとおりである。

【洪水予報の種類】

| 種類 | 標 題 | 概 要 |
|----------|--------|---|
| 洪水 警報 | 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
| | 氾濫危険情報 | 氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 |
| | 氾濫警戒情報 | 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |

| 種類 | 標題 | 概要 |
|-----------|--------|--|
| 洪水 注意報 | 氾濫注意情報 | 氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団の出動の参考とする。避難に備え防災マップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |

4 仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、消防法に基づき、仙台管区気象台長が県知事に対して通報し、県を通じて町や消防本部に伝達される。

町長は、火災気象通報を受けたときは、火災に関する警報の発令、住民への通知、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

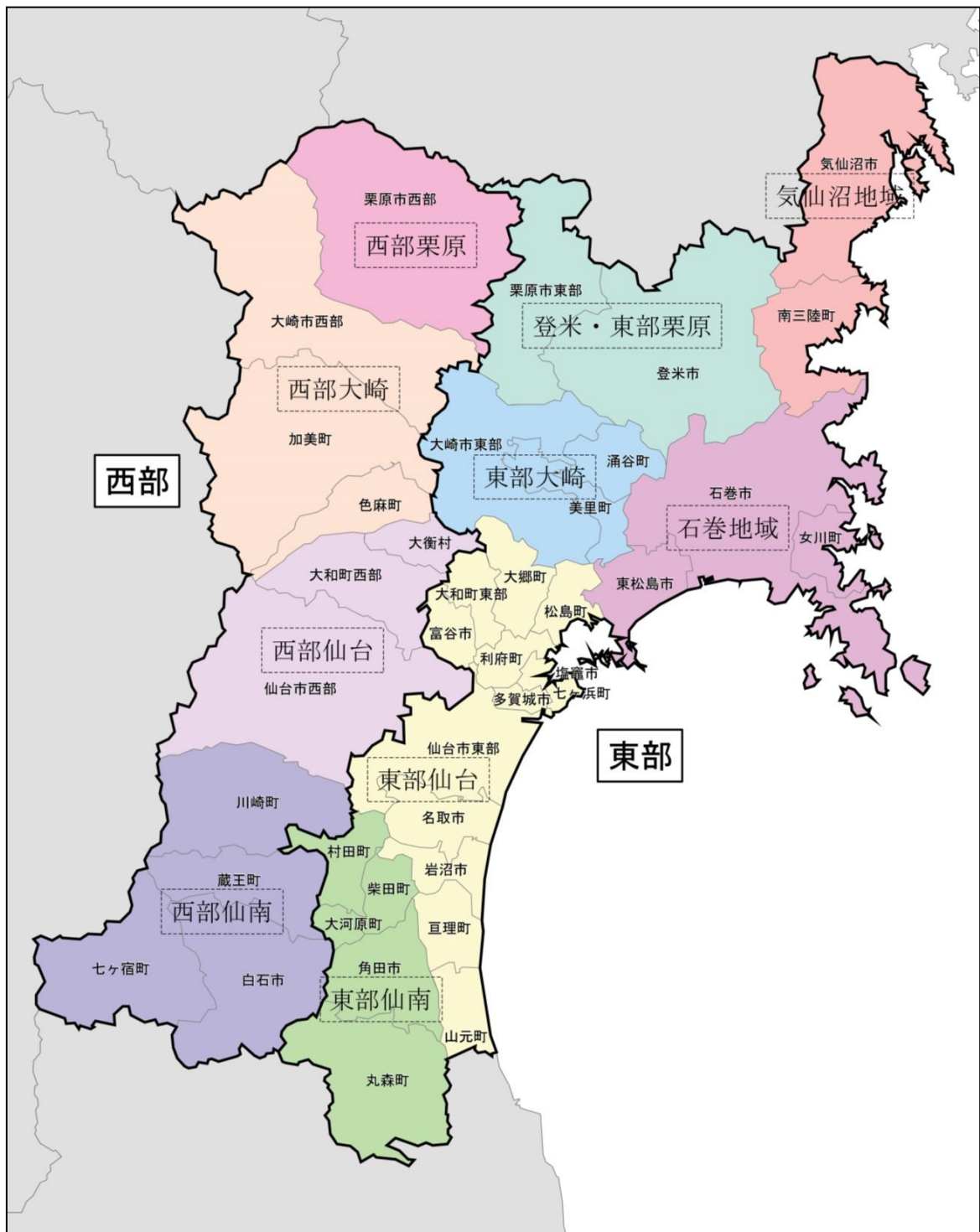
| 通報基準番号 | 通報内容 |
|--------|--|
| 1 | 実効湿度65%以下、最小湿度45%以下で、平均風速7m/s以上が予想される場合。 |
| 2 | 実効湿度60%以下、最小湿度35%以下が予想される場合。 |
| 3 | 平均風速13m/s（江ノ島、北～東南東18m/s）以上が予想される場合。 （ただし、降雨時又は降雪時は通報しないこともある。） |

5 警報・注意報の細分区域

本町は、次の細分区域に分類される。

（平成28年10月10日現在）

| 府県予報区 | 一次細分区域 | 市町村等をまとめた地域 | 二次細分区域 （含まれる市町等） |
|-------|--------|-------------|---|
| 宮城県 | 東部 | 東部仙台 | 仙台市東部、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町東部、大郷町、富谷市 |



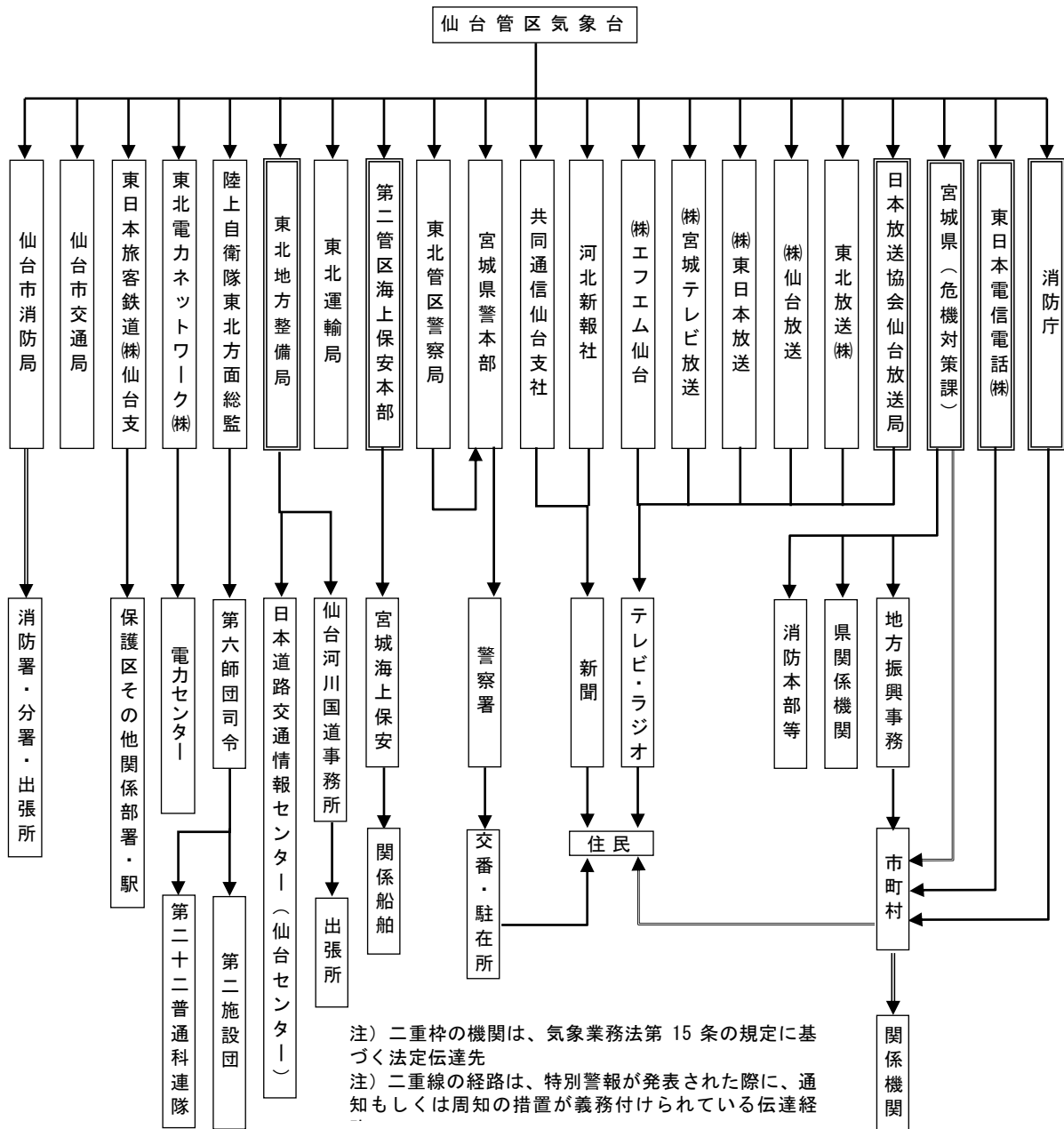
警報・注意報の細分区域 (平成28年10月10日現在)

第3 気象警報等の伝達

1 防災気象情報等の伝達系統

町は、仙台管区气象台が発表した気象警報・注意報等は、气象台から伝達された防災関係機関より受理する。伝達系統は、次のとおりである。

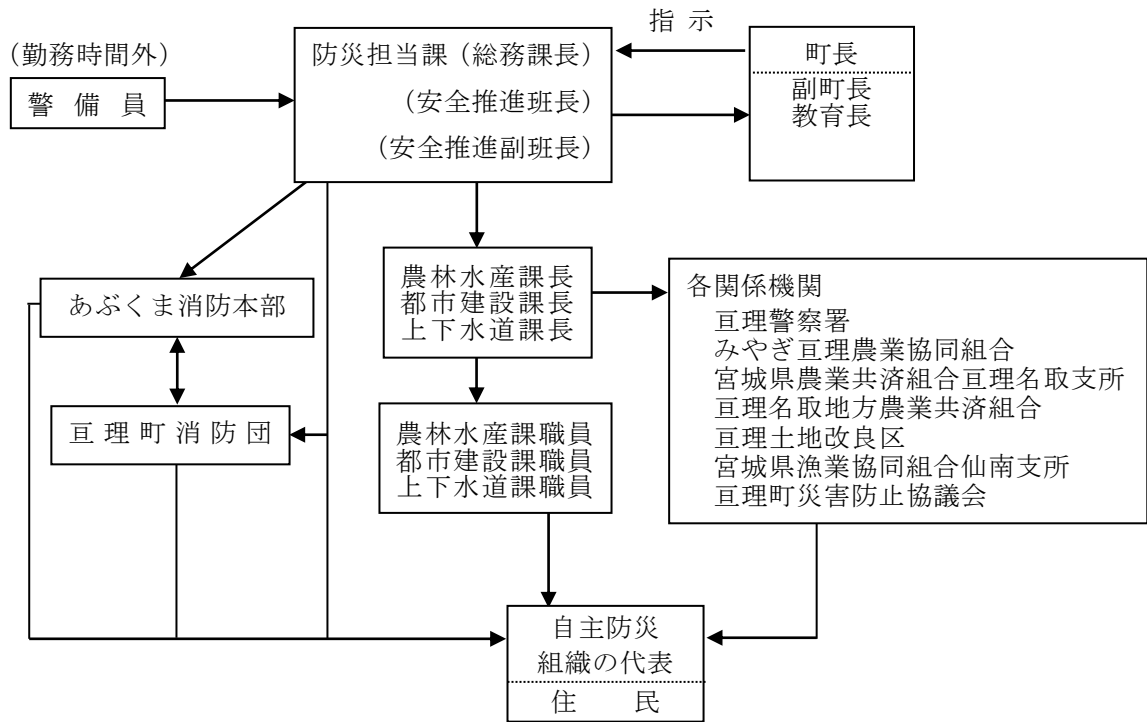
仙台管区气象台からの気象警報等の伝達系統



2 防災気象情報等の受領および伝達

町は、防災関係機関より受領した防災気象情報等は、次により住民に伝達する。

住民への防災気象情報の伝達



(1) 勤務時間内

総務課長（不在の場合は、財政課長）が受領し、町長（不在の場合は副町長）に報告するとともに、その指示を受け関係機関及び一般住民に伝達する。

(2) 勤務時間外

警備員が受領し、速やかに総務課長、安全推進班長、副班長、係員に伝達する。

一般住民に対する伝達方法

| 伝達責任者 | 伝達先 | 伝達方法 | 伝達内容 |
|--------|----------|--|---------|
| 総務課長 | 町全住民 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線 ・ 携帯メール（亶理町メール配信サービス（ほっとメール便）、緊急速報メール） ・ 町ホームページ ・ FM ラジオ ・ 広報車 ・ 口頭 | すべての警報 |
| 農林水産課長 | 農協関係従事者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 口頭等 | 霜、低温注意報 |

また、県では「土砂災害警戒メール配信システム」により、大雨警報・注意報や土砂災害警戒情報をEメールで配信している。

第2節 情報の収集・伝達

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 全災対部（全課） |
| 防災関係機関等 | 宮城県危機対策課、仙台地方振興事務所、東日本電信電話（株）宮城事業部、仙台管区气象台、あぶくま消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関 |

第1 目的

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 災害情報の収集・伝達

1 情報の収集

(1) 情報の収集要員

災害が発生する恐れがある場合、又は発生したときには、主に次のような方法により速やかに情報の収集に努める。

イ 情報調査連絡員

- (イ) 自主防災組織の代表又は消防団員を各地区の情報調査連絡員とする。
- (ロ) 災害対策本部の連絡員は、町職員をもって、次の被害調査体制における一般地区調査担当とする。
- (ハ) 一般地区調査担当以外の調査員は、各々の所属業務に関する情報を収集する。
- (ニ) 一般地区及び各専門分野関係の調査員は災害対策各部長が決定する。
- (ホ) 情報調査連絡員との連絡については、通常の電話のほか、移動系及び携帯電話等の活用を図る。

ロ 町職員

- (イ) 町職員は、執務時間外等で役場に参集する際には、できるだけ参集途上の情報把握に努める。

(2) 災害情報の内容

主に次のような情報の収集・伝達を行う。

- イ 災害発生への恐れのある異常な現象
- ロ 河川の増水、その他災害発生への恐れのある状況
- ハ 住民の避難状況
- ニ 災害が発生している状況（行方不明者数を含む人的被害、建築物の被害状況、火災、自然災害の発生状況等）
- ホ 水防その他の応急対策の活動状況
- ヘ 道路の状況、応急対策の必要性
- ト その他の災害情報

2 被害状況の調査

(1) 被害調査体制

被害状況の調査は、次のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

| 被害調査区分 | 調査担当責任者 | 協力団体名 | 備考 |
|---------------------------------|----------------------------|---|----|
| 一般被害及び応急対策状況の総括 | 総務課長 | 各地区情報調査連絡員 | |
| 福祉関係被害 医療関係被害 | 福祉課長 長寿介護課長 健康推進課長 | 各施設長 | |
| 農業関係被害 水産関係被害 林業関係被害 | 農林水産課長 | 亶理土地改良区 みやぎ亶理農業協同組合 宮城県漁業協同組合仙南支所 | |
| 商工関係被害 | 商工観光課長 | 亶理山元商工会 | |
| 公共土木施設関係被害 (公営住宅、公園、上下水道を含む) | 都市建設課長 施設管理課長 上下水道課長 | 亶理町災害防止協議会 宮城県住宅供給公社 亶理町水道工事指定業者連絡協議会 | |
| 教育施設関係被害 | 教育総務課長 生涯学習課長 | 各学校長 各施設長 | |
| 保育・児童施設関係被害 | 子ども未来課長 | 各施設長 | |
| 行政財産関係被害 | 財政課長 | | |
| 火災関係被害 | 消防署長 | | |

(2) 調査要領

調査内容は災害調査書に必要事項を記入する。(様式は資料編「災害調査書」参照)
被害状況をより明らかにするため、写真撮影もあわせて行う。

3 県等への災害情報の報告

(1) 報告担当及び連絡先

災害の状況等が把握できたところから、速やかに県へ連絡する。連絡担当は次表のとおりである。

県への被害報告は、市町村被害状況報告要領(資料編「市町村被害状況報告要領」参照)に基づき、原則として宮城県総合防災情報システム(MIDORI)により、仙台地方振興事務所を經由して県危機対策課に行く(夜間、休日等で、特に指示があった場合は、直接危機対策課に報告する)。

なお、県に伝達できない場合は、直接総務省消防庁に連絡し、事後速やかにその旨を県に報告する。

県の地方機関その他の関係機関に災害情報及び被害情報を通報、報告する際の責任者及び連絡先は次のとおりとする。

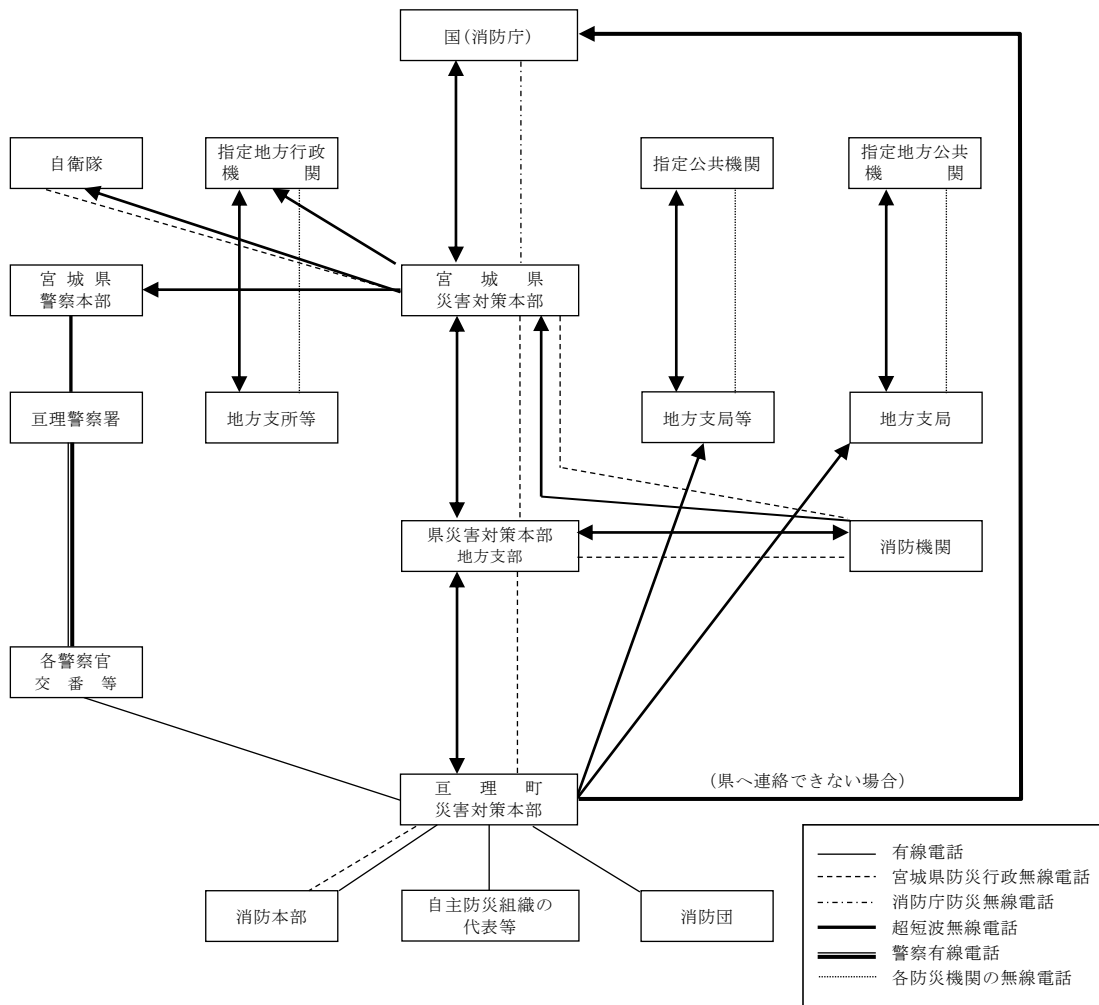
災害情報の連絡先

| 課名 | 連絡責任者 | | 連絡先名 | |
|------------------|-------|----|-----------------------|--------------|
| | 正 | 副 | 機関名 | 電話番号 |
| 総務課 | 課長 | 班長 | 消防庁（応急対策室） | 03-5253-7527 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 宮城県危機対策課 | 022-211-2382 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 仙台地方振興事務所 | 022-275-9111 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センター | 0223-23-5615 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 亘理警察署 | 0223-34-2111 |
| 〃 | 〃 | 〃 | あぶくま消防本部 | 0223-22-5189 |
| 〃 | 〃 | 〃 | あぶくま消防本部亘理消防署 | 0223-34-1155 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 宮城海上保安部 | 022-363-0114 |
| 都市建設課 | 〃 | 〃 | 仙台土木事務所 | 022-297-4111 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 仙台河川国道事務所岩沼出張所 | 0223-22-2801 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 岩沼国道維持出張所 | 0223-22-3039 |
| 農林水産課 | 〃 | 〃 | 仙台地方振興事務所 | 022-275-9111 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 亘理農業改良普及センター | 0223-34-1141 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 塩釜港湾・空港整備事務所 | 022-362-6211 |
| 健康推進課 | 〃 | 〃 | 塩釜保健所 | 022-363-5502 |
| 福祉課 | 〃 | 〃 | 仙台保健福祉事務所 | 022-363-5502 |
| 教育委員会 (教育総務課) | 〃 | 〃 | 仙台教育事務所 | 022-275-9260 |
| 企画課 | 〃 | 〃 | 東日本電信電話(株)宮城事業部 | 022-269-2248 |
| 上下水道課 | 〃 | 〃 | 宮城県中南部下水道事務所 | 022-367-4001 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 塩釜保健所岩沼支所 | 0223-22-2188 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 仙南仙塩広域水道事業所 | 0224-25-8890 |

(2) 災害情報等の相互交換体制

各関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

災害情報等の連絡系統は、次のとおりとする。



災害対策本部災害情報連絡系統図

(3) 報告の種類

イ 災害状況即報

災害の当初の段階で、被害状況が十分に把握できていない場合、又は、災害が発生する恐れのある場合、その状況について町及び消防本部は、自主的に即時報告する。

なお、消防機関への通報が殺到した場合には、その状況を町（消防本部）は直ちに消防庁及び県に報告する。この場合は、本様式にかかわらず、無線電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告する。

ロ 被害状況報告〔即報〕

町は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに報告するものとし、被害額については省略できるものとする（概ね1日1回程度）。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

なお、町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するためのおおよその情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

ハ 被害状況報告〔確定〕

町は、県の指定する期日までに確定報告する（概ね災害が発生してから2週間以内）。
なお、被害状況報告〔即報・確定〕において、施設等の被害箇所数及び被害額については、国・県管理分を除く。

4 住民への伝達

住民への情報伝達は、防災行政無線、携帯メール（亘理町メール配信サービス（ほっとメール便）、緊急速報メール）、町ホームページ、メディア（FMラジオ）等により行う。

災害発生直後を中心に、住民の安全確認の問い合わせが殺到することが予想されるため、災害対策本部に安否の確認や相談等に対応する窓口を設置する。

第3 異常現象を発見した場合の通報

住民等が異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を町又は警察署、消防本部に通報しなければならない。

1 異常現象

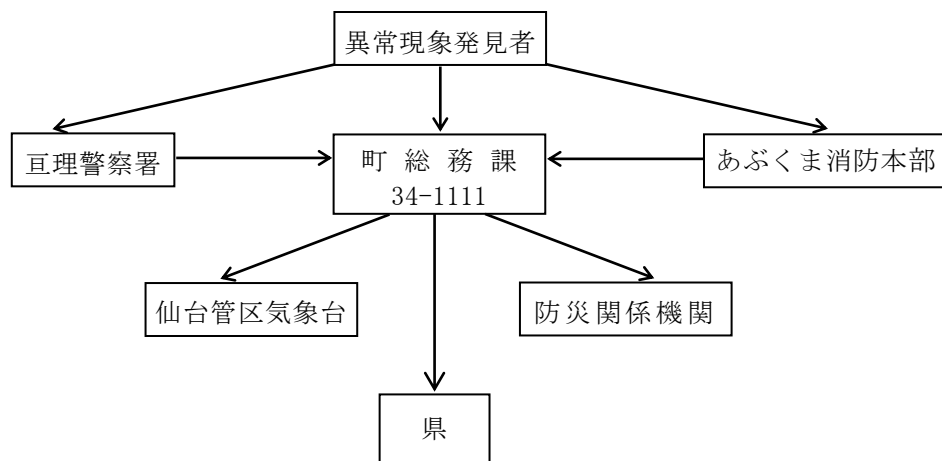
- (1) 地象に関する事項 異常音響及び地変
- (2) 水象に関する事項 異常潮
- (3) その他、災害が発生するおそれがある現象

2 情報伝達の流れ

異常現象を発見した場合の通報は次のような流れとなる。

- (1) 異常現象を発見した者は、町又は警察署、消防本部へ通報する。
- (2) 通報を受けた者は、執務時間内の場合は総務課長へ連絡する。
- (3) 執務時間外の場合は、警備員が情報を受領し、直ちに総務課長、安全推進班長、副班長等へ連絡。
- (4) 総務課長は情報を受けたら、町長に報告し指示を得たうえで、仙台管区气象台及び防災関係機関等へ連絡する。
- (5) 庁内及び住民への伝達は、災害情報と同様に行う。

異常現象を発見した場合の通報



第3節 通信・放送施設の確保

| | |
|---------|--------------------|
| 主な実施担当 | 全災対部（全課） |
| 防災関係機関等 | 東日本電信電話(株)、日本郵便(株) |

第1 目的

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や町民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について、所要の措置を講じる。

第2 町防災行政無線施設

防災行政無線等、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には、直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行う。

指定避難所との有線電話のほかに地域防災無線（移動系）等の確保を図る。あわせて、防災関係機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

第3 県防災行政無線施設

県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための保守要員の確保に努め、直ちに保守要員を現場に配置する。

また、必要に応じ、可搬衛星地球局、衛星携帯電話機、携帯無線機等の移動通信回線の活用により、緊急情報連絡用の臨時回線の設定に努める。

さらに、災害時の無線局運用時における通信ふくそうを避け、円滑に運用するため、通信回線の増強を図るほか、通信統制を行うことなどにより通信の運用に支障をきたさないよう努める。

第4 災害時の通信連絡

1 通信連絡手段

災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、町は、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

| 通信手段 | 特 徴 |
|---------|--|
| 一般加入電話 | 災害時に途絶やふくそうがある。 |
| 災害時優先電話 | 防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。災害発生時は外部発信専用として利用する。 |

| 通信手段 | 特 徴 |
|---------------|---|
| 災害時優先携帯電話 | 防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。 |
| 携帯電話(スマートフォン) | 固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。 |
| PHS | 使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。 |
| 衛星携帯電話 | 衛星を利用して通信するため通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。 |
| 孤立防止用衛星電話 | 東日本電信電話(株)宮城事業部から市町村役場等に配備されている衛星電話。 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。 |
| 消防用回線(消防無線) | 各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。 |
| 防災相互波 | 本周波数を所有している異なる免許人の間で通信できる。(防災相互通信用無線) |
| MCA無線システム | (一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。 |
| 非常通信 | 県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。 |
| インターネット | データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。 |

2 災害時優先電話の利用

一般の加入電話を利用し通信を確保する際、設備の被害等により、その利用が制限される場合は、あらかじめ災害時優先電話として登録されている電話を利用し通話の確保を図る。災害時優先電話は、災害時の救助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づき NTT 東日本が特定の機関に設置した電話である。なお、災害が発生した場合は、この電話を発信専用電話とし利用する。

3 有線通信が途絶した場合の措置

災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、各種の無線通信施設を利用する。

(1) 県、近隣市町村及び防災関係機関との通信連絡

県、近隣市町村、関係機関との連絡は、宮城県防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じて消防無線、非常無線、伝令の派遣等により行う。

(2) 町各部(出先機関)との連絡

町出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は、町防災行政無線により行う。また、孤立防止用無線電話、伝令の派遣(自転車・オートバイ利用もしくは徒歩)、県タクシー協会無線(タクシー無線)・アマチュア無線その他適当な手段により行う。

(3) 非常無線通信の利用

被災等により有線通信が使用不能となり、かつ町防災行政無線による通信が困難な場合は、電波法第52条の規定に基づき、警察事務、消防事務、電気事業を行う機関の保有する無線、放送局の保有する無線及びその他の無線を利用し、災害に関する通信の確保を図る。関係機関等へは、あらかじめ利用協力を求めておく。

本町については、東北地方非常通信協議会において無線通信局は以下のとおり定められている。

無線通信局

| 通信依頼先 | 住所 | 連絡責任者 | 連絡先 |
|-----------------------------|--------------|-------|--|
| 亘理警察署 | 字旧館 61-21 | 総務課長 | TEL 0223-34-2111 FAX(24時間) 0223-34-2111 |
| 東北地方整備局 仙台河川 国道事務所 岩沼出張所 | 岩沼市館下一丁目 2-9 | | TEL 0223-22-2801 FAX(昼間のみ) 0223-22-2802 |

【非常通信の利用方法】

イ 非常通信の要件

次に掲げるもの又はこれに準ずる通信を内容とする。

- ・人命の救助に関するもの
- ・天災の予報(主要河川の水位を含む。)及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ・緊急を要する気象等の観測資料
- ・非常の事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ・遭難者救護に関するもの
- ・鉄道道路、電力設備、電気電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のため資材の手配、運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- ・非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救護その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ・災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

ロ 通信の依頼手続き

無線局に対し、次の事項を明らかにする。なお、用紙は、電報発信紙又は適宜の用紙を用いてカタカナで記入し、余白の冒頭に「非常」と朱書記入する。

- ・宛先の住所、氏名、電話番号
- ・依頼者の住所、氏名、電話番号
- ・通信内容（200字以内で簡潔に要約）
- ・その他必要な事項

4 被災者等の通信連絡手段

(1) 安否情報の登録・確認

次の安否情報の登録・確認は、通信のふくそう下でも利用でき、ふくそうを回避する手段としても有効である。

| 通信手段 | 特 徴 |
|-------------------------------|---|
| 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171) | 災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。 |
| 災害用伝言板 | 大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。 |

(2) 災害時特設公衆電話

| 通信手段 | 特 徴 |
|-----------|---|
| 災害時特設公衆電話 | 災害発生時の通信手段として、避難所等に東日本電信電話(株)により設置される。事前設置(回線構築)が行われており、避難所等が開設された際には施設管理者により電話機が設置され利用可能となる。 |

第5 放送施設

災害が発生した際、関係機関や住民に対し伝達すべき事柄がある場合、町長は災害対策基本法第57条に基づき、知事へ放送要請を依頼する。連絡担当は災対総務部(総務課)とする。

[要件]

災害のため、電気通信事業用通信設備、有線電気通信設備、無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合。

[手続き]

放送要請書に必要事項を記入して要請するが、緊急を要する場合は電話又は口頭により行う。

(放送要請書は資料編「放送要請について」参照)。

第6 郵便関係の措置

1 郵便はがき等の交付

日本郵政(株)東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設(応急仮設住宅に収容する場合を除く)の供与又は被服、寝具、その他生活必需品の供与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡(ミニレター)1枚の範囲内で必要と認められる数量を交付する。

2 料金の減免

被災の状況により、被災者(法人を除く)が差し出す第一種郵便物、通常はがき又は盲人用点字郵便物については料金を減免する。

3 取り扱い郵便局

なお、取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

4 救援用小包の扱い

町外から送られてくる救援小包を互理郵便局で処理しきれない場合は、佐藤記念体育館等を使用し、臨時の郵便局を開設する。

第4節 災害広報活動

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課、企画課） |
| 防災関係機関等 | 亘理警察署、あぶくま消防本部、東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センター、防災関係機関 |

第1 目的

町は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第2 社会的混乱の防止

1 情報伝達・広報の実施

町は、流言飛語（デマ）等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

2 住民等への対応

町は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

第3 広報の方法

1 広報担当

広報活動は次の担当により行う。

町長が行う災害広報

| 広報担当区分 | 責任者 | 担当者 | 連絡方法 |
|----------|------|--------|-------------------------------------|
| 住民担当 | 総務課長 | 安全推進班長 | 広報車、サイレン、防災行政無線、FMラジオ、インターネット、携帯メール |
| 報道機関担当 | 企画課長 | 情報政策班長 | 電話、文書、SNS、その他の方法 |
| 防災関係機関担当 | 総務課長 | 安全推進班長 | 有線電話、無線電話、防災行政無線 |
| 庁舎内担当 | 総務課長 | 安全推進班長 | 庁舎内放送、庁舎内電話、文書 |
| 事前措置等の担当 | 総務課長 | 安全推進班長 | 電話、文書 |

防災関係機関

| 機関名 | 電話番号 | 連絡責任者 |
|--|--|-------|
| 亙理警察署 あぶくま消防本部 東北電力ネットワーク(株)岩沼 電力センター | 0223-34-2111 0223-22-5189 0223-23-5615 | 総務課長 |

町長が行う広報は、すべて広報総括者（総務課長）に連絡する。

広報総括者は、広報する情報について関係課等と調整し、情報が錯綜することのないよう十分に留意する。

広報担当者は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に必要写真の収集、撮影に努める。

2 広報の内容

災害発生後の各時期において広報する内容は次のとおりである。

(1) 災害発生直後

- ・災害対策本部に関する事項
- ・安否情報
- ・被害区域及び被害状況
- ・避難（勧告・場所等）に関する情報
- ・医療救護所の開設等救急、医療に関する情報、防疫に関する情報
- ・豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨量については、時間雨量のほか累積雨量についても広報する）
- ・緊急交通路の確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- ・自主防災組織に対する活動実施要領
- ・出火防止等の呼びかけ
- ・町ホームページへの掲載

(2) 生活再開時

- ・ライフラインの被害状況
- ・生活支援（食料、飲料水等の供給）に関する情報
- ・保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- ・道路における危険防止および交通の円滑化に関する情報
- ・被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等の生活安全に関する情報
- ・相談窓口の設置に関する情報
- ・ボランティアの受入れ情報

(3) 復興期

- ・保健衛生、ライフライン、交通施設等復旧に関する情報
- ・被災者に対する援助、助成措置（特別融資、緊急融資、税の減免等）に関する情報

3 広報の方法

広報にあたっては、以下のようなさまざまな手段により行う。

- (1) 防災行政無線
- (2) 広報車
- (3) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関
- (4) 広報紙
- (5) チラシ、パンフレット等
- (6) 指定避難所への企画班の派遣
- (7) 自主防災組織を通じての連絡
- (8) インターネット
- (9) 携帯メール（亘理町メール配信サービス（ほっとメール便）、緊急速報メール）
- (10) メディア（FM ラジオ放送）

なお、障害者や高齢者等、及び日本語の理解が十分でない外国人等への広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。

【報道機関への広報】

災害対策基本法第57条に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、テレビ、ラジオ等の報道機関へ広報を依頼する。

報道機関関係者との記者会見等は、災害対策本部で行う。

第4 安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、居所等を知られることにより危害を加えられる恐れがあるなどの理由から、情報を開示することが望ましくないと判断される者等が含まれる場合は、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 防災活動体制

| | |
|---------|----------|
| 主な実施担当 | 全災対部（全課） |
| 防災関係機関等 | 各防災関係機関 |

第1 目的

町は災害が発生する恐れのあるとき、又は災害が発生したときには、あらかじめ定められた体制を迅速に整え、各機関が連携して効果的な応急活動を行う。また、災害の状況に応じて、柔軟に体制を運用する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第2 配備体制

災害が発生する恐れのある場合、又は災害が発生した場合は、その状況に応じて、災害警戒本部、災害特別警戒本部又は災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置した際、局地的な被害等の状況によって本部長が特に必要と認める場合は、現地災害対策本部を設置する。

各本部の設置については、「第3編第2章第11節 職員の配備体制」に記載しているとおりである。

第3 動員体制

1 職員等の動員

各職員は、あらかじめ定められた配備基準に基づき、配備体制につく。また、現地災害対策本部が設置された場合は、災害の状況に応じて人員を配置するとともに、被害状況を把握するため、職員を派遣する。

更には、各地区の状況を把握するため、自主防災組織の代表等又は消防団員による情報調査連絡員を配置する。（これら情報の収集・伝達方法の詳細は「第3編第3章第2節 情報の収集・伝達」に記載しているとおりで）災害応急・復旧活動が長期化する見込みの時は、職員が交代できる体制を整える。

第4 災害警戒本部、災害特別警戒本部の運用

1 災害警戒本部、災害特別警戒本部の設置場所

災害警戒本部及び災害特別警戒本部は、役場内に設置する。

2 災害警戒本部、災害特別警戒本部の所掌事務

災害警戒本部及び災害特別警戒本部の所掌する主な事務は次のとおりである。

- ・ 気象情報の収集、伝達
- ・ 各地区の被害状況の把握
- ・ 住民の不安を除くために必要な広報
- ・ その他

3 災害警戒本部、災害特別警戒本部の本部長

災害警戒本部 本部長：総務課長

災害特別警戒本部 本部長：副町長

第5 災害対策本部の運用

1 本部設置場所

災害対策本部は、役場内に設置するが、役場が被災により機能しない場合は、災害の状況に応じて他の公共施設等へ設置する。（詳細は「第3編第2章第12節 防災活動拠点等の整備」に記載しているとおり）

2 本部員会議

本部長、副本部長及び本部員は、本部会議を開き、災害対策に関する重要事項を協議し、措置を講じる。

本部会議は本部長が召集する。本部長が不在の場合は、職務代理者が指揮をとる。

被災等によりすべての本部員が招集できないとき、又は会議を招集する時間がないときは、本部長、副本部長の判断により対応策を講じる。

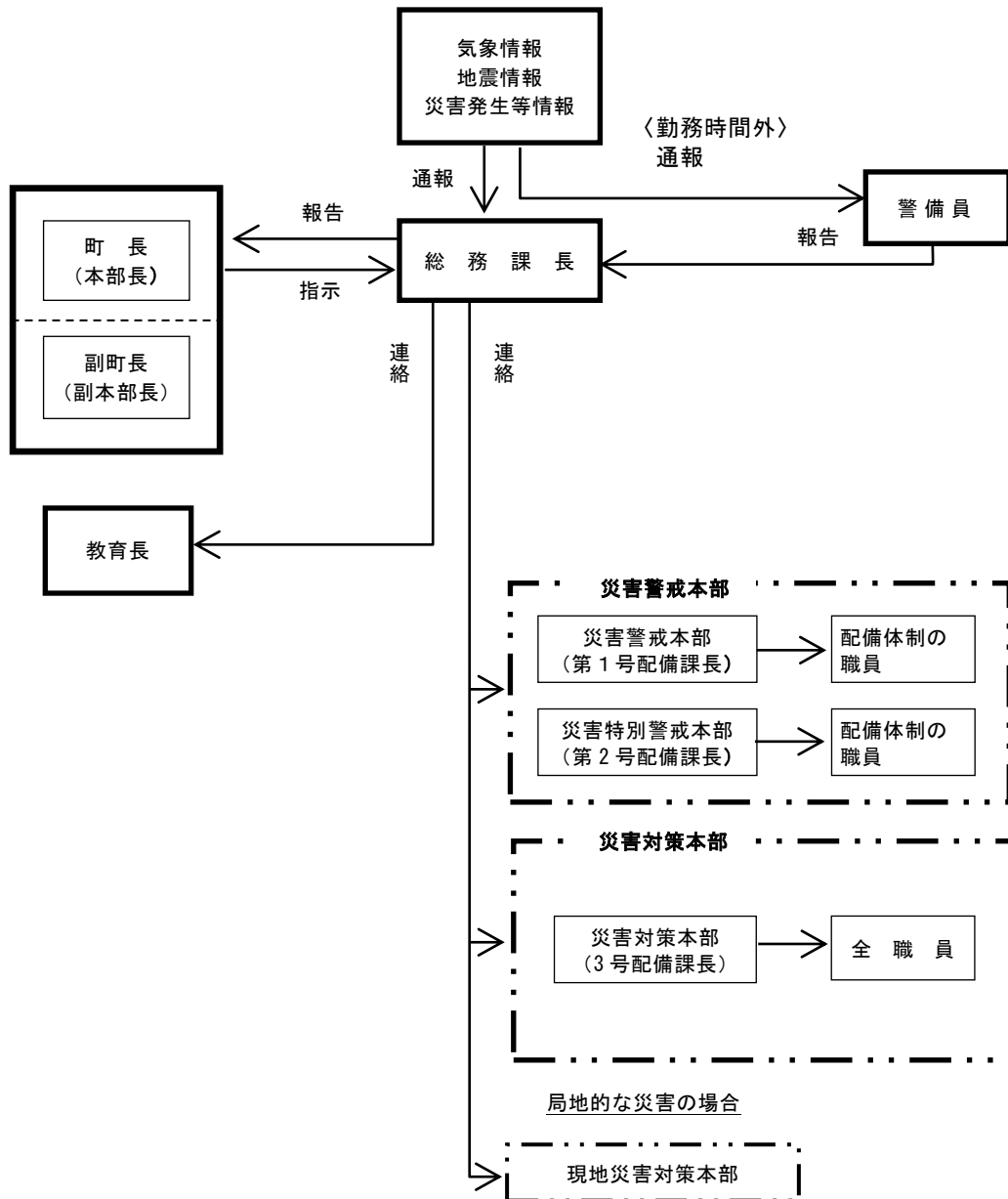
3 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の所掌する主な事務は次のとおりである。

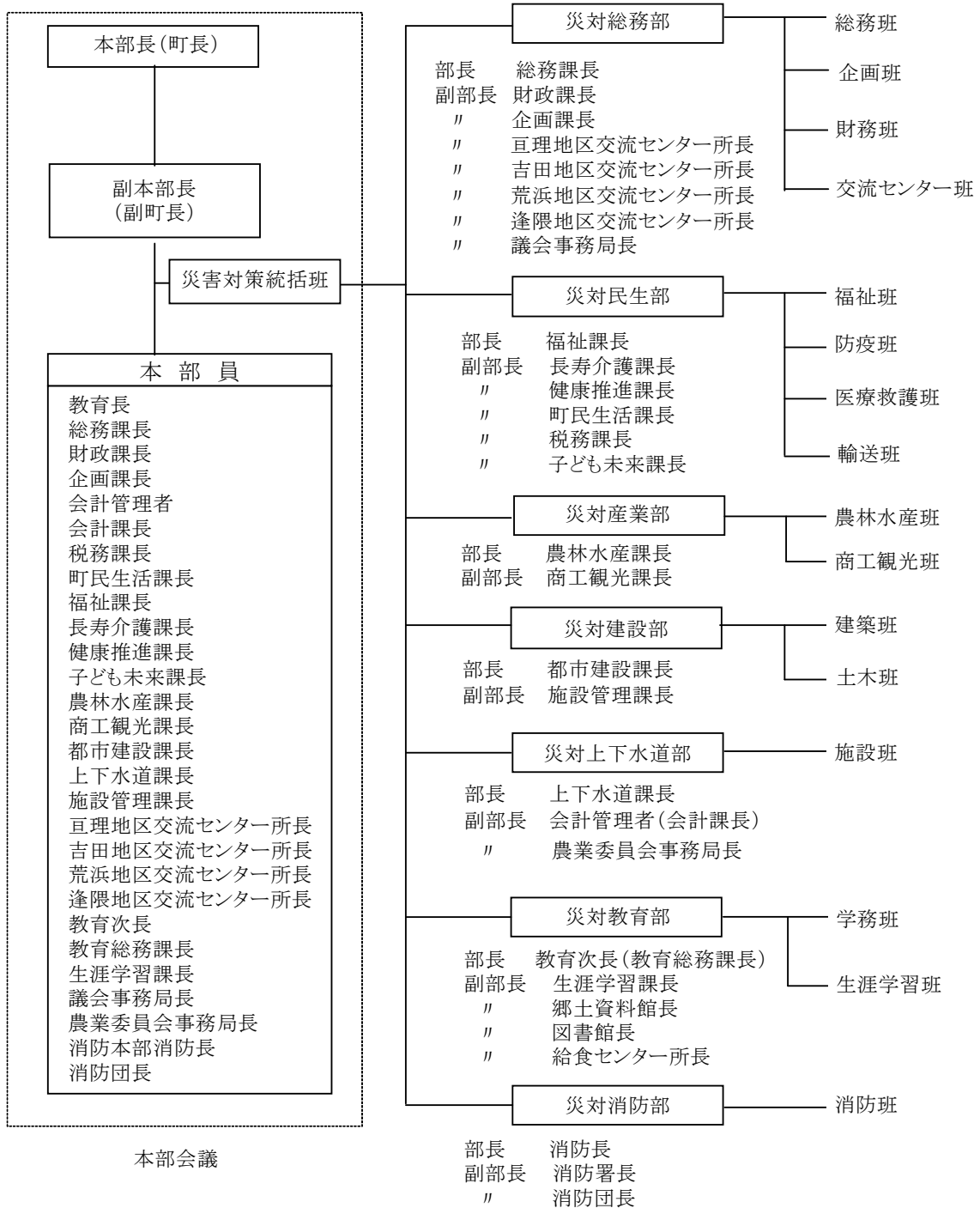
- ・ 気象予報等その他災害応急対策に必要な情報の収集、伝達
- ・ 各地区の被害状況の把握
- ・ 住民の不安を除くために必要な広報
- ・ 消防、水防その他応急措置
- ・ 被災者の救助、救護、その他の保護
- ・ 施設、設備の応急復旧
- ・ 防疫その他の保健衛生
- ・ 避難の勧告、指示
- ・ 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- ・ 応急仮設住宅の供給
- ・ 県への報告、要請
- ・ 県との災害応急対策関連事項についての連携
- ・ 他市町村への応援要請
- ・ 知事への自衛隊派遣要請の依頼
- ・ 町内会、自治会、自主防災組織との連携及び指導
- ・ その他必要な災害応急対策の実施

4 現地災害対策本部

局地的な災害が発生した場合、又は災害対策本部（役場）とは別に、他の場所に本部機能を設置した方が応急対策がとりやすいと本部長が判断した場合は、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、本部との連絡を取り合い、現地における司令塔として応急対策を指揮するとともに、災害対策本部へ必要な人員、資機材等を要請する。



災害警戒本部・災害対策本部配備の流れ



災害対策本部編成図

■非常配備体制の基準・内容等

| 区 分 | 配置時期 | 配置内容 | 配備体制 | 備 考 |
|--------------------|---|--|---|--|
| 災害警戒本部 (1号配備) | 1 大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 警報に切り替える可能性が高いことが明示された大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 3 その他特に総務課長が必要と認めたとき。 | 配備体制の人員で、災害に関する情報収集、連絡活動及び応急活動を実施し、状況により災害特別警戒本部に移行できる態勢とする。 ただし、本部長が必要と判断した場合には、上記以外の課の職員を配置するものとする。 | 総務課 財政課 企画課 農林水産課 都市建設課 施設管理課 上下水道課 福祉課※ 長寿介護課※ 子ども未来課※ 教育総務課※ 生涯学習課※ 各地区交流センター 関係課職員 ※本部長が必要と認めたとき | 特記事項 【休日及び時間外の連絡系統】 1号 事務局 →災害警戒本部関係課長 →所要の職員 |
| 災害特別警戒本部 (2号配備) | 1 台風や集中豪雨による大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。 2 大雨警報(土砂災害)の危険度分布、又は、洪水警報の危険度分布において「非常に危険」(薄い紫色)の段階に到達したとき。 3 その他特に副町長が必要と認めたとき。 | 配備体制の人員で、災害に関する情報集収、連絡活動及び応急活動を実施し、状況により災害対策本部に移行できる態勢とする。 ただし、本部長が必要と判断した場合には、上記以外の課の職員を配置するものとする。 | 副町長 総務課 財政課 企画課 農林水産課 都市建設課 施設管理課 上下水道課 福祉課 長寿介護課 子ども未来課 教育総務課 生涯学習課 各地区交流センター 関係課職員 ※上記以外の課の職員は自宅待機とする。 | 2号 事務局 →災害特別警戒本部関係課長 →所要の職員 |
| 災害対策本部 (3号配備) | 1 大雨、高潮等の特別警報が発表されたとき。 2 大雨、洪水、高潮等により災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあるとき。 3 その他特に町長が必要と認めたとき。 | 組織の全力をあげて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員とする。 | 全職員 【災害対策本部会議】 町長 副町長 教育長 総務課長 財政課長 企画課長 会計管理者 会計課長 税務課長 町民生活課長 福祉課長 長寿介護課長 健康推進課長 子ども未来課長 農林水産課長 商工観光課長 都市建設課長 上下水道課長 施設管理課長 互理地区交流センター所長 吉田地区交流センター所長 荒浜地区交流センター所長 逢隈地区交流センター所長 教育次長 教育総務課長 生涯学習課長 議会事務局長 農業委員会事務局長 消防本部消防長 消防団長 | 3号 事務局 →災害対策本部関係課長 →職員 |

第6 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合、実施は知事の委任事務であるが、必要に応じ職権の一部を町長に委任することができる（詳細は「第3編第3章第8節 災害救助法の適用」に記載しているとおり）。

第7 応援要請

町長は、災害の状況等に応じて、応援協定を締結している市町村へ応援を依頼する（詳細は「第1編第3章第7節 相互応援活動」に記載しているとおり）。

第8 自衛隊の派遣要請

町長は、災害の状況等に応じて、知事へ自衛隊派遣要請を依頼する（詳細は「第3編第3章第9節 自衛隊の災害派遣」に記載しているとおり）。

第9 警察の活動

互理警察署長は、豪雨、暴風、高潮等による重大な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、非常招集の規定に基づき警察官を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集、被災者の救出、救助活動等所定の災害警備活動を行う。

第10 消防機関の活動

1 消防本部の活動

消防本部は、非常召集の規定に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。

その後、速やかに被害情報の収集活動、被害者等の救出、救助活動等所定の活動を行う。また、町災害対策本部、警察署等関係機関と連絡を密にして、効果的な災害応急活動を行う。

2 消防団の活動

町は、消防団員を非常召集するため災害の種別・規模等に応じた召集の規定を定める。消防団は、災害等に関する情報の収集を行うとともに、原則として消防長又は消防署長の指揮下に入り、消防職員と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

また、消防活動が終了した場合には、町災害対策本部長の指示により災害応急活動を行う。

第11 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を招集し、速やかに対処する。この際、各々の機関の本社（本部）、関係者等にも情報提供、応援要請を行う等、迅速かつ広範囲な活動体制に入る。

第12 関係機関との連携

災害が発生した際、又は発生する恐れのある場合、町長は県、関係機関等と密接に連絡を取り合い、必要な対策を講じる。各機関から派遣される職員との打ち合わせや調整等は、災害対策本部が行う。

災害対策本部を設置した時は、速やかに県へ連絡する。

町内に、県による現地災害対策本部が設置されたときには、連携を密にして円滑な応急対策を推進する。

また、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互連携・協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第6節 警戒活動

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課）、災対産業部、災対建設部（都市建設課、施設管理課）、災対上下水道部（上下水道課） |
| 防災関係機関等 | 各防災関係機関 |

第1 目的

町及び防災関係機関は大雨、洪水、高潮、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第2 警戒体制

町及び防災関係機関は雨量、河川等の水位、潮位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

災害警戒本部等の組織

| 区 分 | 配備体制 | 備 考 |
|--------------------|--|----------------------------------|
| 災害警戒本部 (1号配備) | (大雨、洪水警報等) 総務課 財政課 企画課 農林水産課 都市建設課 施設管理課 上下水道課 福祉課※ 長寿介護課※ 子ども未来課※ 教育総務課※ 生涯学習課※ 各地区交流センター ※本部長が必要と認めたとき | 本部長が必要と判断した場合は、配備体制以外の課の職員を配置する。 |
| 災害特別警戒本部 (2号配備) | (大雨、洪水警報等) 副町長 総務課 財政課 企画課 農林水産課 都市建設課 施設管理課 上下水道課 福祉課 長寿介護課 子ども未来課 教育総務課 生涯学習課 各地区交流センター | 同 上 |

| 区 分 | 配備体制 | 備 考 |
|------------------|---------------------------------|-----|
| 災害対策本部 (3号配備) | (特別警報) (町長が必要と判断したとき) 全職員 | |

第3 水防活動

- 1 洪水又は高潮等による災害が発生する恐れがある場合は、関係機関は設定したタイムラインに沿って、水防活動を実施する。
- 2 水防警報を受理した水防管理者、その他関係機関は、洪水警報の危険度分布や高潮の予想される潮位等の警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。
- 3 水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、県及び町と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、洪水警報の危険度分布で薄い紫が出現するなど必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。
- 4 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を町及び警察署に通知するとともに住民に周知する。
- 5 水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水警報の危険度分布も活用し、水位上昇のおそれを把握する。
- 6 水防管理者は、必要に応じて、民間事業者に委託して水防活動を実施する。
なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。

第4 土砂災害警戒活動

町は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生の恐れがある場合には、町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難勧告等の必要な措置を講じる。

- 1 避難勧告の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難勧告を発令することを基本とし、大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達した」メッシュが予め避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難勧告を発令する。

また、大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した」メッシュが予め避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難指示（緊急）を発令する。

- 2 町は、土砂災害に係る避難勧告等については、それらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第5 ライフライン、交通等警戒活動

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第7節 相互応援活動

| | |
|---------|--------------------------|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課） |
| 防災関係機関等 | 仙台地方振興事務所、あぶくま消防本部、亘理警察署 |

第1 目的

豪雨、暴風、高潮等の災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町以外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

第2 相互応援活動

1 県への応援要請

町長は、町及び防災機関等による活動だけでは災害対応に不足が生じるときは、知事へ応援を要請する。

2 相互応援協定

「第3編第2章第13節相互応援体制の整備」に掲げた相互応援協定に基づき、応援要請及び応援を行う。

応援の要請に当たっては、次の事項を明確にした文書で行う。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を送付する。

[連絡事項]

- ・ 災害の状況及び応援を必要とする理由
- ・ 応援を要請する区域
- ・ 応援を必要とする期間、人員
- ・ 応援又は応援措置事項その他参考となるべき事項

近隣市町及び協定を締結している市町村で災害が発生した場合、被災市町村が応援要請を行えない状況になっていることも勘案し、町は自ら災害情報の収集に努め、必要がある場合には応援要請を待たずに応援部隊の自主派遣を行う。

町長は、知事又は指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保について応援を求められたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な対策を講じる。

3 他の市町村長との相互応援

町長は、応援協定を締結していない他の市町村に応援を要請する必要があると認めるときは、県による市町村間調整のもと、応援を依頼する。

応援を求められた場合は、必要に応じ県が行う市町村間調整に留意するとともに応援体制を整え、必要な応援を行う。

応援にかかる費用は、原則として受援者側とする。

4 県への情報伝達

他の市町村から応援を受けることになった場合は、その旨知事に連絡する。

第3 消防相互応援活動

豪雨、暴風、高潮等の災害等により、消防本部のみでは災害の防ぎよが困難なときは、互理地区行政事務組合管理者は、「宮城県広域消防相互応援協定」等に基づき応援要請を行う。

互理地区行政事務組合管理者は、他の消防機関の長に対し必要な事項を明らかにして文書により応援を要請するが、緊急を要し、文書のやり取りができないときは口頭で要請し、事後速やかに文書を送付する。また、連絡班等の受入れ体制を整備する。

第4 緊急消防援助隊の応援活動

豪雨、暴風、高潮等の災害等による被災者の救援活動のため、他都道府県からの応援が必要な場合、町長は知事へ緊急消防援助隊による応援を要請する。

※緊急消防援助隊とは、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、各都道府県で編成された全国規模の組織。

第5 警察災害派遣隊の応援活動

互理警察署長は、被災者の救助、緊急交通路の確保等のため応援が必要と認められるときは、警察本部に対し、警察官等の応援部隊の派遣要請等の措置をとる。

第6 応援部隊等の受入れ

災対総務部（総務課）は、他の市町村からの応援部隊に対して、受入れ場所を設置し、運営にあたる。

第8節 災害救助法の適用

| | |
|---------|------------------------|
| 主な実施担当 | 災対民生部（福祉課、長寿介護課、健康推進課） |
| 防災関係機関等 | 宮城県 |

第1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

町は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合に実施する応急救助について定め、被災者の保護を図る。

第2 災害救助法実施の手続き

町長は、災害救助法の適用の必要があると認めるときは、知事に対しその旨要請する。

知事は、町長の要請に基づき内閣府と協議し、必要があると認めるときは災害救助法を適用し、速やかに町長へ連絡する。

災害救助法の実施は、知事に全面的に委任されているが、知事は救助を迅速に行うため必要があるときは、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を町長に委任することができる。

第3 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

- 1 町内の減失世帯数が60世帯以上のとき（本町の人口は平成27年の国勢調査で33,589人→町の人口が30,000人以上50,000人未満の場合に該当）

※減失世帯…全壊（焼）、流出等により住家が減失した世帯を標準とし、住家が半壊（焼）する等著しく損傷した世帯については、減失世帯の2分の1、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯については、減失世帯の3分の1とみなす。

- 2 県内の被害世帯が2,000世帯以上で、かつ町内減失世帯数が30世帯以上に達したとき（1と同様、町の人口が30,000人以上50,000人未満の場合に該当）。
- 3 県内の被害世帯が9,000世帯以上で、町内の被害世帯数が多数に及び、その被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害に遭った者の救護が著しく困難な場合で、かつ多数の世帯の住家が減失したものであること。

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合。

※多数とは、町の救護活動では対応しきれない程度の被害であり、被害の態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか等）や周囲の状況に応じて判断される。

第4 救助の種類

※昭和22年10月18日法律第118号厚生事務次官通知、最終改正平成30年6月15日法律第52号

(平成31年度災害救助基準)

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 |
|-----------------|---|---|-------------------------|---|
| 避難所の設置 | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 | (基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から 7日以内 | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。 |
| 応急仮設住宅の供与 | 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | ○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 | 災害発生の日から 20日以内着工 | 1 費用は設置にかかる原材料、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内 |
| | | ○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額 | 災害発生の日から すみやかに借上げ、提供 | 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に準じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設型住宅と同様。 |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者 | 1人1日当たり 1,140円以内 | 災害発生の日から 7日以内 | 食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日) |
| 飲料水の供給 | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。) | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から 7日以内 | 輸送費、人件費は別途計上 |

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 | | | | | |
|----------------------|--|---|------------------------------------|---|--------|--------|--------|---------------|--------|
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者 | 1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日を持って決定する。 2 下記金額の範囲内 | 災害発生の日から10日以内 | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること | | | | | |
| | | 区 分 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上1人増すごとに加算 | |
| | | 全壊 全焼 流失 | 夏 | 18,500 | 23,800 | 35,100 | 42,000 | 53,200 | 7,800 |
| | | | 冬 | 30,600 | 39,700 | 55,200 | 64,500 | 81,200 | 11,200 |
| | | 半壊 半焼 床上浸水 | 夏 | 6,000 | 8,100 | 12,200 | 14,800 | 18,700 | 2,600 |
| 冬 | 9,800 | | 12,800 | 18,100 | 21,500 | 27,100 | 3,500 | | |
| 医 療 | 医療の途を失った者（応急的処置） | 1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内 | 災害発生の日から14日以内 | 患者等の移送費は、別途計上 | | | | | |
| 助 産 | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者） | 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額 | 分べんした日から7日以内 | 妊婦等の移送費は、別途計上 | | | | | |
| 被災者の救出 | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から3日以内 | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上 | | | | | |
| 被災した住宅の応急修理 | 1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当りの限度額 584,000円以内 | 災害発生の日から1ヵ月以内 | | | | | | |
| 学用品の給与 | 住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒 | 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円 | 災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内 | 1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 | | | | | |
| 埋 葬 | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 | 1体当たり 大人（12歳以上）211,300円以内 小人（12歳未満）168,900円以内 | 災害発生の日から10日以内 | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 | | | | | |

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 |
|-------------------|--|---|-----------------|--|
| 死体の捜索 | 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から10日以内 | 1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 |
| 死体の処理 | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。 | (洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 検案 救護班以外は慣行料金 | 災害発生の日から10日以内 | 1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者 | 市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,400 円以内 | 災害発生の日から10日以内 | |
| 輸送費及び賃金 職員等雇上費 | 1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救援物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間以内 | |
| 実費弁償 | 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 | 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める | 救助の実施が認められる期間以内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 |

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 |
|-----------------|---|---|------------------------------------|--------------------------|
| 救助の事務を行うのに必要な費用 | 1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費 | 救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 | 救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内 | 災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。 |

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第5 救助の実施報告

1 救助の実施状況の報告

災害対策本部各部署は、災害救助法による救助を実施する必要がある災害が発生した場合、救助が完了するまでの間、被害状況及び救助の実施状況について、災対民生部（福祉課）に報告する。

災対民生部（福祉課）は、各部署からの救助実施状況等を取りまとめ、宮城県保健福祉総務課に報告する。

2 報告（情報提供）の内容

報告（情報提供）の内容及びその時期は次のとおりとする。（報告様式は資料編「救助の実施状況の報告様式」参照）

| 情報提供の種類 | | 情報提供の内容 | 方法 | 時期 | 備考 |
|---------|---|--|--------------------------|----------------------|--|
| 発生情報 | 災害救助法による救助の実施の必要性が明白であるか、又は、その可能性があると認められる災害が発生した場合 | ア災害発生の日時及び場所 イ災害の原因及び被害の概況 ウ被害状況調査 エ工法適用（見込み）年月日 オすでにとった救助措置及びとろうとする措置 カその他必要事項 | ア 電話 イ FAX ウ 電子メール | 災害発生後 可及的速やかに | 発生情報の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について情報提供する。変更があった場合は、その都度速やかに情報提供する。 |
| 中間情報 | 災害救助法適用市町村の指定が完了した場合 | ア上記発生情報のア～カまでの内容 イ救助の種類別、実施状況 ウ災害救助費概算額調（様式1） エ救助費の予算措置の概要 | ア 電話 イ FAX ウ 文書 | 法適用後救助の実施期間中毎日報告する | |
| 決定情報 | 災害救助法による救助が完了した場合 | ア中間情報の内容 | ア 文書 | 応急救助が完了したのちできる限り早い時期 | |

3 救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、災対民生部（福祉課）が知事に対して行うが、災害対策各部は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用にかかる関係書類を整備保存しておく。（報告様式は資料編「救助の実施状況の報告様式」参照）

第6 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・被災住宅の応急修理

- ・ 学用品の給与
- ・ 埋 葬
- ・ 遺体の捜索及び処理
- ・ 障害物の除去
- ・ 応急救助のための輸送
- ・ 応急救助のための賃金職員雇上費

第9節 自衛隊の災害派遣

| | |
|---------|------------|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課） |
| 防災関係機関等 | 宮城県、自衛隊 |

第1 目的

災害に際し、人命又は財産の保護のため、とくに必要と認められる場合に、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請について定める。

第2 災害派遣要請の基準

1 知事の要請による派遣

町長は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人命及び財産を保護する必要があると認められるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。町長不在のときは副町長が代行する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合、町長は速やかに知事にその旨を通知する。

2 自衛隊の自主派遣

大規模な災害等により、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合は、自衛隊指定部隊等の長は、要請を待つことなく自らの判断により部隊の派遣を行う。その場合の判断基準は次のとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して情報を提供するため、自衛隊自ら情報収集を行う必要があるとき。
- (2) 災害に際し、知事が災害派遣要請を行うことができないと認められる場合
 - ・緊急事態により、町長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の必要があるとき。
 - ・通信の途絶等により、知事と連絡がとれず、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の必要があるとき。
 - ・庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき。
- (3) 航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、人命救助に関するものであると認められるとき。
- (4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき。
- (5) 自主派遣の後に、知事から要請があった場合は、その時点からその要請に基づく救援活動を実施する。

第3 要請の手続き

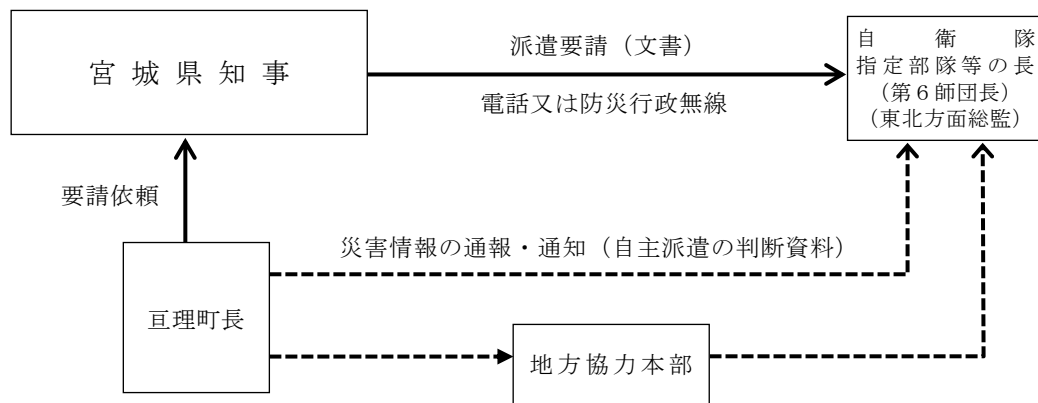
1 要請依頼先

自衛隊の災害派遣要請の依頼先は、知事（総務部）とする。

2 要請の依頼方法

知事への派遣要請依頼は、災害派遣要請書（資料編「自衛隊の災害派遣依頼」参照）により行う。但し、緊急の場合は口頭又は電信、電話により要請し、事後速やかに文書で提出する。文書には次の事項を明らかにする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項（宿泊、給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）



[派遣要請系統図]

第4 自衛隊との連絡

自衛隊の派遣が決定されたとき、自衛隊は町災害対策本部に連絡調整員を派遣し、町との協力体制を確立する。

連絡調整員は、町及び関係機関（警察、消防等）と、被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡調整を行う。また、町は災害対策本部に連絡調整員を受入れ、必要に応じて本部会議への出席を要請する。

第5 派遣部隊の活動内容

1 活動内容

部隊派遣時に実施する活動内容は、災害の状況その他により異なるが、概ね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 要救助者等の救出・救助及び搜索活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動の支援

- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 援助物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

2 派遣を命ぜられた自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしているとき、その場に町長又は町長の委任を受けた町職員、警察官等がない場合は、次の権限を行使できる。

- (1) 警戒区域の指定及び立入り制限・禁止・退去の命令
 - (2) 個人の土地や建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること
 - (3) 応急措置の実施に支障となる被災工作物等の除去
 - (4) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させること
 - (5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の通行確保のための措置
- 上記の権限を行使した場合、事後速やかに町長へ通知する。
その措置に伴う補償等については、法令の定めるところによる。

第6 派遣部隊の受入れ体制

町長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、下記の事項について派遣部隊の受入れ体制を準備する。

- 1 派遣部隊の人数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- 2 派遣部隊との連絡調整者の指定
- 3 宿舎又は宿营地及び宿営に関する物資の準備
- 4 使用資機材の準備
- 5 車両駐車場所、ヘリコプター発着場所の選定

車両の駐車場所は次のとおりとし、被災状況に応じてこの他適当な場所を指定する。

| 駐 車 地 区 | 所 在 地 |
|---------|----------|
| 亘理公園野球場 | 逢隈鹿島字寺前南 |
| 割山採取場 | 字北猿田 |

ヘリコプター発着場所を定めておく。(資料編「臨時ヘリコプター離着陸場一覧」参照)

- 6 情報等の提供（災害の状況や救援活動の内容、応急措置の実施状況等）
- 7 その他必要な事項

第7 派遣部隊の撤収

町長は、災害対処行動にあたり、派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し撤収について知事等に要請する。

撤収要請は、取り急ぎ電話等をもって報告した後、速やかに文書（資料編「自衛隊の災害派遣 自衛隊の派遣部隊の撤収依頼」参照）をもって要請（提出）する。

災害派遣部隊の長は、知事等からの撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整のうえ、派遣部隊を撤収する。

第8 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用したとき等は、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と協議して定める。町が負担する経費は、次のとおりとする。

- ・ 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借り上げ料、電話設置費及び通話料
- ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借り上げ料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- ・ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借り上げ又は修理費
- ・ 無作為による損害の補償
- ・ その他協議により決定したもの

第10節 救急・救助活動

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課） |
| 防災関係機関等 | あぶくま消防本部、亶理町消防団、亶理警察署、 医療関係機関、その他防災関係機関 |

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町は警察署や消防署等の関係機関だけではなく住民等あらゆる人々の協力により救急・救出活動を行う。

第2 町の活動

救急、救助活動は次の要領で行う。

1 救出対象

災害のために生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者。

2 救出期間

災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う）に完了する。ただし、特に必要がある場合は延長できる。

3 救出班の編成

救出班は、町職員、消防職員、消防団員、自主防災組織及び地区住民等により編成し、警察署の救出班と連携するとともに災害の規模、救出対象者数、救出範囲、その他の事情に応じ要員を確保する。

4 関係機関との協力

陸上における救出活動を実施する場合は、警察署その他の関係機関と直ちに連絡をとり、人員等が不足する場合は県等へ応援を要請する。

救出に際しては、負傷者の救護等が円滑に行われるよう、事前に関係機関及び（一社）亶理郡医師会と緊密な連絡をとる。

5 救出资機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。資機材が不足する場合は、県等へ応援を要請する。

6 費用

救出に要する費用の範囲、額等は災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第3 警察の活動

- 1 救出、救助が必要なものを発見した場合又は同様の通報があった場合は、救助関係機関と連携協力して、救出、救助活動を行う。

- 2 警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。

第4 消防機関の活動

1 あぶくま消防本部

- (1) あぶくま消防本部、町消防団及び関係機関と緊密に情報交換を行いながら、救急救助活動を実施する。
- (2) 救急救命士及び高度救命処置用資機材等を活用し、効率的な活動に努める。

2 消防団

あぶくま消防本部と密接に連絡をとり、救出救助活動と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

第5 ヘリコプターによる救助・救急搬送

町及び消防関係機関、警察等の活動だけでは救助、救急活動が追いつかず緊急を要するとき、又は陸上交通が困難なときは、町は知事に対し県の防災ヘリコプターの派遣を要請するとともに、ヘリポート等の受入れ体制を整える。

第6 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び自主防災組織等は、在住地及び担当地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認した時には、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

救出活動の連絡先

| 機関名 | 担当者 | 電話番号 |
|----------|-------|--------------|
| 亘理町役場 | 総務課 | 0223-34-1111 |
| 亘理警察署 | 警備課 | 0223-34-2111 |
| あぶくま消防本部 | 通信指令室 | 0223-22-5189 |

人員や機材が不足する場合は、町災害対策本部へ速やかに連絡する。

警察、消防職員の行う救急、救助活動に積極的に協力し、その他取るべき行動について町、警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第7 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第11節 医療救護活動

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 災対民生部（健康推進課） |
| 防災関係機関等 | 塩釜保健所、（一社）亙理郡医師会、日本赤十字社宮城県支部、（一社）岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会、医療関係機関 |

第1 目的

大規模な災害の発生時には、同時に多数の負傷者が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

<対策の概要>

宮城県大規模災害時医療救護活動マニュアル（市町村対応分）より

| | |
|--|---|
| フェーズ0 （～24時間） 【初動対応】 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部内に医療担当部門設置 ○医療機関被災状況・稼働状況の情報収集 ○避難所及び医療救護所の設置、運営 ○医療救護班派遣要請 ○在宅要医療患者等の安否確認、避難誘導 ○医療救護活動実施状況報告 |
| フェーズ1 （～72時間） 【初動救急段階】 | <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の運営 ○医療救護班派遣要請 ○在宅要医療患者等の支援、医療機関受け入れを要する者の対応 ○医療救護活動実施状況報告 |
| フェーズ2 （概ね4日目～1、2週間） 【医療救護所等への派遣】 | <ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の設置、運営 ○医療救護所の運営 ○医療救護班等の受け入れ ○医療救護活動終了の検討・調整 ○医療救護活動終了後の医療提供体制の確認と周知 |
| フェーズ3 （概ね1、2週間～1、2か月） 【医療救護活動終了まで】 | <ul style="list-style-type: none"> ○救護所の運営 ○医療救護班活動の受け入れ ○医療救護活動終了の検討・調整 ○医療救護活動終了後の医療提供体制の確認と周知 |

第2 医療救護活動

1 救護所の設置・運営

町は、災害の種類や状況に応じて救護所を設定する。救護所においては、保健師等は、使用する医薬品及び衛生材料等を携行し、要配慮者の把握、応急処置、保健指導に努める。要配慮者等を把握したら速やかに、災害対策本部、災対民生部、災対民生部医療救護班に報告をする。

緊急を要する場合は、最寄りの病院又は診療所に搬送し治療を行う。

2 医療救護所の設置・運営

町は、災害により多数の負傷者が発生し、通常の医療体制では対応しきれないときは、医療救護所を設置し、医療救護所に必要とする医療用資機材の設置等を行う。

医療救護所設置について県地域災害医療支部へ電子メール等により速やかに報告する。また、医療救護所の設置後速やかに広報車や防災行政無線その他実情にあった方法で開設状況を住民に広報する。

3 医療救護班の編成

町は、(一社)互理郡医師会、(一社)岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会に対し、協定に基づき、医師、看護師、薬剤師、その他医療関係者の協力等を要請し、医療救護班を編成する。

4 医療救護班の活動

医療救護班は、負傷者の救護にあたるため、医療救護所または指定避難所等(救護所や被災地も含む。)を巡回し次の活動を重点的に行う。

- イ 負傷者の傷病の程度判定(トリアージの実施)
- ロ 重傷者の応急手当及び中等症者に対する処置
- ハ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ニ 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
- ホ 死亡の確認
- ヘ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告

5 医療救護活動の派遣要請

町は、医療救護班が不足する場合は、県地域災害医療支部及び県災害対策医療本部に対して医療救護班の派遣要請を行う。また、心のケアへの対応が必要な場合は、心のケアチームの派遣要請を行う。

6 医療機関の情報収集および町外医療機関への要請

大規模な災害にあつては、医療機関も被災していることが十分に予想される。したがって、町は(一社)互理郡医師会及び町内医療機関等と密接に連絡を取り合い、患者を受入れることのできる病院及び通行可能な道路等を的確に把握し、患者の速やかな搬送に努める。

また、医療救護班及び町内の医療機関で対応できない患者については、トリアージ(重症度緊急度選別)により、災害拠点病院(基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院)又は、他の後方医療機関へ救急隊により搬送する。

7 災害医療コーディネーターの役割

県は県地域災害医療支部（岩沼支部）の拠点となる災害拠点病院を「総合南東北病院」とし、所属する医師を災害医療コーディネーターとして委嘱され、コーディネーターは調整にあたる。

第3 医薬品、医療資機材の調達

医療救護のために必要な医薬品及び衛生材料等は、（一社）亘理郡医師会、（一社）岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会に協力を要請し、業者等から調達する。

ただし、被災によりこれらの業者から調達ができない場合は、県又は近隣の市町に斡旋を要請する。

第4 在宅要医療患者の医療救護体制

- 1 町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- 3 町は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、患者の受入れの調整や資機材等について、県の支援により医療機関と連携し、透析医療の確保に努める。
- 4 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて町災害対策本部に提供する。

第5 救急患者等の搬送体制

1 医療救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は、次のいずれかの方法により行う。

- (1) 救出に当たった救出班が、救急車、その他の車両で搬送する。
- (2) 自主防災組織及び地区住民等の協力いただける町民に要請し、搬送する。

2 町内医療機関への搬送

医療救護所から町内医療機関等への搬送は、いずれかの方法により行う。

- (1) 医療救護班が消防班に配車・搬送を要請し、救急車その他の車両で搬送する。
- (2) 公用車で町職員が搬送する。
- (3) 搬送車両が不足し、緊急を要する場合は、医療救護班から災害対策本部、災対民生部へ応援要請を行う。

3 災害拠点病院等への搬送

町内の医療機関で治療できない場合は、原則として救急車で搬送する。これが大規模災害等により医療機関への搬送が困難な場合は、医療救護班から災害対策本部、災対民生部に報告をする。必要に応じて町は、県や警察、あるいは自衛隊等のヘリコプターの派遣を県に要請する。

第12節 交通・輸送活動

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課、企画課、財政課）、災対産業部（農林水産課）、災対建設部（都市建設課）、災対民生部（税務課） |
| 防災関係機関等 | 亘理警察署、自衛隊、東北地方整備局仙台河川国道事務所、東日本高速道路(株)東北支社、交通安全指導隊 |

第1 目的

大規模な災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、災害の発生防止、被害の拡大防止、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関と密接な連携を保ちながら、災害時に緊急輸送活動が円滑に行われるよう、交通規制等適切な処置を講ずる。

第2 交通規制

1 交通規制の基本方針

道路管理者、警察は、交通規制の実施にあたっては、次のような方針のもとに行う。

- (1) 被災地内への流入抑制と走行規制
- (2) 避難路への流入抑制と緊急交通路への流入規制

2 危険箇所の把握

- (1) 道路の巡回調査

道路管理者は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路交通環境の巡回調査を行い、被害状況の把握に努め、応急復旧策を講じる。

- (2) 住民からの情報収集

住民等から、道路の被災状況等の情報収集に努める。

住民等が道路被害を発見したときは、災対建設部（都市建設課）へ速やかに連絡するとともに、災対建設部（都市建設課）は、入手した情報を各道路管理者へ連絡する。

3 交通安全確保のための交通規制

- (1) 警察の措置

警察は、災害の発生が予想され、又は発生した場合は、現場の警察官及び関係機関等から情報収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

- (2) 道路管理者の措置

道路管理者は、道路の危険箇所を発見したときは通行を禁止、制限しながら迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

4 緊急通行車両の確認手続き

(1) 互理警察署長の措置

互理警察署長は、県公安委員会が災害時における緊急輸送のための交通規制を行ったときは、互理警察署において緊急車両の確認及び標章等の交付を行う。

(2) 申し出事項

緊急通行車両の運転手は、次の事項を申し出て確認を受ける。

イ 車両番号票に表示されている番号

ロ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）

ハ 使用者の住所、氏名

ニ 輸送日時

ホ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）

へ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出する。）

5 緊急交通路確保のための措置

(1) 交通管制施設の復旧

警察は、交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を行う。

(2) 放置車両の撤去

警察は、緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去及び警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

警察は、緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて一般車両の運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。

(4) 自衛官、消防職員の措置

警察官が現場にいない場合は、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防職員は、放置車両の撤去及び運転者に対する措置命令を行う。

(5) 道路管理者又は漁港管理者の措置

道路管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者又は漁港管理者は自ら車両の移動等を行う。

また、県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

第3 交通規制の連絡等

町長は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、各実施責任者と連携をとり、必要な措置を要請し、又は交通規制の措置を行う。

交通規制を行った実施責任者は、町長及び関係機関に対し、交通規制の目的、区域、措置事項等を連絡し、自動車の運転者、地域住民に周知徹底を図る等相互協力に努める。

第4 交通整理隊の編成

災害時に、各機関では交通の安全を確保できない場合、又は特に必要な場合は、警察署等関係機関の協議により交通整理隊を編成し、交通整理等を実施する。

交通整理隊は、交通安全指導隊、消防職員、関係機関の職員その他民間協力者により構成する。

第5 緊急輸送活動

災害が発生した際には、その状況に応じた適切な方法により、円滑な緊急輸送活動を行う。

1 緊急輸送活動手段

(1) 輸送方法

災害発生時における輸送方法については、輸送人員、緊急物資、資材等の種類、数量及び道路や交通施設の被害状況等を勘案し、「第3編第2章第15節緊急輸送体制の整備」に掲げた町所有の車両及びその他の車両、鉄道、航空機、船舶、人力等の中から適切な方法により行う。

このほか、(公社)宮城県トラック協会へトラック輸送の応援を要請する。

(2) 緊急輸送のための輸送

イ 緊急輸送活動の実施

次の場合に、緊急輸送活動を行う。

- ・罹災者の避難
- ・遺体の捜索
- ・医療及び助産
- ・遺体の処理（埋葬を除く）
- ・負傷者等の救出
- ・応急活動対策要員の配置
- ・食料、飲料水の供給
- ・緊急性の高い施設の復旧
- ・救援用物資輸送
- ・その他

ロ 費用

輸送に要した費用は、各交通機関の通常の実費とし、原則として町が負担する。

ハ 期間

各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。

(3) 鉄道

災害の状況により、主に町外との間で物資、人員等を輸送するときは、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)へ緊急輸送を要請する。

(4) 自衛隊ヘリコプターの要請方法

陸上、海上の一般交通が途絶し、緊急に航空機による輸送が必要となったときは、自衛隊航空機の確保要請を知事に依頼する。輸送要請を行うときには、次の事項を明らかにして行う。

イ 航空機使用の目的及びその状況

ロ 機種及び数量

ハ 期間及び活動内容

ニ 発着地点又は目標地点

(5) 輸送の要請

町内で輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町長に次の事項を明らかにして輸送の要請を行う。

- イ 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- ロ 輸送を必要とする区間
- ハ 輸送の予定日時
- ニ その他必要な事項

2 輸送力の配分

(1) 配分担当

輸送力の配分担当は災対民生部（税務課）とする。

(2) 配分方法

災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等必要な事項を明らかにし、税務課長に輸送力供給の要請を行う。

税務課長はその要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

3 燃料の供給

自動車燃料を通常の方法で確保できない場合は、町内の協力業者へ緊急輸送車両用の燃料供給を要請する。これら業者との間での応援協定の締結を平常時より検討する。

燃料要請手配は、災対総務部（財政課）が行う。

第13節 ヘリコプターの活動

| | |
|---------|------------|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課） |
| 防災関係機関等 | 宮城県、自衛隊 |

第1 目的

大規模な災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱など道路上の支障物により道路交通の確保が困難となる場合、ヘリコプターを活用する。また初動期における被害情報の収集、負傷者や緊急輸送物資の搬送など、防災ヘリコプターの災害派遣の要請に関して定める。

第2 活動内容

想定されるヘリコプターの活動内容は次のとおりである。

- ・救出救助活動
- ・救急患者等の搬送
- ・救援隊・医師等の人員搬送
- ・被災地への救援物資の搬送
- ・応急復旧用資機材等の搬送
- ・住民に対する避難勧告等の広報活動
- ・その他のヘリコプターにより対応すべき活動

第3 派遣要請

町長は次の要件を満たし、必要と判断した場合は知事に対し、県防災ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。

- ・災害等から住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること
- ・緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある状況であること
- ・ヘリコプター以外に適正な手段が無いこと

1 出動要請等

(1) 出動要請

町長は、災害応急対策等の実施にあたり、ヘリコプターによる活動が必要と認められたときは、消防本部に対し、具体的な業務内容を示し、県にヘリコプターの出動要請を行うよう求める。

この場合において留意すべき事項は次のとおりとする。

- イ 離着陸を伴う活動の場合は、離着陸場所の安全性、離着陸場までの陸上搬送路及び輸送手段が確保されていること。
- ロ 物資投下等の場合は、投下等を行う場所の安全性が確保できること。

ハ 広報の場合は、広報の内容が明確になっていること。また、ヘリコプターの飛行音が地上で行う広報活動に、支障を及ぼさないと認められること。

(2) 県への応援要請

消防本部は、県知事に対して「宮城県広域航空消防応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

(3) 仙台市への応援要請

消防本部は、仙台市消防局長に対して「宮城県内航空消防応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

第4 ヘリコプターの離着陸場

1 離着陸場の確保

町及び消防本部は、離着陸を伴うヘリコプター活動について、出動の決定があった場合には、安全性を第1として次により離着陸場を確保する。

(1) 離着陸場の選定

ヘリコプター離着陸場として、平坦（勾配 4° ～ 5° 以下）であって、定められた無障害地帯（離着陸に障害とならない地域：資料編「ヘリコプター離着陸場の安全確保」参照）を確保できる場所を選定する。離着陸場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。

災害時のヘリコプター離着陸場の候補地は、資料編「臨時ヘリコプター離着陸場一覧」のとおりであり、実際の使用にあたっては、使用時の被災状況、ヘリコプターの活動内容により選定する。

第14節 避難活動

| | |
|---------|---------------------------------|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課）、災対民生部、災対教育部 |
| 防災関係機関等 | あぶくま消防本部、亘理町消防団、亘理警察署、その他防災関係機関 |

第1 目的

大規模な災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を回避する必要がある。

このため、町は、迅速で適切な避難誘導を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設を行い、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営にあたる。

第2 警戒区域の設定

災害発生の恐れがある区域、又は発生した区域における住民等の安全確保のため、警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立ち入り制限、禁止又は退去命令を行う。

実施責任者は町長とし、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合は、警察官若しくは水防団長、水防団員、消防職員、消防団員が行う。

また、自衛官が派遣されている場合で、現場に町長、町長の委任を受けた町職員、警察官等がいないときは、自衛官が行う。

各設定権者についてはそれぞれ次の法律により定められている。

- 1 町長（災害対策基本法第63条）
- 2 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条）
- 3 水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者（水防法第21条）
- 4 消防職員又は消防団員（消防法第28条）
- 5 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に町長等及び警察官がいない場合に限る。自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条）

第3 避難の指示又は勧告

1 避難の原則等

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

避難勧告等は、次のような避難行動を対象とする。

- (1) 指定緊急避難場所への立退き避難
- (2) 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
- (3) 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

2 5段階の警戒レベルに対応させた避難勧告等の発令

国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（平成31年3月）において、住民等がとるべき行動を明確にわかるよう伝達するため、5段階の警戒レベルが設定され、避難勧告等も警戒レベルに対応して位置づけられた。

町が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」、新たに設けられた「災害発生情報」を「避難勧告等」という。

警戒レベルと避難勧告等

| 警戒レベル | 住民等がとるべき行動 | 住民等に行動を促す情報 | |
|--------|--|---|--------|
| 警戒レベル5 | ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 | ・災害発生情報 | 町が発令 |
| 警戒レベル4 | ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 | ・避難指示（緊急） ※避難指示（緊急）は、緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令 ・避難勧告 | |
| 警戒レベル3 | ・高齢者等は立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。 | ・避難準備・高齢者等避難開始 | |
| 警戒レベル2 | ・避難に備え自らの避難行動を確認する。 | ・洪水注意報 ・大雨注意報 | 気象庁が発令 |
| 警戒レベル1 | ・災害への心構えを高める。 | ・早期注意情報 | |

3 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始

町は、避難準備・高齢者等避難開始を発令して、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、避難行動を開始することを求めるとともに、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

危険が去った場合には避難準備・高齢者等避難開始のみの発令で終わることもあり得るという認識の下、時機を逸さずに避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

(1) 土砂災害

突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階から自発的に避難を開始することを、特に土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に働きかける。

(2) 高潮災害

高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、避難勧告を発令する可能性がある場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することを基本とする。

(3) 夜間に備えた活用

夜間において避難勧告等が発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令することを検討する。

4 【警戒レベル4】避難指示（緊急）又は避難勧告

町長は、豪雨、暴風、火災、洪水、がけ崩れ、高潮等による災害の危険が切迫し、住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の勧告又は指示を発令する。

(1) 避難指示（緊急）と避難勧告

避難指示（緊急）と避難勧告はどちらも警戒レベル4に該当する。避難勧告は全員が避難する段階であり、立退き避難が必要な住民等全員が速やかに避難する必要がある。

避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令する。避難指示（緊急）が発令された際には、災害が発生する恐れが極めて高い状況になっていることから、緊急に避難する必要がある。

町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

(2) 避難勧告等を発令する場合の国・県の助言

避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。

そのための連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 躊躇なく避難勧告等を発令

町長は、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難勧告等を発令する。

また、指定緊急避難場所の開放を終わっていない状況であっても躊躇なく避難勧告等を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

(4) 知事による避難勧告等に関する措置の実施

災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は町長に代わって避難の勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

(5) 洪水等に係る知事の指示

知事等から、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているとの指示があった場合は、町長は区域内の居住者に対し避難するよう指示する。

5 【警戒レベル5】災害発生情報

町長は、災害の発生を把握した場合は、直ちに災害発生情報を発令し、災害の発生を伝え、命を守る最善の行動をとることを指示する。

6 避難の指示等を行う者

避難指示及び安全確保措置の指示は基本的に町長が発令する。避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められており、災害発生時の状況により必要がある場合は、以下のとおり、知事、警察官、自衛官等が立ち退き等の指示を行う。

避難の指示及び勧告等を行う者

| 指示、勧告者 | 内 容 | 根 拠 法 |
|-----------------|--|------------------------------|
| ①町 長 | すべての災害に関する避難のための立ち退きの勧告又は指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示 | 災害対策基本法第60条 |
| ②警察官 | すべての災害について、町長が指示することができないとき、又は町長から要求があったとき、避難のための立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 |
| ③海上保安官 | ②警察官に同じ | 災害対策基本法第61条 |
| ④災害派遣時の自衛官 | すべての災害について、町長等、及び警察官がその場にはいないとき | 自衛隊法第94条 |
| ⑤水防管理者(町 長) | 洪水等による氾濫により著しい危険が切迫しているとき | 水防法第29条 |
| ⑥知事又はその命を受けた県職員 | 洪水、地すべり等により著しい危険が切迫しているとき | 水防法第29条 地すべり等防止法第25条 |
| ⑦消防署長 | 災害が拡大し又は、拡大の恐れがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めたとき | 地方自治法第153条第1項 (補助機関による代行) |

注) 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、知事は、町長が実施すべき避難の指示等の措置の全部又は一部を町長に代わつて実施する。

第4 避難勧告等の内容と連絡

1 避難指示等の内容

避難勧告等にあたっては、次の事項を明らかにして行う。

また、警戒レベルを示すとともに、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難の指示又は勧告の理由
- (4) その他必要な事項

2 関係機関へ連絡

避難の指示、勧告を行った場合は次の系統により関係機関へ通知又は報告する。

- (1) 町長又は他の実施責任者 ……→仙台地方振興事務所長を通じ知事へ報告
- (2) 警察官、海上保安官 ……→町長へ通知、町長は知事へ報告
- (3) 水防管理者 ……→亘理警察署長へ通知
- (4) 知事又はその命を受けた職員 ……→町長及び亘理警察署長へ通知

第5 避難の方法

1 伝達方法

町長が避難勧告等を行ったとき、又は知事、警察官、海上保安官、自衛官が避難勧告等を行った通知を受け取ったときは、町長は次に掲げる伝達方法を複合的に活用して、避難対象区域の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達する。また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう配慮する。

これらを解除したときも同様とする。

(1) 防災行政無線による放送

避難勧告等の内容を明確に、避難対象区域の居住者等へ放送伝達する。

(2) メール等による伝達

亘理町ほっとメール便、緊急速報メール、FMラジオ等により伝達する。

(3) 広報車等による伝達

町・消防署・警察署等の広報車両により、避難対象区域を巡回放送し伝達する。災害が大規模で広範囲な場合、又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、ヘリコプターによる放送を要請する。

(4) 口頭又は拡声器による伝達

必要に応じて、町職員・警察官・消防職員・消防団員等が、各地区・各家庭を訪問して、口頭又は拡声器を使用して伝達する。

(5) 電話、特使による伝達

(6) サイレン等による伝達

洪水及び高潮による避難勧告、避難指示（緊急）は次の信号発信による。

洪水時の避難信号

| サイレン信号 | | |
|--------|-------|--------|
| 約 1 分 | 約 5 秒 | 約 1 分 |
| ○————— | 休 止 | ○————— |

(7) 報道機関を活用した放送による伝達

町長は、必要に応じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各報道機関に放送の要請を行う。

(8) 要配慮者に配慮した伝達方法

聴覚障害者に対しては緊急速報メール等により周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

2 避難誘導の方法

(1) 各地区の誘導

- イ 誘導責任者……………当該地区の消防分団長
- ロ 各地区ごとの避難誘導……………当該地区の消防団員
- ハ 避難誘導の協力者……………当該地区の自主防災組織

- ニ 危険区域及び指定緊急避難場所に警察官及び町職員、消防職員を配置し、適切な誘導を行う。
 - ホ 必要に応じ、互理警察署長等に指定緊急避難場所を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。
- (2) 指定緊急避難場所、避難路の安全確保
- イ 避難の誘導にあたっては、指定緊急避難場所の安全確保確認を行うとともに、指定緊急避難場所までの経路に障害物がある場合はこれを撤去する等、避難路の安全にも十分配慮する。
 - ロ 夜間の避難においては、安全確保に注意を促す。
 - ハ 風水害、土砂災害等、災害の種類や状況により、適切な指定緊急避難場所を選択する。
 - ニ 避難路の除雪、防雪、凍結防止のため必要な措置を講ずるよう努める。
 - ホ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講ずる。
- (3) 避難の順位等
- イ 高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等、要配慮者の避難を優先させる。また、必要に応じて病院や福祉施設等へ避難させる。
 - ロ 地区に住む外国人への避難誘導を適切に行う。
 - ハ 特に介助を必要とする人が地域にいる場合には、自主防災組織等の協力を得て避難の援助を行う。
 - ニ 地区ごとの避難については、先に災害が発生すると予想される地区居住者の避難を優先させる。
 - ホ 駅や大型店、観光客等の帰宅困難者の避難について、地区の被災状況を把握し、適切に行う。
- (4) 避難時の留意事項
- イ 避難誘導員は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。
 - (イ) 戸締まり、火気の始末、電気ブレーカーの切断、電気コンセントの抜き取り等
 - (ロ) 携行品は必要最小限のものにする（食料、水筒、タオル、ティッシュ、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等）
 - (ハ) 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。
 - ロ 避難は原則として徒歩とする。
 - ハ やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合（歩くのが困難な障害者や病人等の避難や、指定緊急避難場所までの距離が遠い場合等）は、地域ごとの避難路を活用し、避難を行う。
 - ニ 住民が避難を終えたかどうか、消防団員は指定緊急避難場所と連絡を取り合い確認する。
- (5) 警戒区域の設定解除等
- 災害による危険がなくなったものと認められるときは、町長は警戒区域及び避難勧告等を解除し、速やかに住民、関係機関等へ通知する。

第6 指定緊急避難場所の開放及び周知

町は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

第7 避難所の開設及び運営

町は、被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮しあらかじめ施設の安全性を確保した上で、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。

1 開設場所

指定避難所の開設場所は「第3編第2章第17節 避難収容対策」に掲載している。これらの指定避難所が被災により使用できない場合、又は避難者を収容できなくなった場合他の公共施設、民間の施設の借用、テントの設置、他の指定避難所への振り分け、他市町村への依頼等の代替措置をとる。

2 指定避難所開設の連絡

- (1) 指定避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、誘導する。
- (2) 町は、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- (3) 各指定避難所の開錠は、平日昼間等、施設が開いているときは各施設管理者とし、休日夜間等、施設が開いていないときは町職員又は施設職員及び教職員の内、いち早く指定避難所に到着した者が行う。
- (4) 指定避難所を開設したときは、次の事項を直ちに県に報告する。
 - イ 指定避難所開設の日時及び場所
 - ロ 指定避難所数及び収容人員
 - ハ 開設期間の見込み
- (5) 町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

3 指定避難所の管理等

- (1) 開設期間
災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、さらに避難が必要であると見込まれるときは、「6 避難生活が長期化する場合の措置」に示すとおりとする。
- (2) 費用
指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
- (3) 指定避難所の責任者及び連絡員の指定
指定避難所を開設したときは、次のとおり指定避難所の管理、運営を行う。
 - イ 施設管理者（施設長）…学校の場合は教職員、公共施設の場合はその施設の職員
 - ロ 連絡員…町職員（教育委員会）
 - ハ 担当業務
（イ）避難人員の実態把握

- (ロ) 要配慮者の実態把握と適切な処置
- (ハ) 指定避難所状況の記録
- (ニ) 災害対策本部への報告
- (ホ) 指定避難所施設の防疫対策

ニ 施設管理者等は、消防団員、自主防災組織や指定避難所施設の管理者等と協力して、指定避難所の管理と避難者の保護にあたる。

4 指定避難所との連絡

- (1) 災害対策本部等との連絡は、電話のほか、その時の状況に応じて、移動系無線、携帯電話、インターネット等、可能な手段により行う。
- (2) 指定避難所が学校等の場合、教材として使用しているパソコンを情報連絡に使用する。また、その部屋を外部との連絡室として利用する等、可能な手段を検討しておく。

5 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、特に、次のことに配慮して「避難所開設・運営マニュアル」に基づき行う。

(1) 指定避難所の運営

イ 相談窓口の設置

町は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子ども特有の生活・安全・健康に関する相談等に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

ロ 自主防災組織やボランティアとの協力

町は、自主防災組織やボランティア組織、避難所運営について専門性を有する外部支援者と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

ハ 自治的な組織運営への移行

町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ニ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

町は、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に報告・提供する。

(2) 避難所の環境維持

イ 良好な生活環境の維持

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

ロ 健康状態・衛生状態の把握

町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ハ 愛玩動物への対応

町は、必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める。

(3) 男女共同参画

イ 避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するなど参画を推進し、特に、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

ロ 男女のニーズの違いへの配慮

町は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ハ 運営参加者への配慮

町は、避難者が運営に参加する場合は、“性別に基づく固定的な役割分担意識”によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

6 避難生活が長期化する場合の措置

(1) 避難生活が長期化すると見込まれる場合は、7日を超えても継続して指定避難所を開設できる。

(2) 避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。

(3) 避難生活が長期化する場合、避難者の自立への意志を尊重しつつ、住民自治による指定避難所の運営体制へと円滑に移行できるよう、指定避難所運営委員会等の設置を促す。

(4) 避難生活の長期化に対応した生活環境の整備

イ 避難者のプライバシーが極力守られるよう、部屋の割当て等を行うとともに、段ボールや板等間仕切りとなるようなものを支給するよう努める。

ロ 高齢者、障害者、女性、子供等の利用に配慮した設備の整備に努める。

ハ 女性も参加しやすい運営体制となるよう配慮する。

ニ 男女のニーズの違いや女性用更衣室の設置等男女双方の視点等に配慮する。

ホ 暖房等、冬期の避難生活環境について配慮する。

(5) 指定避難所の早期解消

指定避難所が学校の場合、学業に支障を来たすため、避難者の居住先の確保に努め、できる限り早期に閉鎖できるよう配慮する。

町は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

また、災害の規模、被災者の避難及び受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(6) 町の区域外への広域避難等

町は、町の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受け入れが必要であると判断した場合において、県内市町村への受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、町は避難所を指定する際に、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第8 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、避難確保計画等に基づき、次の事項を決定し迅速に行う。

- 1 避難実施責任者
- 2 避難順位及び編成等
- 3 誘導責任者及び補助者

第9 指定避難所以外への避難者

- 1 災害時には、指定された避難所以外でも避難できそうな場所へ多くの住民が避難することが予想されるため、各地区の調査団や情報連絡員等を中心に、町内の被害状況を把握し、指定避難所への避難誘導に努める。
- 2 指定した避難所で収容できない場合は、他の公共施設や民間施設の協力を得て避難者を収容し、応急対策を行う。
- 3 町外避難者に対しては、亙理町ほっとメール便を活用して、適宜情報を提供する。また、町外避難者からも、随時、居場所等を町に知らせてもらうよう依頼し、情報の疎通が滞らないように心がける。

第10 孤立集落の安否確認対策

1 通信手段の確保

町は、居住地又は指定避難所が、道路の寸断、土地の水没、などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災行政無線などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

2 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

第11 在宅避難者への支援

1 生活支援の実施

町は、指定避難所への避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。

それらの支援は町内会・自治会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、町は、在宅避難者等に対し正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 指定避難所等での物資の供給

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、地区交流センターでの物資の配布の他に指定避難所、町内会、自治会、自主防災組織等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第15節 応急仮設住宅等の確保

| | |
|---------|------------------------|
| 主な実施担当 | 災対建設部、災対民生部（福祉課、長寿介護課） |
| 防災関係機関等 | 宮城県（保健福祉総務課、住宅課） |

第1 目的

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は指定避難所等で生活をするようになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅（プレハブ住宅）の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第2 応急仮設住宅の建設

1 対象

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がなく、自己の資力だけでは住宅を得ることができない者とする。

2 建設要領

(1) 設置数

設置数は、全壊、全焼又は流失した世帯数の3割以内とする。

(2) 住宅規模

1戸当たり29.7m²（9坪）を基準とする。

(3) 費用

費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(4) 建物の構造

高齢者や障害者等が利用できるよう、スロープや手すりの設置や浴室、トイレへの配慮等に努める。

(5) 着工、供与期間

イ 着工……災害発生の日から20日以内に着工する。

ロ 供与期間…2年以内とする。

※仮設住宅はあくまでも罹災者が自立した生活ができるまでの応急措置であり、また、仮設住宅建設地の本来の利用用途を損なうことがないように（特に学校の場合、授業を早期に再開する必要がある）、できるだけ早く閉鎖できるよう努める。

しかし、人道上、2年を過ぎても罹災者の仮設住宅の明け渡しが適当でないと考えられる場合は、罹災者の意志を踏まえ、施設管理者や県等と協議のうえ、最善策を講じる。

(6) 設置予定場所

仮設住宅の設置場所は、災害の発生した場所や状況に応じてその都度町長が定める。
また、罹災者の生業その他の関係でやむをえない場合は、罹災住宅地とする。

第3 公営住宅の活用

必要に応じ被災者の住宅確保支援として、災害公営住宅の建設及び特定入居を行う。

また、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、管理者と協議のうえ、現在町にある町営住宅及び県営住宅等の活用を図る。

第4 応急修理の要領

1 対象者

災害救助法が適用された災害により、住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を行うことができない者とする。

2 応急修理の要領

(1) 修理数

修理数は、半壊又は半焼した世帯数の3割以内とする。

(2) 修理の対象

居室、炊事場及びトイレ等、日常生活に最低限必要な部分とする。

(3) 応急修理期間

災害発生の日から1ヵ月以内とする。

第5 仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定

入居者の選定は町長が行い、その基準は概ね次のとおりとする。

(1) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(2) 特定の資産がない失業者

(3) 特定の資産がない寡婦、一人親家庭、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等

(4) 特定の資産がない勤労者、中小企業者

(5) 前各号に準じる経済的弱者

応急仮設住宅入居者の選定にあたっては、入居者の罹災前の居住地や就業場所等に配慮するとともに、入居後の地域社会づくりを考慮し、入居者の年齢構成等が偏らないよう配慮する。

第6 建築資材及び建築技術者の確保

応急仮設住宅の建築等は、災対建設部（都市建設課）が、国、県、その他関係機関と連携・協力して行う。

1 建築業者の選定

応急仮設住宅の建築業者の選定は、原則として競争入札とする。

2 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な資材は、町内の業者とあらかじめ協議のうえ供給を要請する。

資材が不足する場合は、知事へ資材の斡旋を依頼する。

調達先については、資料編「建築関連 建築資材の調達先」を参照

3 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者は、町内の次の業者とあらかじめ協議のうえ確保に努める。不足する場合は、知事又は近隣市町長へ斡旋の依頼をする。業者については、資料編「建築関連 建築技術者の確保」を参照

第16節 相談活動

| | |
|---------|--------------|
| 主な実施担当 | 災対民生部（町民生活課） |
| 防災関係機関等 | 宮城県 |

第1 目的

町は、大規模災害時において、被災者及び被災者の関係者等からの各種相談、要望等に対応するために相談活動体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第2 相談窓口の設置

災害発生後、速やかに被災者等からの相談や問い合わせに対応するため、災対民生部（町民生活課）を担当とする総合的な窓口を災害対策本部に設置する。なお、相談の内容に応じて、行政組織の各担当へ振り分ける。

災害時における相談の内容は、借地、借家関係等の法律相談や登記手続き等の土地、建物等の登記相談等さまざまなものが予想されるため、日頃から弁護士会等と協議し、協力体制を得られるように努める。

また、必要により専門の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図るように努める。

※県の相談窓口

- ・ 県庁（行政経営推進課）
- ・ 各合同庁舎（地方振興事務所・地域事務所）
- ・ 必要に応じ関係各課室

第3 相談窓口設置の周知

相談窓口を設置した場合は、防災行政無線、携帯メール、町ホームページ等による広報活動、及び報道機関の協力を得るなど広く住民に周知する。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課、企画課）、災対民生部（福祉課、長寿介護課、健康推進課、子ども未来課）、災対産業部（商工観光課） |
| 防災関係機関等 | 塩釜保健所、仙台保健福祉事務所、亶理警察署、あぶくま消防本部、その他防災関係機関、社会福祉協議会 |

第1 目的

大規模な災害の発生時には、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、外国人、旅行客等に対するさまざまな応急対策が必要となる。

このため、町、防災関係機関及び社会福祉協議会は、必要な諸施策を速やかに実施する。

第2 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

町は、災害の発生に備え、個人情報保護に配慮しつつ、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

1 安全の確保

(1) 社会福祉施設等在所者

町は施設在所者（入所者及び従事者等）の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに災害による施設の破損箇所、危険箇所等の応急修理を行う。

(2) 在宅の要配慮者

町は、各地区の自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得て、在宅の要配慮者の安否確認を行うほか、必要に応じ避難誘導等を行う。

2 支援体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

災対民生部（福祉課、長寿介護課）は、施設従事者の不足や日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急支援を行う場合にも、必要な人材、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

(2) 緊急支援

イ 受入れ可能施設の把握

災対民生部（福祉課、長寿介護課、健康推進課）は、被災による要配慮者の受入れ可能な福祉施設を把握する。

ロ 保健福祉ニーズの把握と支援の実施

要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と調整のうえ、適切な施設への二次避難を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

ハ 福祉避難所の開設

町は、開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各指定避難所に対し、開設について周知する。

また、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

ニ 相互協力体制

町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、自主防災組織、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

(3) 指定避難所での支援

イ 支援体制の確立

防災民生部（福祉課、長寿介護課）は、要配慮者が指定避難所に避難したか確認するため、民生委員、社会福祉協議会等の協力により、人員を把握する。

福祉団体関係者や福祉ボランティア、さらに必要に応じてガイドヘルパーや手話通訳者等による支援体制を確立する。

障害者用の装具、医薬品、育児用品、介護用品等の福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しいので、近隣の福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

ロ 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

ハ 専門職による相談対応

町は、被災地及び指定避難所における要配慮者等に対し、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

ニ 福祉避難所への移送

町は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断した場合は、福祉避難所に移送を行う。

(4) 在宅の要配慮者

在宅の要配慮者に対し、通常行っているのと変わらない保健・福祉サービスを継続して提供できるよう、臨時の体制を組みサービス確保に努める。

(5) 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、町の指示のもと、ボランティア関係団体などと連携し、活動を行う。

第3 外国人への支援活動

災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

- 1 各地区の協力のもと、地区や指定避難所等における外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行うとともに、日本赤十字社本社等を通して外国から照会のあった在

日外国人の安否について回答する。

- 2 災害に関する外国人のニーズを把握するため、役場内に設置する総合的な相談窓口で対応する。
- 3 災害情報を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示に努め、外国人の不安の解消を図る。
- 4 町は、県及び宮城県国際化協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。

第4 旅行者への支援活動

旅行者等の安全確保のため、宿泊施設、観光施設と協力し、避難誘導等を行うとともに、指定緊急避難場所、交通機関の状況、その他必要な情報を提供する。

また、旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により町の施設やホームページ、観光地等へ掲示し情報提供を行う。

第18節 愛玩動物の収容対策

| | |
|---------|-------------------------------|
| 主な実施担当 | 災対民生部（町民生活課） |
| 防災関係機関等 | 宮城県塩釜保健所岩沼支所、宮城県獣医師会、岩沼地区獣医師会 |

第1 目的

大規模な災害に伴い、飼い主不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会及び岩沼地区獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

第2 被災地域における動物の保護

1 飼い主の確認

飼い主のわからない被災した動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、岩沼地区獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに飼い主の発見に努める。

2 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第3 指定避難所における動物の適正な飼育

町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、被災地における愛護活動は保健所及び被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

- 1 指定避難所における動物収容施設等の設置
- 2 指定避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 3 他の市町村への連絡調整及び協力要請

第4 仮設住宅における動物の適正な飼育

町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 災対民生部（町民生活課、税務課、健康推進課）、災対産業部、災対上下水道部 |
| 防災関係機関等 | 東北農政局、日本赤十字社宮城県支部、（公社）宮城県トラック協会仙南支部、自衛隊、その他防災関係機関 |

第1 目的

町は、大規模な災害発生時における町民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や指定避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第2 食料

町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

1 米穀

(1) 調達

〔調達担当〕

調達担当は災対民生部（税務課）とする。

調達に関して、現場責任者を配置し、指導及び関係事項の記録に当たらせる。

〔調達方法〕

町は、非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、炊き出し等給食を実施する場合は、県に対し申請を行い、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀（以下、「応急用米穀」という。）を調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という。）を調達する。

（資料編「緊急時における食料（精米）の供給体制略図」参照）

イ 応急用米穀

町は、県が農林水産省から直接購入した応急用米穀の供給又は農林水産省から手持ち精米を売却するよう要請を受けた米穀販売事業者が売却した県又は町が取扱者として指定した米穀小売業者等（以下「取扱者」という。）からの直接購入により調達する。

町は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

ロ 災害救助用米穀

県が農林水産省と売買契約書により契約を締結し、農林水産省から、契約の締結を受けて受託事業者に対して、県又は取扱者に引き渡すよう指示された災害救助用米穀について、町は供給を受ける。

町は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

(2) 供給数量

応急用の米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人当たりの供給数量に、町の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

1人当たりの供給数量は次のとおりとする。

供給数量

| 供給対象 | 供給数量 (1人1食当たり) |
|--------------------------------------|------------------------|
| 罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合 | 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量 |
| 災害時における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する場合 | 300 精米グラムの範囲内で知事が定める数量 |

(3) 配給

備蓄倉庫等に備蓄、集積された食料等を各指定避難所等へ配給する。

2 副食、調味料等の調達

(1) 調達担当

調達担当は災対民生部（税務課）とする。

調達に関して、現場責任者を配置し、指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(2) 調達方法

亙理山元商工会を通じ、被災を免れた町内の事業者から調達するが、これで不足する場合は県に対して斡旋を依頼する。

また、栄養管理のため、管理栄養士を配置する。

3 炊き出しの実施

(1) 炊き出し担当等

炊き出し担当は災対民生部（町民生活課、税務課）、災対産業部（商工観光課）とする。

炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

また、栄養管理のため、管理栄養士を配置する。

(2) 受給対象者

イ 指定避難所に避難している者

ロ 住家が全半壊（焼）、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者

ハ その他食料品を喪失し、炊き出しの必要があると認められる者

(3) 炊き出しの実施場所

| |
|------------|
| 実施場所 |
| 学校給食センター |
| 保健福祉センター |
| 中央公民館 |
| 吉田地区交流センター |
| 農村創作活動センター |

※炊飯に関しては、地元業者等の協力を仰ぎ、各施設においては簡易的な調理等を実施する。また、学校給食センターについては、学校給食再開との兼ね合いもあることから使用者や使用期間について調整を図る。保健福祉センターについては、要配慮者向けの調理を優先することとして調整を図る。

(4) 炊き出しの協力団体

| 団体名 | 会員数 | 連絡先 | 連絡担当 |
|---------------|---------|--------------|----------|
| 亘理町婦人防火クラブ連合会 | 10,000人 | 0223-22-5189 | あぶくま消防本部 |
| 食生活改善推進員協議会 | 50人 | 0223-34-0524 | 健康推進課 |

4 受給者の把握

指定避難所にいる人の人数の確認は、各指定避難所の管理責任者が行う。

指定避難所以外の場所に避難している人や、自宅にいるが食料が得られない人等の把握については困難が予想されるため、各地区の調査員や情報連絡員は、周辺にいる人たちの協力を得ながら、的確な調査に努める。

5 食料品の集積、配分

(1) 食料品の集積場所

備蓄及び調達された食料品の集積場所は、次のとおりとする。

| 施設名 | 所在地 | 管理責任者 | 電話番号 | 配分対象区域 |
|------------|-------------|-------|--------------|-------------|
| 佐藤記念体育館 | 亘理町字旧館 62-1 | 町長 | 0223-34-4251 | 本町全域並びに亘理地区 |
| 吉田地区交流センター | 吉田字大塚 185 | 〃 | 0223-36-3114 | 吉田地区 |

(2) 配分担当

調達した食料品の配分担当は災対民生部（税務課）とする。

食料品の配分を適切に行うため、現場責任者を配置し、指導及び関係事項を記録する。また、栄養管理のため管理栄養士を配置する。

(3) 配 分

食料品の配分は次のとおりに行う。

イ 炊き出し

炊き出し担当の責任者は、配分責任者から一括して受け、被災者に配分する際には受給者名簿に記録する。

ロ 個人への配分

配分責任者は受給者名簿に記録し、自主防災組織の代表等を通じて配分する。

ハ 応急対策従事者への配分

配分責任者は、各応急対策従事者の責任者に配分する。

第3 飲料水

1 給水担当

災対上下水道部が担当し、次の班を編成する。

給水班の編成

| 班名 | 班長 | 運転手（広報員） |
|-------|----|----------|
| 広報連絡員 | 1名 | 1名 |
| 給水班 | 1名 | 7名 |

2 給水要領

(1) 給水の対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない罹災者とする。

(2) 給水量

1人1回6ℓ程度を基本に、災害の状況に応じて増量する。

(3) 給水期間

原則として、災害発生の日から水道施設が復旧するまでとする。

(4) 費 用

給水に要する費用の範囲、額は、災害救助法が適用された場合に準じその額を超えない範囲とする。

3 給水方法

(1) 運搬給水

運搬給水は、給水車、給水タンク・ポリタンク及び非常用飲料水袋等により直接被災者に給水する。

給水にあたっては、医療施設等の緊急性の高い施設への給水が十分行き渡るよう配慮する。

(2) 拠点給水

拠点給水は、田沢浄水場・各配水池及びその他緊急用貯水施設等を応急給水拠点として給水する。

4 給水施設の応急措置

災害により給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し飲料水供給の早期回復を図る。

第4 生活物資

1 配布、貸与の要領

(1) 対象者

住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水により、生活に必要な被服、寝具、その他生活必需品等を喪失し、日常生活に困難をきたしている者。

(2) 品 目

- イ 被服、寝具
- ロ 身の回り品
- ハ 日用品
- ニ 炊事道具、食器
- ホ 光熱材料
- ヘ 緊急用燃料
- ト その他

(3) 費 用

配布及び貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(4) 期 間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。

2 調達方法

(1) 調達担当

調達担当は災対民生部（税務課）とする。

(2) 調達方法

あらかじめ亘理山元商工会と協議のうえ調達する。ただし、町内関係業者が被害を受けたときは、協定締結事業者と協議し、物資調達のための体制を整備する。さらに不足する場合は知事又は隣接市町長へ斡旋を依頼する。

(3) 集積場所

調達物資及び義援品の集積場所は次のとおりとする。

生活物資の集積場所

| 施設名 | 所在地 | 管理責任者 | 電話番号 | 配分対象区域 |
|-------------|-------------|-------|--------------|-----------------|
| 佐藤記念 体育館 | 亘理町字旧館 62-1 | 町 長 | 0223-34-4251 | 本町全域並びに 亘理地区 |

3 配 分

(1) 配分体制

配分担当は災対民生部（税務課）とし、配分責任者1名と各指定避難所等への配分担当者等からなる班を編成する。

(2) 配分方法

〔配分被災者の把握〕

福祉課長は、衣料、生活物資等を配布又は貸与する必要がある被災者を調査し、救助物資配分計画を作成する。

なお、指定避難所以外の場所にいる被災者や自宅にいる被災者の把握については、対策本部の各地区調査員や情報連絡員等と連絡をとり、現場にいる人たちの協力を得て調査する。

救助物資配分計画の内容

- ・救助物資を必要とする罹災者数（総数、世帯数、世帯毎人員）
- ・救助物資の品名、数量
- ・救助物資の受け払い数量

〔被災者への配分〕

物資管理者は、救助物資配分計画に基づき、自主防災組織の代表の協力を得て罹災者に配分し、受領書を受ける。（受領書の様式は資料編「物品受領書」参照）状況に応じて、児童、高齢者、障害者等を優先させる。

第5 支援物資の受入れ、配分

1 担 当

指定避難所から送られてきた救援物資の受け窓口は災対民生部（税務課）とする。

2 物資の受入れ方法

指定避難所や各地区等で不足している物資及びその数量を、各地区調査員等の協力を得て把握する。救援物資の募集にあたっては、報道機関等と連携し、受入れ窓口や受入れ方法、不足している物資等を広報する。

物資の集積場所は、佐藤記念体育館とする。

3 配 分

町の備蓄、調達物資とあわせ、物資の配分先、必要数量等を調整して行う。

配分は原則として指定避難所で行うが、指定避難所へ来られない障害者や高齢者等に対しては、巡回して配分する等、要配慮者への支援に十分な対策を講じる。

受入れ物資の仕分け、配布に際し人員が不足する場合は、住民やボランティアの協力等も得ながら対処する。

受入れ物資が食料等長期の保存が難しいものについては、保存方法や輸送方法に十分配慮する。そのためにも、物資の仕分け作業は迅速に行い、（公社）宮城県トラック協会等へ協力を依頼する。

第6 燃料の調達・供給

1 災害応急対策車両への供給

町は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の維持に努める。

また、町及び防災関係機関等は、事前に指定のできない町以外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

2 町民への広報

町は、県の協力により、燃料類の供給見通し等について、町民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第20節 防疫・保健衛生活動

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 災対民生部（健康推進課、町民生活課）、災対教育部 |
| 防災関係機関等 | （一社）亙理郡医師会、（一社）岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会、医療関係機関、塩釜保健所、その他防災関係機関 |

第1 目的

被災地、特に指定避難所においては、生活環境の悪化により感染症等が発生する恐れがあるため、町は迅速な防疫措置を講じる。災害により町民が健康を損なうことがないように、また、災害のショックによる被災者等の心の傷を癒すよう適切な対応を図る。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第2 防疫

1 防疫消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

消毒に要する1戸当りの使用薬剤の基準は、概ね次のとおりとする。

なお、自主消毒用に、住民への薬剤配布も状況により実施する。

| 消毒の方法 | 薬品名 | |
|-------|-------|------|
| | 逆性石けん | 消石灰 |
| 消毒作業 | 200cc | 6kg |
| 薬剤配布 | 500cc | 20kg |

2 ねずみ、衛生害虫等の駆除

ねずみ、衛生害虫等の駆除は、状況に応じて実施する。

駆除方法は、薬剤散布によるもののほか、殺そ剤、殺虫剤の配布も状況により実施する。

その場合、人畜に対して安全が確保されているものを選択する。

3 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

4 感染症発生時の措置

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、県に報告・協議するとともに、必要に応じ、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 病床数 |
|------------------|-----------------------|--------------|-----|
| 仙台市立病院 併設隔離病舎 | 仙台市 若林区清水小路 3-1 | 022-266-7111 | 50 |

交通途絶等のため指定医療機関に収容できない場合は、適宜、臨時の収容施設を設ける等対応を講ずる。

5 防疫活動班

防疫活動の実施に当っては、次の班を編成する。

| 班名 | 人員 | 防疫業務 | 処理能力 | 器材等の所有状況 |
|--------|----|------------------|---------------|------------------|
| 防疫消毒1班 | 4人 | 浸水家屋の消毒 並びに指導 | 32戸/日 (1班) | 消毒器3台 軽トラック1台 |
| 2班 | 4人 | | | |
| 3班 | 4人 | | | |
| 施設防疫班 | 4人 | 指定避難所における衛生指導 | | |

6 連絡通知等

町長は、感染症の発生又は発生する恐れがある事実を知った場合、及び防疫を実施する場合は知事に報告し、必要な対策及び指示等を受ける。

7 指定避難所の防疫措置

指定避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

(1) 防疫に関する協力組織

避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

(2) 防疫の重点事項

防疫活動にあたっては、次の事項に重点をおく。

- | | |
|-------------|---------------|
| イ 健康調査 | ニ 飲料水の管理 |
| ロ 防疫消毒の実施 | ホ トイレの衛生管理 |
| ハ 集団給食の衛生管理 | ヘ その他施設内の衛生管理 |

8 防疫薬剤等の調達

防疫薬剤等は、災対民生部（町民生活課）が町内の業者から調達するが、調達できない場合は、知事に斡旋を依頼する。

第3 保健対策

1 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

被災者の健康管理のため、災対民生部（健康推進課）は健康調査、健康相談を行う。

実施にあたっては指定避難所等を優先し、要配慮者に配慮しながら、県と協力して必要に応じた保健指導を行う。

(2) 指定避難所や仮設住宅での配慮

健康相談等について、十分な空調設備の無い指定避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

また、特に高齢者は、エコノミッククラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 避難所サーベイランスシステムの導入

町は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

※県では、県内各地に設置された指定避難所の避難者を対象に、感染症の流行を可能な限り早期に把握し、蔓延防止のために必要な措置を講じるとともに、その動向を監視することを目的として「避難所サーベイランス」を行っている。これは、通常行なっている感染症発生動向調査事業に加えて実施している。

(4) 医療体制の確保

高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

2 心のケア

災害の直接体験や、家族や住み慣れた家等を失った悲しみにより、被災者及び応急活動の従事者が精神的な不調をきたす場合がある。そこで、精神科医、保健師等の協力を得て、指定避難所等への相談所の開設や巡回相談等により、メンタルヘルスケア（精神保健相談）を実施する。

生活再建への不安等により精神的な不調が長期化する場合もあるため、長期的に行っていく必要がある。

さらに、必要に応じて医療機関で治療での受診・治療を行う。

3 栄養調査、栄養相談

県と協力のうえ、指定避難所、炊き出し現場、保育所、学校、高齢者施設等を定期的に巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合、指定避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 子どもたちへの健康支援活動

町教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

第4 飲料水・食品監視活動

町は、災害の状況に応じて、井戸、受水槽の水質検査や食品関係営業施設等の監視、指導の要請を塩釜保健所岩沼支所に行う。担当は災対民生部（町民生活課）とする。

第21節 障害物の除去

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 災対建設部（都市建設課）、災対民生部（町民生活課） |
| 防災関係機関等 | 東北地方整備局仙台河川国道事務所、自衛隊、仙台土木事務所、亘理警察署、あぶくま消防本部 |

第1 目的

町及び施設の管理者は、災害時に土砂、竹木又は工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止、交通路の確保及び罹災者の保護を図る。

第2 障害物の除去

1 住居等日常生活に欠くことのできない場所に堆積した障害物

(1) 対象

住家半壊の被害を受け、居室、炊事場、玄関等に障害物があるため、生活上支障をきたし、自力では除去することのできない者（基準は「第3編第3章第15節 応急仮設住宅等の確保」に掲載している）。

(2) 除去対象戸数

住家が半壊した世帯数の15%以内とする。

(3) 実施期間

災害の日から10日以内とする。

(4) 費用

災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(5) 障害物除去班の編成

障害物の除去は、災対建設部（都市建設課）が行う。

2 道路に堆積した障害物

道路管理者は、必要に応じて、警察、消防署、自衛隊、建設業者等の応援協力を得て、道路に堆積した障害物を除去する。なお、緊急輸送道路や危険箇所等の障害物除去を優先する。道路管理者は次のとおりである。

(1) 町道……………町

(2) 県道、県管理国道……仙台土木事務所

(3) 国管理国道……………東北地方整備局仙台河川国道事務所

3 河川に堆積した障害物

河川管理者及び災対建設部（都市建設課）は、警察署等と協力して、河川に堆積した障害物を除去する。河川管理者は次のとおりである。

・一級河川……………東北地方整備局仙台河川国道事務所

・普通河川……………町

第3 除去した障害物の処理

町長は、除去した障害物を次のとおり処理する。

1 除去した障害物の集積場所

除去した障害物はできるだけ分別し次の場所に集めるが、一時的に亘理一般廃棄物最終処分場のほか、被災状況に応じてこの他適当な場所を指定する。

| 集積地 | 所在地 | 管理者 | 電話番号 |
|----------|------------|-----|--------------|
| 亘理町割山採取場 | 亘理町字北猿田 91 | 町 長 | 0223-34-1111 |

2 工作物の保管

除去した工作物等の中で、所有者等に返還する必要があるものについては、必要な手続きをとり保管する。

3 機械、器具等の調達

町長は、障害物の除去に必要な機械、器具等の確保を図る。

資機材等の確保、調達は災対建設部（都市建設課）が行う。

(1) 機械、器具等の確保

町所有のもののほか、町内の業者等と事前に協議のうえ、借りあげる。このため平常時に、これらの業者との間に応援協定を締結する。

また、不足する場合は、知事又は隣接市町長の応援を求める。

町内で保有する機械、器具は資料編「町内で保有する機械等」を参照

(2) 機械操作員

障害物の除去を行うための機械操作員についても、機械、器具にあわせて確保する。

第22節 遺体等の搜索・措置

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課）、災対民生部（福祉課、長寿介護課、町民生活課） |
| 防災関係機関等 | 宮城海上保安部、仙台保健福祉事務所、亶理警察署、あぶくま消防本部、亶理町消防団、亶理葬祭場、医療関係機関、（一社）亶理郡医師会 |

第1 目的

町は、防災関係機関と連携し、災害により行方不明となった者の搜索及び遺体の収容・応急埋葬を速やかに実施し、民心の安定を図る。

第2 遺体等の搜索

1 町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。

警察及び防災関係機関は、検視（死体調査）、死亡者の措置、及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。

また、宮城海上保安部は、海上において、行方不明者等の情報を入手したときは、巡視船艇、航空機等により搜索を行う。

2 町は、町職員、警察官、消防職員、消防団員等により搜索班を編成する。

3 行方不明者の届出、受付けは災対総務部（企画課）が行い、安否確認の情報を一元化し、警察と情報を共有する。

行方不明者の搜索を行った場合は、次の事項を明らかにする。

- | | |
|---------|---------------------------|
| イ 実施責任者 | ホ 搜索用資器材の使用状況（借上関係の内容も含む） |
| ロ 遺体発見者 | ヘ 費用 |
| ハ 搜索年月日 | ト 従事人員 |
| ニ 搜索地域 | |

第3 遺体の措置

1 実施方法

(1) 遺体を発見した場合は、遺体の安置場所に搬送のうえ、警察による検視（死体調査）を行った後に、遺族が明らかである場合はその旨連絡し、引渡し等の必要な措置をとる。

遺族がわからない場合は第4に記載の措置を施した上、一時保存所に収容する。

一時保存場所は資料編「遺体の処理 遺体の一時保存場所」のとおりとする。ただし、死者多数により収容できない場合、あるいは一時保存場所が災害により使用できない場合は、近隣市町に協力を求める。

(2) 身元不明者については、人相、特徴、遺留品、発見場所等を記録し、広報等により遺族を捜す。

2 遺体の確認

警察及び宮城海上保安本部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。

町は、警察及び宮城海上保安部と緊密な連絡をとり、警察による検視（死体調査）を実施した遺体数及び死亡届出が出された数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。

3 遺体の処理

町は、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。

町は、遺体の保管に必要となる棺やドライアイスを確認し、必要であれば県に要請する。

第4 遺体の火葬、埋葬

1 遺体安置場所の指定

公民館、寺院等と協議し、遺体の安置場所として指定する。

2 実施方法

町による火葬、埋葬は概ね、次のとおり実施する。

- (1) 災害時の混乱の際死亡したものであること。
 - ・死因および場所の如何を問わない。
 - ・災害発生の日以前に死亡した者で、まだ火葬、埋葬が終わっていない者。
- (2) 災害のために個人の力では火葬、埋葬を行うことが困難な場合であること。
 - ・緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも火葬、埋葬を行うことが困難なとき
 - ・墓地又は火葬場が被災し、火葬、埋葬を行うことが困難なとき
 - ・火葬、埋葬を行うべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難なとき
 - ・被災により、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ、ドライアイス等の入手ができないとき
- (3) 町が実施する火葬、埋葬の程度は応急的なものを基本とする。
 - ・町は火葬、埋葬に必要な物資を支給する。
 - ・火葬、埋葬を行う者がいない場合、納骨等の役務を提供する。
 - ・火葬後の焼骨は、焼骨の納骨予定場所に収蔵する。（焼骨の納骨場所については、資料編「納骨予定場所」を参照のこと。）
- (4) 火葬場は次のとおりとする。

火葬場

| 名称 | 所在地 | 管理者 | 電話番号 | 1日処理能力 | 使用燃料 |
|-------|-----------------|--------------------|------------------|--------|------|
| 亙理葬祭場 | 亙理町字 竜円寺 134 | 亙理地区 行政事務 組合 | 0223- 34-4089 | 18人/日 | A 重油 |

- (5) 葬祭業者へは、次の事項について協力を依頼する。
- ・棺等必要な物品の手配を依頼する。
 - ・緊急火葬体制の概要を説明し、協力を要請する。
 - ・遺体安置所から火葬場までの遺体搬送を依頼する。

3 事務処理

遺体の火葬、埋葬を行う場合は、次の事項のうち、判明している事項を記録の上、保管する。

- (1) 死亡者の氏名及び住所
- (2) 遺族の氏名及び住所
- (3) 死亡年月日
- (4) 遺体の発見場所及びその日時
- (5) 死亡原因
- (6) 遺体安置場所及び収容期間
- (7) 洗浄等の処理状況
- (8) 火葬、埋葬の実施責任者の氏名
- (9) 火葬、埋葬の費用

第5 広域火葬

町は、死者多数により火葬場の収容能力を超えた場合、又はこれらの施設が被災により使用できない場合は、県と協議し、「宮城県広域火葬計画」（平成29年2月策定）等に基づき、次の事項に留意し対応する。

(1) 被災状況の報告

町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

(2) 広域火葬の要請

町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

(3) 火葬場との調整

町は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りをを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(4) 遺族への説明

町は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

(5) 広域火葬の終了

イ 町は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

ロ 町は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

(6) 一時的な埋葬について

町は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定に基づき、事務を行うこと。

第6 費用

遺体の搜索、収容及び埋葬に関する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第23節 廃棄物処理活動

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 災対民生部（町民生活課） |
| 防災関係機関等 | 宮城県環境生活部、宮城県塩釜保健所岩沼支所、亶理名取共立衛生処理組合、亶理町公衆衛生組合連合会、亶理町災害防止協議会 |

第1 目的

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、災害が発生した際、大量のごみ、し尿及び死亡獣畜を適切に処理し、環境衛生の保全を図る。

第2 ごみの収集・処理

1 収集

ごみの収集は、ごみ収集運搬車によるほか、必要に応じて運搬車を調達して行う（本節「第9 清掃資機材の調達」参照）。生ごみ等腐敗しやすい廃棄物については、防疫上できる限り早急に収集する。

2 処理

原則として岩沼東部環境センター及び亶理清掃センターで処理するが、被害の状況によっては、宮城県及び亶理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、広域処理とする。

なお、これに並行して一時仮置も検討する。仮置場は「第3編第3章第21節 障害物の除去」を準用する。

第3 災害廃棄物

1 災害廃棄物処理の基本方針

- (1) 損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、町は、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- (2) 町又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- (3) 県及び町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

2 災害廃棄物の処理体制

- (1) 町は、町地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理を適正に行う。

- (2) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、町は県に対して支援を要請する。
- (3) 県は、町からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、東北地方環境事務所に対して支援を要請する。
- (4) 県及び町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

3 収集

町は、がれき等の災害廃棄物は、危険なもの、緊急輸送に支障となるものを優先して分別収集、運搬する。災害廃棄物の分別は、原則として発生場所で行う。

また、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

4 処理

原則として岩沼東部環境センターで処理するが、被害の状況によっては、宮城県及び亙理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、広域処理とする。

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置場として確保し一時仮置を行う。仮置場は「第3編第3章第21節 障害物の除去」を準用する。

処理の進捗状況を踏まえ、がれきの破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

なお、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第4 医療廃棄物

医療施設、医療救護所から発生する医療廃棄物の処理は、（社）宮城県産業廃棄物協会と連携し周囲へ影響を及ぼすことのないよう厳重に行う。

第5 し尿の収集・処理

1 収集

し尿の収集は、原則として汲み取り車で行う。

指定避難所より排出されたし尿の収集は、防疫上、優先的に行う。

また、指定避難所その他必要な場所に、業者の協力を得て仮設トイレを設置する。仮設トイレの設置にあたっては、高齢者、障害者等要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。上下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め指定避難所の衛生向上を図る。

2 処 理

原則として浄化センターで処理するが、被害の状況によっては、宮城県及び亘理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、広域処理とする。

第6 指定避難所のごみ・し尿の収集・処理

指定避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み収集、処理にあたる。指定避難所には多数の人が集まるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集、処理を行う。その際、排出されるごみを効率的に収集、処理を行うため分別して排出する。

第7 住民等への広報

災害により、ごみ及びし尿の収集方法等が通常と変わった場合は、速やかに住民に知らせる。

第8 清掃班の編成等

ごみ及びし尿の処理は上記の要領で行うが、災害により委託が不可能である場合、又は緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し、実施する。

1 ごみ処理班

総括責任者は災対民生部（町民生活課）とし、地域ごとに班を編成し処理対応を行う。（資料編「ごみ処理班の編成」参照）

第9 死亡獣畜の処理方法

災害時に死亡獣畜の処理を必要とする場合は、町は塩釜保健所岩沼支所（愛玩動物）、仙台家畜保健衛生所（家畜）、仙台地方振興事務所林業振興部（野生動物）に連絡のうえ、亘理名取共立衛生処理組合と協議し岩沼東部環境センターで処理する。

搬送が困難な場合や大型の獣畜については、町は塩釜保健所等に連絡し、必要な処理を行う。

第10 清掃資機材の調達

清掃資機材は、町保有のもののほか町内関係業者のものを借り上げる。
不足する場合は、知事又は隣接市町長に斡旋を依頼する。

第11 処理施設の応急措置

ごみ・し尿処理施設が災害により損傷を受けたときは、県の協力を求め、応急措置をとる。

第24節 社会秩序維持活動

| | |
|---------|-------------------------|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課）、災対産業部（商工観光課） |
| 防災関係機関等 | 亶理警察署、防犯実働隊 |

第1 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持も重要な課題となる。大規模災害発生においては、市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買い占め等が起こるおそれがある。

このため、町及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語（デマ）や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第2 犯罪の防止

警察は、治安情報の積極的な発信及び防犯実働隊等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるとともに、被災地及び指定避難所等の警戒活動、犯罪の予防及び不法行為の取締りを行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。また、被災地に限らず、災害に便乗した悪徳商法や詐欺等の被害防止に努める。

また、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

町は、亶理警察署の活動に協力する。

第3 物資の安定供給

災対産業部（商工観光課）は、県と協力して、生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げ等の発生を防止するため、生活必需品の価格や出回り状況について把握するとともに、町内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

災対産業部（商工観光課）は、物資供給の状況を住民へ広報し、民心を安心させるよう努め、秩序ある行動を呼びかける。

第25節 応急教育活動

| | |
|---------|--------------|
| 主な実施担当 | 災対教育部 |
| 防災関係機関等 | 学校、施設・文化財管理者 |

第1 目的

町及び町教育委員会は、大規模な災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒が通常の教育を受けられなくなった場合に、施設の応急復旧を図るとともに、適切な教育対策等必要な措置を講じる。

第2 学校教育対策

1 実施責任者

- (1) 町教育委員会及び校長は、相互に協力して施設の応急復旧、応急教育を行う。
- (2) 町長は、町教育委員会が行う措置について、その権限に属する範囲内で万全の措置を講ずる。
- (3) 各施設においては、平常時に災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。

2 避難

災害発生時の避難活動については、在校時とそれ以外の場合にわけて対策を講じる。

(1) 在校時

- イ 校長は、災害が発生したときは速やかに児童生徒の避難を行う。
- ロ 災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、最も近い指定緊急避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な指定緊急避難場所に移動する。
- ハ 負傷者がいないかどうか確認し、応急手当及び医療機関への搬送を行う。
- ニ 最終的に安全を確認した後、保護者へ連絡をとり、児童生徒の引渡し等を行う。
- ホ 町教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。
- ヘ 遠足等校外活動時に災害にあったときには、引率の担当教職員が校長等に連絡、指示を受け適切な措置をとる。

(2) 登下校時及び休日等

校長、教職員は登校し、施設の安全確認を行うとともに、保護者等と連絡をとり、児童生徒の安否確認及び状況把握を行う。

町教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行うとともに、協力して状況把握に努める。

(3) 保護者への引渡し

- イ 校内の児童生徒等への対応
警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内保護する。
その際、迎えに来た保護者も同様に校内保護する。

ロ 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内保護を行い、安全が確実なものとは判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

ハ 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校内保護を行う

3 施設等の応急復旧

校長は、施設が被災したときは、速やかに被災状況を調査し、被害の拡大防止措置を講じるとともに、施設を所有する町教育委員会に被害状況を報告する。

施設を所管する町教育委員会及び町長は、被害状況を調査し、応急復旧を行う。

4 応急教育

校長は、被災により授業ができないときは、臨時休校措置を講じる。

正規の授業ができないときは、次の要領により応急授業を実施する。

(1) 実施場所の確保

町教育委員会は、校内での授業が困難なときは、場所及び収容人員等を考慮して、町内の他の学校、集会所、公民館、近隣市町の学校等を利用する。

町教育委員会は、実施場所が確保できないときは、仮設校舎を建設する。

(2) 教職員の確保

校長及び町教育委員会は、教員の被災状況を把握し、出勤できない職員の代替編成を講じる。

教員が不足する場合は、県教育委員会と協議して教員の確保に努める。

(3) 応急教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

(4) 通学路の安全確保

教員は通学路の安全確保を行うとともに、保護者と相談のうえ、臨時の通学路を決める。

他の施設で授業を行う場合は、登下校手段の確保に努める。

(5) 試験、進路指導、受験対策

災害が学内試験や進路指導期に発生した場合は、次のような措置を講じる。

- イ 学習の遅れを取り戻すための授業
- ロ 受験料、入学金、授業料等の減免
- ハ 奨学金の拡充
- ニ 願書受付期間、試験実施期間の変更要請
- ホ 受験場へのバス等輸送手段の確保
- ヘ 試験日の弁当の配給
- ト 試験会場の追加
- チ 被災した学生への特別措置（再試験等）
- リ 卒業認定、単位等への配慮

- ヌ 企業への内定取消し防止要請
- ル 学生の住宅の確保、斡旋

5 学用品等の調達

災害のため住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、すぐに入手できない児童生徒に対し、必要最小限の学用品を支給する。

(1) 対象

災害により住家が半壊、半焼、又は床上浸水以上の被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学に支障をきたしたものとする。

(2) 学用品の種類等

イ 教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号））又は教科書以外の教材で必要と認めるもの。

ロ 文房具及び通学用品費は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの。

(3) 実施期間

教科書及び教科書以外の学用品の支給は1ヶ月以内、文房具及び通学用品は15日以内に完了する。

(4) 支給の方法

〔教科書〕

町教育委員会は給与対象児童生徒を調査し、必要数量を県教育委員会に報告する。町教育委員会は県教育委員会よりその指示を受け、教科書供給所から供給を受け、校長を通じ対象者に配布する。

〔文房具及び通学用品等〕

町教育委員会が協力を要請できる業者から調達する。特別な事情があり調達できない場合、又は必要がある場合は県教育委員会に斡旋を依頼する。

文房具及び通学用品の費用は次のとおりとする。

- イ 小学校児童・・・1人当たり 3,800 円
- ロ 中学校生徒・・・1人当たり 4,100 円

6 給食

(1) 校長、町教育委員会は、町と協議のうえ、速やかに復旧策を講じ、給食の継続に努める。

(2) 給食物資は、学校給食会及び関係業者の協力を得て確保する。特別な事情のある地域で調達できないときは、県教育委員会に調達斡旋を依頼する。

(3) 伝染病の発生予防等、衛生管理の徹底を図る。

(4) 応急給食を必要とする場合は、一般の炊き出し等で、対応する。

7 学校が指定避難所となった場合の措置

指定避難所となった施設の管理者、町教育委員会及び町長は、指定避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

(1) 町長は、施設の管理者、町教育委員会等と協議のうえ、施設・設備を点検し、指定避難所として使用する部分を決定する。

(2) 町長は、指定避難所等に管理責任者を置き、施設の管理者、町教育委員会、自主防災組織と協議のうえ、指定避難所の運営にあたる。指定避難所の管理運営は各施設管理者が行い、災対民生部（福祉課）が統括する。

(3) 施設の管理者及び町教育委員会は、指定避難所の運営について積極的に協力する。

8 児童生徒の心のケア

町教育委員会及び学校長は、児童生徒の災害による精神的な痛みを緩和できるよう、児童生徒個々に応じた心のケアに努める。

9 災害応急対策への生徒の協力

町教育委員会及び学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や、地域と連携した救援活動、応急復旧活動、応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもと参加できるよう、安全に十分配慮して検討する。

学校施設の状況

| 学校名 | 所在地 | 教室数 | 収容可能人員 |
|-------|----------------|-----|---------|
| 亘理小学校 | 字下小路 22-2 | 39 | 1,900 人 |
| 荒浜小学校 | 荒浜字隈潟 67 | 21 | 1,000 |
| 吉田小学校 | 吉田字宮前 63 | 15 | 700 |
| 長瀬小学校 | 長瀬字南原 193 - 76 | 24 | 900 |
| 逢隈小学校 | 逢隈田沢字鈴木堀 93-1 | 35 | 1,700 |
| 高屋小学校 | 逢隈高屋字保戸原 54-2 | 14 | 600 |
| 亘理中学校 | 字沼頭 1 | 38 | 2,300 |
| 荒浜中学校 | 荒浜字東木倉 70-1 | 14 | 1,000 |
| 吉田中学校 | 吉田字松元 238-14 | 18 | 1,100 |
| 逢隈中学校 | 逢隈牛袋字南西河原 2-6 | 26 | 1,100 |

第3 社会教育施設

1 実施責任者

町教育委員会、施設の管理者、町長が協議のうえ、速やかに応急対策を講じる。

各施設においては、平常時に災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。

2 応急対策

(1) 開館中

施設が開館中の場合は、次の措置を講じる。

- イ 在館の施設利用者の避難誘導
- ロ 負傷者の救護、医療機関への搬送
- ハ 施設の安全点検、応急処置
- ニ 町教育委員会、町長、消防機関への連絡、応援要請
- ホ 施設が利用できない場合の臨時休館措置
- ヘ 資料の保存

(2) 閉館中

施設が閉館中の場合は、施設長及び職員は直ちに出勤し、次の措置を講じる。

- イ 被害の状況の調査
- ロ 教育委員会への連絡
- ハ 施設の安全点検、応急措置
- ニ 資料の保存

3 施設が指定避難所となった場合

施設管理者は、町教育委員会及び町長に協力し、円滑な指定避難所運営に努める。
指定避難所の管理運営は各施設管理者とし、災対民生部（福祉課）が統括する。

社会教育施設等の状況

| 施設名 | 所在地 | 施設概況 (m ²) | 収容可能人員 (人) |
|--------------|-----------------|---------------------------|---------------|
| 中央公民館 | 字旧館 61-22 | 鉄筋コンクリート造 一部二階建 3,300 | 400 |
| 佐藤記念体育館 | 字旧館 62-1 | 鉄骨造 一部二階建 1,802 | 600 |
| 武道館 | 字旧館 62-1 | 鉄筋コンクリート造 平屋建 646 | 300 |
| 荒浜体育館 | 荒浜字中野 33 | 鉄骨造 平屋建 1,007 | 450 |
| 荒浜地区交流センター | 荒浜字中野 33 | 鉄筋コンクリート造 二階建 827 | 200 |
| B&G 海洋センター | 逢隈田沢字鈴木堀 6-7 | 鉄骨造 平屋建 1,102 | 500 |
| 逢隈地区交流センター | 逢隈田沢字鈴木堀 6-8 | 鉄筋コンクリート造 二階建 887 | 200 |
| 農村創作活動センター | 吉田字宮前 58-1 | 木造瓦葺 平屋建 241 | 50 |
| 吉田地区交流センター | 吉田字大塚 185 | 鉄筋コンクリート造 二階建 2,640 | 1,200 |
| 吉田体育館 | 吉田字大塚 172 | 鉄骨造 平屋建 1,353 | |
| 郷土資料館 図書館 | 字西郷 140 | 鉄筋コンクリート造 五階建 5,124 | 150 |

第4 文化財

被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害状況を県教育委員会（国・県指定文化財）及び町教育委員会（町指定文化財）に連絡し、指示を得る。

町教育委員会は、町指定文化財について、文化財の管理者に対し応急措置等について指導・助言を行う。

各施設においては、平常時に災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。

第26節 防災資機材の調達及び労働力の確保

| | |
|---------|-------------------------|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課）、災対産業部（商工観光課） |
| 防災関係機関等 | ハローワーク仙台 |

第1 目的

大規模な災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、町及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

第2 緊急使用のための調達

- 1 町長は、あらかじめ協力を依頼している業者、協定締結先団体等から、応急対策活動に必要な防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。
- 2 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等へ協力を依頼する。
- 3 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、町へ要請する。災対総務部（総務課）はその内容に応じて、関係課等へ依頼し、確保した上で自主防災組織等へ配分する。
- 4 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置
 - (1) 町は、災害が発生した場合において、亘理町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
 - (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 労働力の確保

災害時に、迅速かつ的確な応急対策を講じるため、民間団体等の協力や労働者の雇用により必要な要員を確保する。

1 民間団体への応援

町長は、応援の協力を依頼できる民間の団体へ応援を要請する。

2 労働者の雇用

町長は、応急活動に必要な作業や不足している人員等の状況により、労働者を雇い入れる。

(1) 労働者の雇用の範囲

労働者の雇用の範囲は次のとおりとする。

イ 罹災者の避難

- ロ 医療及び助産における移送
 - ハ 罹災者の救出（救出する機械等の操作も含む）
 - ニ 飲料水の供給（供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布も含む）
 - ホ 救援用物資の整理、輸送及び配分
 - ヘ 遺体の捜索及び処理
- (2) 雇用の方法
- 原則として、ハローワーク仙台を通じて行う。
- 地域内で労働力が確保できない時は、知事又は隣接市町長に対し技術者の派遣を依頼する。
- 雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。
- イ 雇用を要する目的
 - ロ 作業内容
 - ハ 所要人員
 - ニ 雇用期間
 - ホ 従事する地域
 - ヘ 輸送、宿泊等の方法
- (3) 宿泊場所
- 雇用者の宿泊予定場所は資料編「応急活動雇用者の宿泊先」を参照
- (4) 労働力の賃金
- 労働者の賃金は、災害救助法に定める費用の限度額に準じる。

3 関係機関への応援要請

- (1) 指定行政機関又は指定地方行政機関への応援要請
- 町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により要請する。
- イ 派遣を要請する理由
 - ロ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ハ 派遣を必要とする期間
 - ニ 派遣される職員の給与その他勤務条件
 - ホ その他職員の派遣について必要な事項
- (2) 知事に対する職員の斡旋要請
- 町長は、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の市町村の職員派遣の斡旋を要請する場合は、次の事項を記載した文書により行う。
- イ 派遣の斡旋を求める理由
 - ロ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - ハ 職員を必要とする期間
 - ニ 派遣される職員の給与その他勤務条件
 - ホ その他職員の派遣斡旋について必要な事項

4 従事命令等による応急措置の業務

町長は、災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各法令に基づく従事命令等による応急業務を行う。

(1) 知事の従事命令等

イ 従事命令

応急措置を実施するため、従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- (イ) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (ロ) 保健師、助産師又は看護師
- (ハ) 土木技術者又は建築技術者
- (ニ) 大工、左官又はとび職
- (ホ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- (ヘ) 鉄道事業者及びその従事者
- (ト) 自動車運送業者及びその従事者
- (チ) 船舶運送業者及びその従事者
- (リ) 港湾運送業者及びその従事者

ロ 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

ハ 保管命令等

救助のための管理、使用、収容できるもの、また保管することができるものは次のとおりである。

- (イ) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。
- (ロ) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

ニ 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

5 他機関からの応援依頼

町長は、法令の定めるところにより、指定公共機関及び指定地方公共機関から応援を求められた場合は、これに協力する。

第4 労働の配分

1 労働の配分担当

労働の配分担当は災対産業部（商工観光課）とする。

2 労働の配分方法

各応急対策計画の実施担当責任者は、労働力の必要がある場合は労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、災対産業部（商工観光課）に労働供給の要請を行う。

商工観光課長は、労働供給の円滑な運営を図るため各担当責任者からの要請をとりまとめ必要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第27節 公共土木施設等の応急復旧

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 災対産業部（農林水産課）、災対建設部、災対民生部（健康推進課、町民生活課） |
| 防災関係機関等 | 東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、亘理名取共立衛生処理組合、その他防災関係機関 |

第1 目的

道路、鉄道等の交通基盤、漁港、河川、海岸及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設の管理者は、災害時に救助、負傷者等の病院への搬送、避難、物資の輸送、火災の延焼防止等が円滑に行われるよう、また、二次災害が発生しないよう、さらに住民生活や経済活動が早期に復興できるよう、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第2 道路施設

1 被害状況の点検、発見

道路管理者は、災害が発生した場合、又は災害が発生する恐れのある場合は、速やかにパトロール等により緊急点検を実施する。

災害により道路が被害を受けていることを発見した者は、災対建設部（都市建設課）に連絡する。災対建設部（都市建設課）がその情報を得た場合は、直ちに該当する道路管理者へ連絡する。

2 被害状況の把握、整理

道路管理者は、それぞれ管理している道路の被害状況を把握しあらかじめ定められている町の緊急輸送道路等を中心に、応急措置の優先順位を決定する。

災対建設部（都市建設課）は町内のすべての道路の被害状況を把握、整理するため、それぞれの道路管理者等からの情報収集に努め、随時町長へ報告する。町長はそれらの情報をもとに、特に早急に復旧が必要な道路の応急措置を道路管理者へ要請するとともに、適切な避難、物資の輸送等の計画を立てる。

3 道路の応急措置

道路が被害を受けた場合は、道路管理者は相互に連絡をとり、優先順位に基づき、障害物の除去及び応急復旧工事を実施する。その際、二次災害が発生しないよう十分配慮する。

また、応急復旧にあたっては、応援要請できる民間の建設業者の応援を得て行う。

第3 河川施設

- 1 河川管理者は、災害が発生したとき又は発生する恐れがあるときには、直ちに緊急点検を実施する。
- 2 応急工事が必要な場合には、被害の状況や防災拠点となる場所等を総合的に判断し、速やかに復旧工事をを行う。
- 3 洪水や内水氾濫等により浸水が発生したときには、排水ポンプ等により排水を行うとともに、必要に応じて消防ポンプ自動車等を活用する。
- 4 水防活動の詳細については、「亘理町水防計画」により実施する。

第4 海岸保全施設

海岸管理者は、災害発生直後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

- 1 海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。
- 2 海岸管理者は、災害発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には町等と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

第5 砂防関係施設

砂防関係施設管理者は、災害発生後に砂防施設の点検を実施し、破損、損壊等の被災箇所の発見に努め、甚大な被害があった場合は、被害の拡大防止を図るとともに、施設付近の状況についても観察し、二次災害の可能性について確認する。

第6 漁港施設

漁港施設管理者は、波浪・高潮等による災害が発生すると予想される時は事前に、及び災害発生直後で安全が確保されたときに、パトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

第7 鉄道施設

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社は、災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。
- (2) 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害に関する警報装置を整備する。
 - イ JR 電話・NTT 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及び FAX を整備する。
 - ロ 自動車無線、列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。
 - ハ 風速計、雨量計、水位計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

イ 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。

ロ 輸送指令は、時雨量、連続雨量及び風速が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕

第8 農地、農業用施設

応急復旧担当は災対産業部（農林水産課）とする。

地すべり、水害等により農地や農業用施設が被災したときには、二次災害による被害拡大を防ぐため速やかに現地調査、点検を行い、必要に応じて優先順位の高いものから順次復旧工事を行う。その際、二次災害が発生しないよう十分配慮する。

第9 公園等施設

1 応急復旧担当は、災対建設部、災対産業部（農林水産課）とする。

2 災害が発生したら、直ちに緊急点検を行い、指定緊急避難場所や避難経路となる緊急性の高いところから応急復旧工事を実施する。

3 災対総務部（総務課）は、それぞれの公園等の被害状況を総括し、臨時の指定緊急避難場所、避難経路や緊急物資の輸送経路等の計画を立てる。

第10 廃棄物処理施設

1 応急復旧担当は、亘理名取共立衛生処理組合及び災対民生部（町民生活課）とする。

2 岩沼東部環境センター、亘理清掃センター及び浄化センターが被災したときには、町は亘理名取共立衛生処理組合に対し速やかに応急復旧を要請するとともに、二次災害の防止に努める。

3 町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

4 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

5 災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第28節 ライフライン施設等の応急復旧

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課）、災対上下水道部（上下水道課） |
| 防災関係機関等 | 東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センター、東日本電信電話(株)宮城事業部、東日本高速道路(株)東北支社、(一社)宮城県LPガス協会（仙南第三協議会）、宮城県LPガス保安センター協同組合第1支所、その他防災関係機関 |

第1 目的

災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、都市機能が著しく低下し、町民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、復旧に必要な要員及び資機材を確保するとともに、迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ広域的な応援体制をとるよう努める。

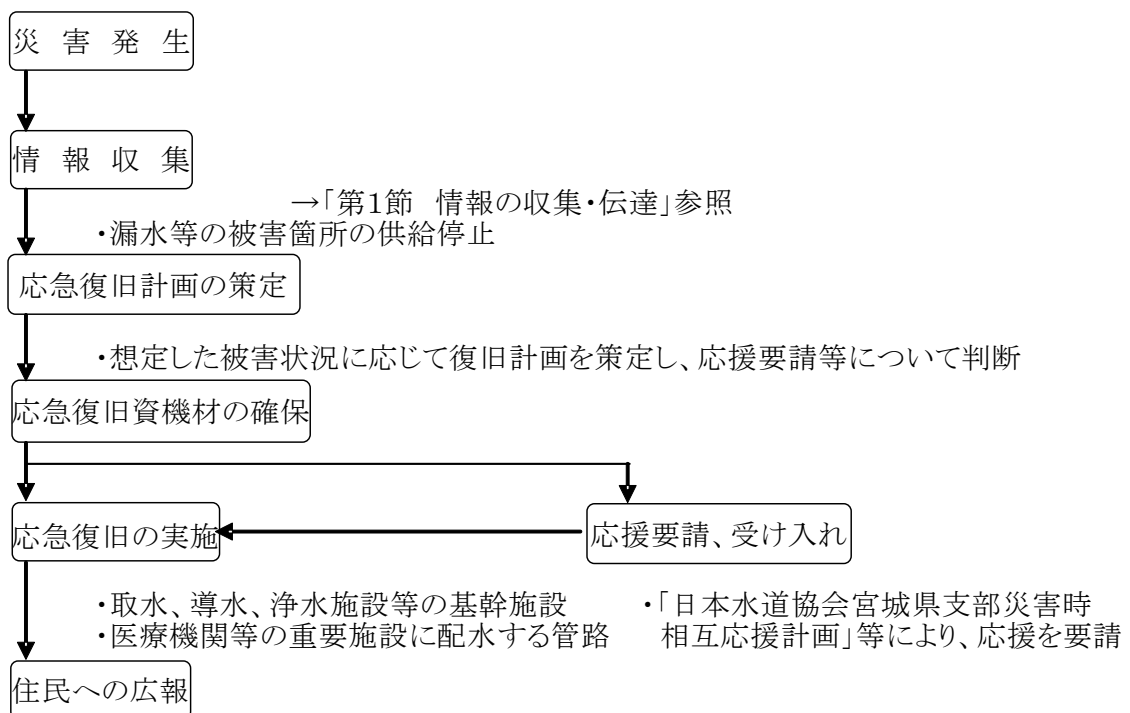
第2 上水道施設

1 応急体制及び応急措置

災対上下水道部（上下水道課）は、災害対策本部の配備体制に基づき職員を配備し、直ちに水道施設の被害状況を点検し、必要があるときは応急工事を行う。その際、指定避難所や医療施設等緊急性の高い施設から順次行う。また、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて支援要請を行う。

復旧工事に時間がかかる場合は、応急給水を実施する。（詳細は「第3編第3章第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に記載している。）

上水道施設復旧フロー



- (1) 町は、災害発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。
- (2) 町は、応急復旧計画に基づき、取水、浄水、配水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。
- (3) 町は、必要な場合、県に対して、資機材や技術者等についての応援を要請する。
- (4) 町は円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとする。

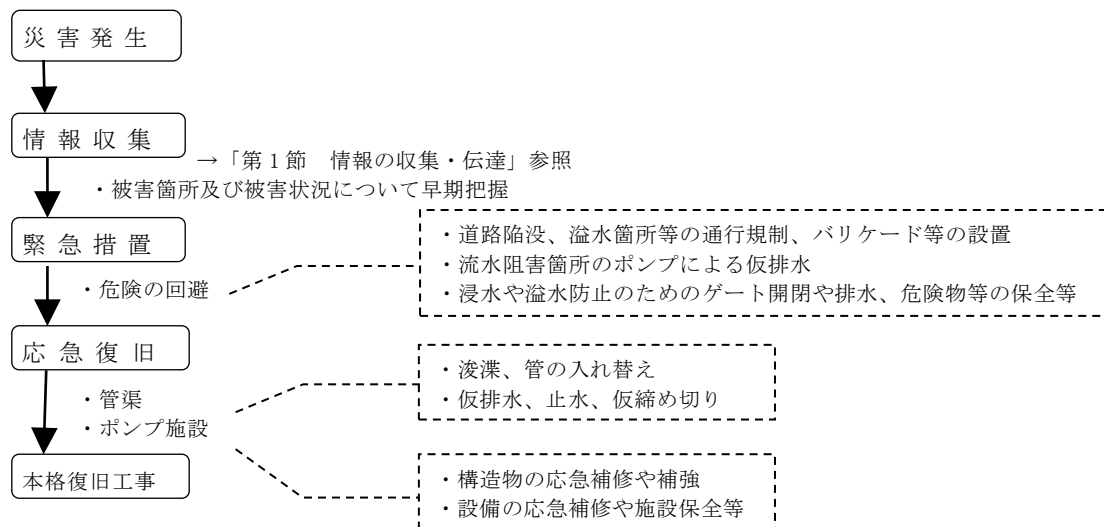
第3 下水道施設

1 応急体制及び応急措置

災対上下水道部（上下水道課）は、災害対策本部の配備体制に基づき職員を配備し、直ちに下水道施設の被害状況を点検し、必要があるときは応急工事を行う。また、宮城県に対し広域的な支援要請を行う。

その際、指定避難所や医療施設等緊急性の高い施設から順次行う。

下水道施設復旧フロー



町は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水を排除するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。

(1) 管渠

町は、管渠施設の構造、機能的被害を調査のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の敷設等により下水排除機能の確保に努めるとともに、管路の沈下、マンホールと路面の段差等により交通安全上支障となる箇所について道路管理者と協議の上、バリケードの設置、陥没部の補修、通行規制など必要な措置を講ずる。

(2) ポンプ施設

町は、ポンプ施設の機能的被害を調査のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管の敷設等による下水の排除に努める。

2 広報活動

流域下水道終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。町は、広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。

第4 電力施設

1 東北電力ネットワーク(株)の応急対策

(1) 応急体制

災害の発生とともに、あらかじめ定められた体制により応急体制を整える。

(2) 復旧工事

応急体制に基づき、迅速に復旧工事を実施する。復旧工事にあたっては、周囲の安全に十分配慮し、二次災害が起きないように努める。また、役場や指定避難所、医療施設、関係機関等の重要施設への送電を優先する。主な優先順位は次のとおりである。

イ 医療施設等人命にかかわる施設

ロ 官庁、交通、報道機関等の公共的な防災実施機関及び緊急対策に使用する施設等

ハ その他

原則として災害時にも送電は継続するが、浸水や火災、建物倒壊、電線路の倒壊等、送電が危険と考えられる場合には送電を停止する。

復旧用資材が確保できないときは、他事業所や他社等に応援を要請する。

復旧に時間がかかる場合は、発電機による送電を実施する。

(3) 応援要請

東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センターだけでは応急対策が困難な場合は、他事業所に応援を要請する。

(4) 広報活動

電力施設の被災状況、停電時の送電再開見込み、送電再開時の感電事故及びいわゆる「通電火災」等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関して、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等により広報活動を行う。

2 町の対策

災対総務部(総務課)は、東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センターと連絡をとり合い、各地区及び指定避難所等への送電状況及び電力施設の被災状況等についての情報を収集し、より適切な処置をとる。

3 住民等の活動

停電又は電力施設の被害を発見した者は、直ちに下記まで連絡する。

・東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センター

: 0120-175-366(ネットワークコールセンター)

・亘理町総務課

: 0223-34-1111

第5 電信、電話施設

1 応急体制及び応急措置

(1) 応急体制

応急体制を実施するため、災害対策本部、復旧班等を編成する。

(2) 応急措置

応急措置にあたっては、被害状況等を勘案し、次の順序で復旧及び代替施設の設置等を行う。

- イ 人命に影響する施設
- ロ 官庁、交通通信、報道機関等の公共的な防災実施機関及び応急対策に使用する施設等
- ハ 公衆電話（公共的役割の高いもの）
- ニ 一般加入者
- ホ その他

主な応急措置を次に掲げる。

- ・可搬形無線装置の出勤
- ・臨時回線の作成
- ・臨時公衆電話の設置
- ・特に被害の大きい地域との情報通信等のため、衛星通信の活用
- ・広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化

(3) 通信のふくそうへの対応

- イ トラヒックコントロールにより、必要な範囲、時間帯に回線規制を行う（特に災害発生日には回線が混みあうことが予想されるので注意）
- ロ 被害者の安否確認等関心の高い情報の伝言蓄積、とりだし可能な災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」を提供し、ふくそうの緩和を図る。
- ハ 罹災者が発信する罹災状況の通報又は救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

(4) 広 報

通信施設の被災状況、応急措置、復旧の見込み等について、住民等へ広報活動を行う。

2 亘理町

災対総務部（総務課）は東日本電信電話(株)宮城事業部と密接に連絡をとり、各地区及び指定避難所等重要施設の被災状況を把握する。

3 住民等

公衆電気通信施設に被害があることを知った者は、東日本電信電話(株)宮城事業部へ連絡する。

第6 液化石油ガス施設

1 応急復旧体制の確保

液化石油ガス販売事業者は、災害発生時には（一社）宮城県LPガス協会仙南第三協議会及び宮城県LPガス保安センター協同組合第1支所と被災情報を共有するとともに、連携して応急復旧体制を整える。

2 被害状況の把握及び通報

液化石油ガス販売事業者は、災害発生時には直ちに被害情報の収集を開始し、液化石油ガスの漏えい、火災、爆発その他の異常現象を発見したときは、消防署並びに警察署、県及び町に対し通報する。また、液化石油ガス設備の被害を確認したときは、（一社）宮城県LPガス協会仙南第三協議会に通報する。

3 災害発生（二次災害を含む）の防止

- (1) 液化石油ガス販売事業者は、供給先が被災したときは次の処置を講ずる。
 - イ 危険箇所（転倒、損壊、焼失家屋等）からの容器の撤収及び回収
 - ロ 転倒、流出した容器の被害状況の確認と必要に応じた交換
- (2) 液化石油ガス販売事業者は、臨時的使用箇所（一般家庭、指定避難所等）で使用される液化石油ガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理について指導する。
- (3) 液化石油ガス販売事業者は、二次災害の防止を図るため、必要な広報活動等を実施する。

4 液化石油ガス設備の緊急点検の実施及び供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた液化石油ガス設備（特に埋設管及び地下ピット）の緊急点検等を実施する。

点検等に当たっては、指定避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の収容施設を優先するとともに、点検等を完了した施設・家庭から逐次供給を再開できるよう、販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確保する。

5 受援体制

（一社）宮城県L Pガス協会仙南第三協議会及び宮城県L Pガス保安センター協同組合第1支所は、他の地域の協会支部及び組合支所との連携を密にし、必要に応じて、次の事項について被害の少ない地域の支部等から応援を受ける。

- (1) 応援隊及び緊急資機材の提供
- (2) 被害状況及び復旧状況の確認調査の実施
- (3) 二次災害防止のための応急処置、広報活動等の実施
- (4) 応急供給の実施

6 町の対応

町は、町内に供給する液化石油ガス販売事業者の把握に努め、（一社）宮城県L Pガス協会仙南第三協議会と連携を密にし、災害情報等の共有化により対応策を迅速に講じる。

7 住民等の活動

液化石油ガス設備の被害を発見した者は、直ちに下記まで通報する。

- ・（一社）宮城県L Pガス協会仙南第三協議会

〔代表会社〕 有限会社トータルライフカンノ：0223-22-2209

- ・亘理町役場総務課：0223-34-1111

第7 高速道路施設

1 東日本高速道路（株）の対応

- (1) 交通規制及び点検の実施

道路の交通が危険であると認められた場合、あるいは予想された場合には、道路通行規制その他必要な処置を講ずる。

(2) 緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

(3) 道路情報の提供

道路利用者が安全で円滑な通行ができるよう、災害に関する情報や交通規制等の情報を速やかに道路利用者に提供する。

(4) 応急復旧

被災箇所については、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保を優先的に行う。

第29節 農林水産業の応急対策

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 主な実施担当 | 災対産業部（農林水産課） |
| 防災関係機関等 | みやぎ亘理農業協同組合、宮城県農業共済組合 亘理名取支所、各防災機関 |

第1 目的

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害の他、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため、町をはじめとする各関係機関は、相互に連携を保ちながら被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

第2 農林水産業施設

1 実施責任者

- (1) 農業水産業関係団体等は、農林水産業施設の被害に係る応急対策を実施するものとする。
- (2) 町長は、農林水産業施設の被害に係る応急対策を樹立し、実施するものとする。

2 農業用施設

町は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 風水害等により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

3 漁港施設

(1) 緊急点検

漁港管理者は、波浪・高潮等による災害が発生すると予想される場合は事前に、及び災害発生直後で安全が確保されたときに、パトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

(2) 漁港施設等の応急復旧

漁港管理者は漁港施設が被災した場合、点検及び現地調査を行い、被災状況を把握し、必要に応じて危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行うとともに、被災施設の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第3 農産物

1 実施責任者

- (1) 農業関係団体等は、農産物の被害に係る応急対策を実施するものとする。
- (2) 町長は、病虫害駆除、応急技術対策、営農用資機材の確保等、農産物の被害に係る応急対策を樹立し、実施するものとする。

2 湛水対策

湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 営農用資機材の確保

町は、必要に応じて、肥料、農薬、野菜種子、飼料、営農用資機材等についてみやぎ亙理農業協同組合が備蓄しているものを活用し、不足が生じた場合には、県等に対して、斡旋又は調達を要請するものとする。

4 応急技術対策

県の関係出先機関の指導のもとに関係団体等との連携を図り、農業者は災害に対応する技術対策を徹底し、被害の軽減を図るものとする。

(1) 農作物

イ 共通対策

(イ) 追播の実施

追播可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに追播を緊急実施するように努める。

(ロ) 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時、適切な作物に転作をする。

ロ 水 稲

(イ) 水 害

- ・大雨に備え、排水路の整備（ごみの除去や草刈り）や排水機場の稼働体制を整える。
- ・冠水田では早期排水により、できるだけ早く葉の一部を水面から出すようにする。

(ロ) 凍霜害

育苗期間の降霜情報に注意し、水管理（深水、灌水）及び保温のための対策を行う。

(ハ) 潮 害

- ・高潮の被害があった場合は、揚水施設のある水田は、退潮後直ちに真水を注ぎ灌漑を行い除塩する。
- ・土壌塩分濃度0.1%以下になるよう灌水及び塩抜溝を設置する。
- ・土壌中に吸着された塩分を処理するため、石灰により土壌を中和する。

ハ 畑作物

(イ) 水害（野菜類）

- ・退水後、病害防除のため薬剤散布を行う。
- ・圃場の排水を図り、浅い中耕による生育の回復を図る。

- ・ばれいしょについては、収穫前後の腐敗防止対策を実施する。又、生育初期に地表が洗い流されて露出したものは早急に培土する。

(ロ) 旱魃（雑穀）

- ・根を痛めないように浅く表土を削って水分の蒸発を防ぐ。
- ・畦間に敷き藁を行う。灌水できるところは畦間に灌水する。

(ハ) 凍霜害

- ・育苗中の野菜類は、ビニール等で保温する。
- ・果菜類は定植を急がず、その地帯の晩霜危険期を過ぎたときを目安とする。
- ・圃場に定植した果菜類、花き類はビニール、ポリエチレン等で被覆する。
- ・萌芽後のばれいしょは幼芽のかくれる程度覆土する。

(ニ) 雨害（麦類）

適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収納に努める。

(ホ) 雪害（麦類）

融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用および薬剤散布を行う。

二 果樹

(イ) 水 害

- ・倒れた樹は速やかに起こし、支柱で支え回復を促進する。
- ・浸水、灌水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行う。

(ロ) 旱 魃

- ・草生圃は草刈りを行い、敷草による水分の蒸散防止及び灌水に努める。清耕圃は除草を兼ね浅い中耕を行い敷草をする。
- ・晴天が続くときは薬害が出やすくなるので、農薬の種類、濃度に注意する。

(ハ) 霜 害

- ・自園における気温観測を降霜通報時に実行する。
- ・燃料器具資材である燃焼器、重油等を十分準備する。
- ・被害後は、人工授粉を励行する。種類によっては着果量が少ないと徒整枝が出やすくなるから、早期の芽かき、整枝に注意する。

(2) 園芸等施設

速やかに施設、装置の補修に努めるとともに、作物については回復見込みの可否を判断した上で、生育回復や代替作物作付け等の措置を講ずるよう指導する。

第4 畜 産

1 実施責任者

- (1) 農業関係団体等は、畜産業の被害に係る応急対策を実施するものとする。
- (2) 町は、応急技術対策、家畜伝染病の防止等、畜産業の被害に係る応急対策を樹立し、実施するものとする。

2 応急技術対策

(1) 水 害

- ・家畜の退避と飼料確保を指導する。

- ・被害家畜の健康検査を実施する。
- ・飼料作物の早期収穫を指導する。
- (2) 干 害
 - ・飼料作物及び牧草地の灌水実施の指導を行う。
 - ・給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。
 - ・徒長した牧草類の早期刈りを指導する。
- (3) 凍霜害
 - ・被害作物は直ちに収穫し、トレンチ、スタック、バンカー等のサイロを利用し、サイレージに調整するか、乾燥して貯蔵する。
 - ・発芽間もない牧草に対しては、鎮圧を励行するよう指導する。
- (4) 冷 害
 - ・牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。
 - ・家畜の日光浴の励行を指導する。
- (5) 雪 害
 - ・融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。
 - ・家畜施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。
- (6) 火 災
 - 家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。
- (7) 病虫害
 - 飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

3 家畜伝染病の発生予防

- (1) 家畜の所有者又は獣医師から家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見し、診断し、又はその遺体を検察した旨の届出があったときは、遅滞なくその旨を公表し、家畜防疫員及び隣接市町長に通報し、かつ知事に報告するものとする。
- (2) 家畜伝染病の蔓延を防止するため緊急の必要があるときは、県の関係機関の指導、助言を得て、48時間を越えない範囲内において期間を定め、患畜又は疑似患畜の所在場所（これに隣接して家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染した恐れがある場合を含む。）とその他の場所との通行を遮断する処置を講ずるものとする。

4 死亡獣畜の処理

- (1) 家畜伝染病の発生や蔓延を防止するために必要と認められたときには、県に死亡獣畜の検査を要請する。
- (2) 死亡獣畜が伝染病でない場合には、県の指導により家畜の所有者自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して適正に処理する。
- (3) 死亡獣畜取扱場への搬送が不可能な場合には、家畜の所有者は、県から死亡獣畜取扱場外埋却の許可及び指導等を受け、適正な処理をする。
- (4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については町が行うが、町で処理が困難な場合には県に必要な指導・助言、その他の支援を要請する。

第5 林産物

町及び林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。
なお、災害応急対策の実施に当たっては、必要に応じて県の指導・助言を仰ぐ。

第6 水産業

1 実施責任者

- (1) 町及び水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。
- (2) 町及び水産物の生産者・団体等の災害応急対策の実施にあたっては、必要に応じて県の指導・助言を仰ぐ。

2 資機材の確保

必要に応じ補修資機材等の購入斡旋等の速やかな供給体制の整備を行う。

3 応急技術対策

災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

- (1) 施設の早期復旧と水産物の適正な生産管理の実施に努める。
- (2) 採苗可能な期間中に災害が発生した場合は、採苗に係る情報提供と技術指導に努める。
- (3) 補充種苗保有種の調査と情報交換を行い、迅速な種苗の供給体制の整備を行う。

第30節 二次災害・複合災害防止対策

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 全災対部（全課） |
| 防災関係機関等 | 東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、 仙台地方振興事務所、あぶくま消防本部、その他防災関係機関 |

第1 目的

二次災害とは、自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講ずる。

第2 二次災害の防止活動

1 町又は事業者の対応

- (1) 町又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、鉄道、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 消防職団員、水防団員、警察官、自衛隊員や町職員など、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (3) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (4) 水道事業者は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) 下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。
- (7) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (8) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

降雨等による浸水個所の拡大等水害災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

町は、降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、町は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

3 土砂災害警戒情報

仙台管区气象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

4 高潮・高浪・波浪

町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じ応急工事を実施する。

5 有害物質等

町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第31節 応急公用負担等の実施

| | |
|---------|---------------------------|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課、財政課） |
| 防災関係機関等 | 亘理警察署、自衛隊、あぶくま消防本部、亘理町消防団 |

第1 目的

災害が発生し、又は発生しようとしているとき、応急措置を行うため土地や建物等を使用、収用し、あるいはその地区の住民等を応急措置の業務に従事させる場合には、必要な措置を講じる。

第2 実施責任者

応急公用負担等の権限の行使は、町長が行う。

町長もしくは町長の権限を行使する町の職員が現場にいないとき、又は町長等から要求があったときは、警察官が、さらにこれらの者が現場におらず、自衛隊が派遣されているときは自衛官が応急公用負担等の権限を行使する。その場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

消防のため緊急の必要があるときの応急公用負担の権限の行使は、消防職員、消防団員が行う。

水防のため緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長が行う。

第3 応急公用負担等の要領

応急公用負担等の内容は、次のとおりとする。

1 応急公用負担等の内容

(1) 町 長

イ 区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にいる者を、応急措置業務に従事させる。

ロ 区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用する。

ハ 区域内の私有の土石、竹木その他の物件を使用又は収用し、処分する。

ニ 災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものを除去その他必要な措置を行う。

(2) 消防職団員

消防職員、消防団員

イ 火災が発生し又は発生しようとしている消防対象物及びこれらがある土地を使用、処分し、使用を制限する。

ロ 火災の現場付近にいる者を消火もしくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させる。

消防長、消防署長

イ 延焼の恐れのある消防対象物、及びこれらのある土地を使用、処分し、又はその使用を制限する。

(3) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長

イ 当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にいる者を水防に従事させる。

ロ 水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、もしくは収容し、車その他の運搬具、器具を使用し、又はその他の障害物を処分する。

2 手続き

(1) 人的公用負担

人的な公用負担は、相手方に、口頭で指示する。

(2) 物的公用負担

[工作物等の使用、収用]

使用又は収用を行うときは、対象となる土地、建物等の所有者等に対し、その土地、建物等の名称、又は種類、形状、数量、場所、その処分の期間、その他必要な事項を通知する。

緊急の場合は、事後、速やかに通知する。

通知すべき所有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類など通知すべき事項を町又は土地建物等の所在した場所を管轄する警察署に提示し、通知に代える。

[工作物等の障害物撤去]

イ 町長又は警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、適正な方法で保管する（町長及び警察官が現場におらず、自衛隊が派遣されている場合は自衛隊が行う）。

ロ 保管した場合、当該工作物の占有者、所有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。

ハ 保管した工作物等が滅失又は破損、もしくは保管に不相当な費用や手数料がかかる場合は、その対価を保管する。

ニ 工作物等の保管、売却、公示などに要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。

ホ 工作物等の保管に関する公示の日から起算して6カ月を経過しても、当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明などの場合は、町長が保管した工作物等は町に、警察署長が保管した工作物等は県に帰属する。

第4 損失補償及び損害補償等

区域内において、物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合は、町は所有者に対し損失補償を行う。

区域内の住民又は現場にいる者を応急措置に従事させた場合、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等があった場合は、公務災害補償の定めに従い損害を補償する。

第32節 ボランティア活動

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 災対民生部（福祉課、長寿介護課、町民生活課、健康推進課）、 災対建設部（都市建設課）、災対総務部（企画課、総務課） |
| 防災関係機関等 | 社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部 |

第1 目的

大規模な災害発生時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置する。

第2 ボランティア受付け窓口の設置

災害が発生した際、ボランティアの受付け窓口を設置し、円滑な受入れに努める。

この際、町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO法人やNGO法人等のボランティア団体との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティアの受入れに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

1 一般ボランティアの受付け

一般ボランティアの受入れ調整組織は、町内においては町社会福祉協議会により組織された「亙理町災害ボランティアセンター」とし、県において設置する「宮城県災害ボランティアセンター」と相互に連絡を取り合い、ボランティアの調整を行う。

主なボランティア活動

- ・指定避難所の運営補助
- ・炊き出し、食料等の配布
- ・救援物資等の仕分け、輸送
- ・高齢者、障害者等の介護補助
- ・清掃活動
- ・その他被災地での軽作業

2 専門ボランティアの受付け

関係する組織からの申し込みについて、次の各課で対応する。また、不足する場合等は、県の担当部局に応援を要請する。

専門ボランティアの受付け

| 作業内容 | 町の担当 | 県の担当 |
|-----------------------|-------|---------|
| ①救護所等での医療、看護、保健活動 | 健康推進課 | 保健福祉部 |
| ②被災建築物の応急危険度判定（震災時のみ） | 都市建設課 | 土木部 |
| ③被災宅地の危険度判定 | 都市建設課 | 土木部 |
| ④砂防関係施設診断 | 都市建設課 | 土木部 |
| ⑤外国人のための通訳 | 企画課 | 経済商工観光部 |
| ⑥被災者へのメンタルヘルスケア | 健康推進課 | 保健福祉部 |
| ⑦高齢者、障害者等への介護 | 福祉課 | 保健福祉部 |
| ⑧アマチュア無線等による情報通信事務 | 総務課 | 総務部 |
| ⑨その他専門知識が必要な業務 | 各課 | 各部局 |

第3 ボランティアニーズの把握

災対民生部（福祉課、長寿介護課、町民生活課、健康推進課）は、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を民生委員等と協力のうえ収集し、「亙理町災害ボランティアセンター」に連絡するとともに、「宮城県災害ボランティアセンター」へ情報を提供する。

第4 ボランティア活動の円滑化

災害時に、円滑な応急対策が図られるよう、町はボランティア関係団体と密接に連絡をとり、必要に応じ、次の支援を行う。

- 1 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供
- 2 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- 3 職員の派遣
- 4 被災状況についての情報提供
- 5 その他の必要な事項

第33節 災害種別毎応急対策

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 災対総務部（総務課）、災対産業部（農林水産課） |
| 防災関係機関等 | 仙台地方振興事務所、亶理警察署、あぶくま消防本部、自衛隊、その他防災関係機関 |

第1 火災応急対策

1 目的

火災発生時には、消防機関は、県、町はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、延焼拡大防止等を行う。

2 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(1) 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

イ 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を知覚した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

ロ 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

ハ 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地への延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たらせる。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

ニ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

ホ 火災現場活動の原則

(イ) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼阻止及び救助、救急活動の成算を総合的に判断し、行動を決定する。

- (ロ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。
- (ハ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。
- (ニ) 災害の発生状況を確認したときは、町災害対策本部長（町長）に対し、速やかに報告する。

3 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防本部で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

イ 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

ロ 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

ハ 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

ニ 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、遠距離中継送水での消火活動を行う。

(2) 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、町で定めている消防計画、初動マニュアル等に基づき、消防長又は消防署長の指揮下に入り、消防職員と協力し次の活動を行う。

イ 出火警戒活動

災害の発生により火災等の発生が予測される場合には、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の使用停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してのガス栓の閉止、分電盤ブレーカーの遮断等）を広報する。

停電後の通電時において、損壊家屋等からの出火警戒活動を行う。

ロ 消火活動

出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を優先した初期消火を行うとともに、消防長又は消防署長の指揮により消火活動を行う。

ハ 災害情報の収集伝達活動

町災害対策本部及び関係機関と相互に連絡をとり、災害情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

ニ 救急救助活動

あぶくま消防本部による防災活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

ホ 避難誘導活動

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関等と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

4 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

イ 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防署へ通報する。

ロ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、災害発生時には身の安全が確保できる範囲内で以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。また、停電復旧時の通電火災を防止するため、コンセントを抜くなどの対策を呼びかける。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、あぶくま消防本部に通報する。

6 町民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防署に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第2 林野火災応急対策

林野火災発生時においては、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

1 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

町は、火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

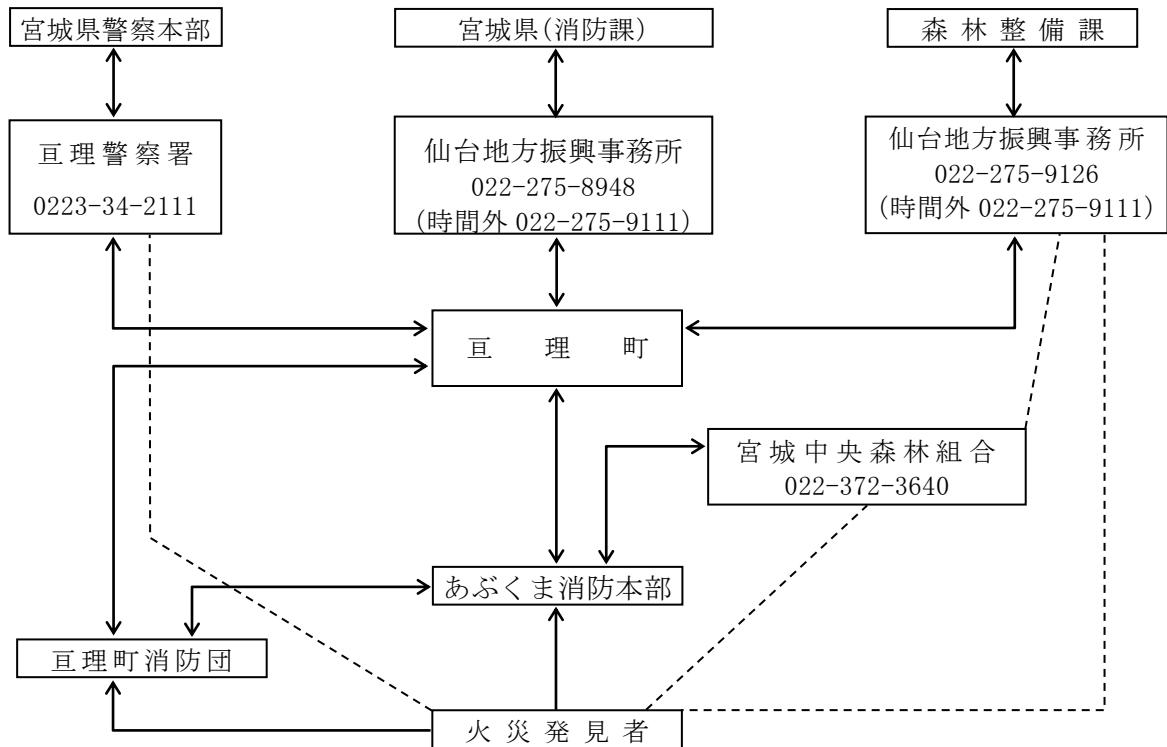
2 火災通報、通信体制

林野火災の延焼を最小限度に食い止めるには、早期発見、通報が重要であり、林野火災を発見した者は、あぶくま消防本部に速やかに通報する。また、そのための意識啓発に努める。

火災の状況等から、近隣の住民等と協力して初期消火活動ができる場合は、安全に十分注意して初期消火に努める。

通報体制は次のとおりである。

林野火災の通報体制



| 凡 例 | |
|---------|---------------|
| —— | 通常の情報通信系統 |
| - - - - | 必要に応じての情報通信系統 |

3 消火体制

(1) 町

関係機関等と連絡をとり、被害状況に応じて、災害警戒本部、災害対策本部等の体制を整える。

(2) あぶくま消防本部、亶理警察署

火災防ぎょ隊の招集、集合場所、編成携行資機材及び出動区分については亶理町消防計画による。

林野火災は長時間にわたる防ぎょ活動が必要なため、食料、飲料水、医療器具の補給確保を行う。

(3) 指定行政機関

〔仙台地方振興事務所、宮城中央森林組合〕

職員の非常参集、情報連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制を整える。

(4) 林業関係事業者

消防署、警察署と連絡をとり、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

(5) 相互応援協定による応援要請

火災現場の状況により、後続応援、関係機関及び付近の住民の協力を要請する。

他市町村の応援要請の基準、手続き等は「亙理町消防計画」による。

消防に関する広域応援要請の締結状況は次のとおりである。

消防に関する他市町村との応援協定

相互応援協定（消防組織法第21条の規定に基づく消防一般）

岩沼市、山元町

福島、宮城、山形広域圏災害時相互応援協定

（災害対策基本法第67条第1項の規定に基づく災害全般）

5広域圏44市町村

※詳細は、「第3編第3章第7節 相互応援活動」に記載

(6) 自衛隊等の災害派遣要請

林野火災の延焼が著しく、消防隊、関係機関、他市町村の応援及び付近の住民の協力を得ても防ぎよが困難な場合、町長は知事に、県の防災ヘリコプターの出動及び自衛隊の派遣の要請をする。

(7) 現場指揮本部の設置

統一した指揮のもとに消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣隊等が円滑に消火活動を実施できるようにするため、現場指揮本部を設置する。

関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じて設け、消防長が最高指揮者として状況に応じた防ぎよ方針を決定し、機能的な組織活動を行う。

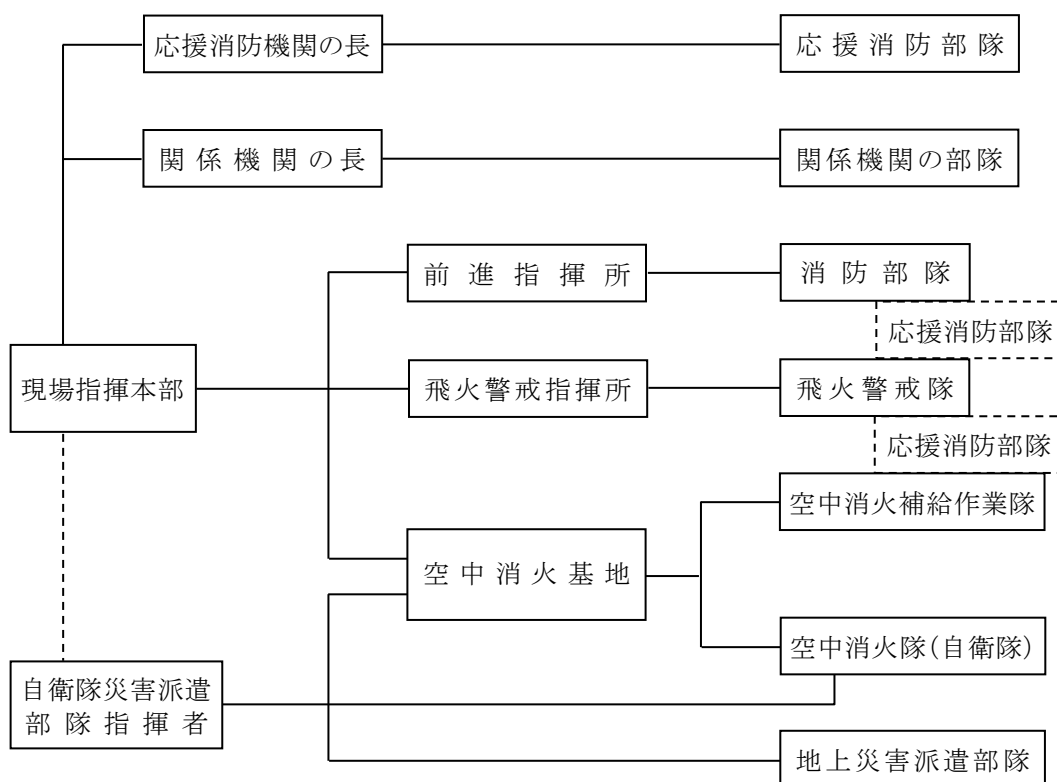
火災の区域が2以上の市町にまたがる場合の最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

(8) 現場指揮本部

イ 指揮系統

現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、自衛隊通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置する。

現場指揮本部の指揮系統は次のとおりである。

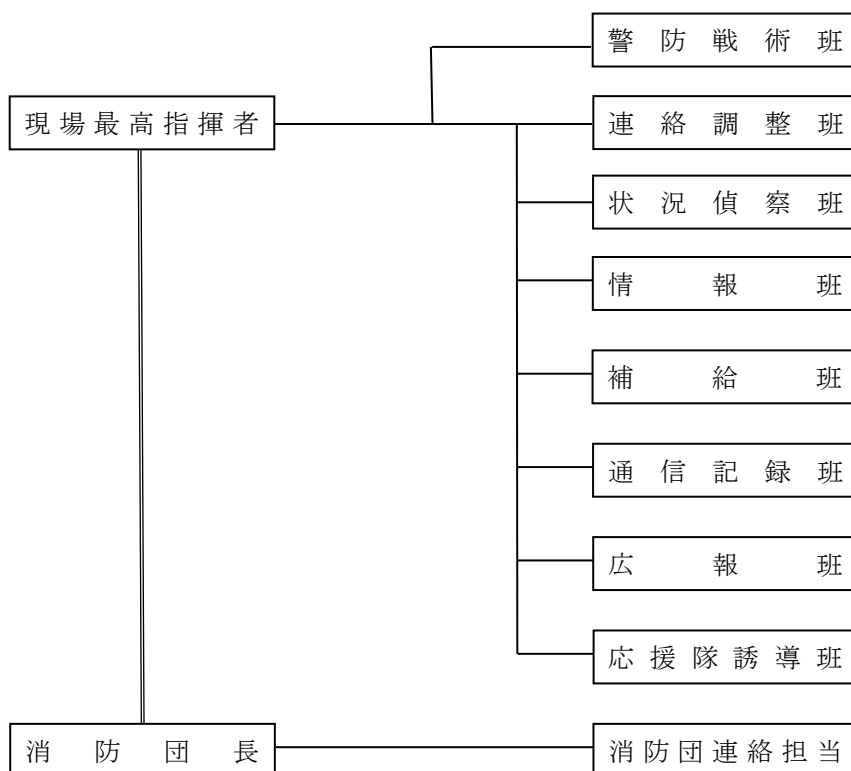


ロ 設置場所等

現場指揮本部は、付近一体が見渡せる風横風上の高地で、無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎよ作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により掲示する。

ハ 現場指揮本部の編成

現場指揮本部の組織は次のとおりとする。



ニ 任 務

現場指揮本部各班の任務は次のとおりとする。

[警防戦術班]

防ぎよ線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

・留意事項

- (イ) 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- (ロ) 交代要員を確保し、ローテーションを明確にする。
- (ハ) 予想される状況変化に応じた作戦をとる。
- (ニ) 出動隊の車両の部署位置等を適正に指示する。

[連絡調整班]

町、消防本部及び県との連絡調整、他の市町村への応援要請等、常に関係機関と連絡できる体制を作る。

[状況偵察班]

火災状況に応じ、延焼方向、入山路の状況、水路の有無等、戦術上必要な情報を偵察収集する。

[情報班]

各方面の状況偵察班、前進指揮班、飛火警戒指揮所及び空中消火隊等からの情報を収集整理する。

[補給班]

各出動隊への資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。

[通信記録班]

各消防部隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確立する。なお、記録責任者のもとに確実な記録をとる。

[広報班]

不確実な情報による混乱を避けるため、火災の現状、消防部隊の活動状況、今後の見通し等について、巡回広報、報道機関、町内会・自治会等を活用し、住民に対する確かな情報を提供する。

特に、報道機関に対しては、広報担当が所定の場所で発表する。

[応援隊誘導班]

地元消防団員等、現場の地理に精通している者により編成し、応援隊に対し部署位置まで誘導する。

(9) 住民の安全対策

特に林野火災多発期において、異常乾燥、強風等の気象条件のときには、時幾を逸することなく警戒広報隊等を派遣し、火気の使用禁止及び制限の措置を講ずるとともに、拡声器等を使用して警戒心の高揚に努める。

林野火災が発生したときには、次の事項に留意し住民の安全を期す。

イ 入山者、遊山者がいるときは、入山の状況、所在等についての確認に努め、携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

- ロ 林野内の住家又は山麓周辺の集落地等に延焼の恐れがあるときは、飛火警戒隊（集落警戒隊）等の消防隊は警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防ぎよに適する防火線を設定し居住者等の協力を得て防ぎよにあたる。
 - ハ 火災が延焼し、住家等へ延焼し、又は延焼する恐れのある場合、町長は必要に応じて当該住民の避難を指示する。避難の方法は、「第3編第3章第14節 避難活動」による。
- (10) 消火方法
- イ 地上消火
 - (イ) 注水による消火

林野の形態は、高低、勾配、植生の状況、水利の状況により異なるので消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの組合せ等、林野の実態に応じた注水消火体制をとる。
 - (ロ) 叩き消し、土かけによる消火

水利が不足する場合の直接消火として、注水消火と併用して行う。
 - (ハ) 防火線の設置

火災が拡大したときの延焼を阻止するため、火先の前方等に応急的に防火線を設定する。
 - (ニ) 迎え火

火勢が強く、延焼が盛んで、他に適当な方法、手段がない場合、火災の延焼方向の前方に、火を迎え撃つ迎え火を活用する。
 - ロ 空中消火

町長は、次の場合、知事に対し林野火災の空中消火について、県防災ヘリコプターの出動及び自衛隊の派遣を要請し、空中消火をする。

 - (イ) 地形等の状況により地上の防ぎよが困難な場合
 - (ロ) 火災規模に対して地上の防ぎよ能力が不足し、又は不足すると判断される場合
 - (ハ) 人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるために必要な場合
 - (ニ) その他必要と認められる場合
 - ハ 残火処理

火災鎮火後、次の要領で残火処理の徹底を図る。

 - (イ) 残火処理にあたる隊は、それぞれ担当区域を明確にし、責任をもって処理し、未処理部分がないよう十分配慮する。
 - (ロ) 残火処理は、風下側の延焼阻止線付近を最優先とし、他は延焼範囲の外周から順次中心部に向かって処理する。
 - (ハ) 堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残り火の掘返しを併用しながら入念に消火する。また、注水が十分に行えないときは、可搬式散水装置等の活用を図るとともに、土かけ等による窒息消火を併用する。
 - (ニ) 朽木、空洞木等で樹幹内に火が残っている恐れのあるものは、注水又は伐倒して確実に処理する。
 - (ホ) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒隊を残留させ、巡視及び応急措置を行う。

ニ 火災後の処理

林野火災により、地域の地すべり等の発生の危険性が增大していないか、十分に点検する。

第3 危険物等災害応急対策

災害時に、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物等による二次災害を防止し、又は災害の拡大防止を図るため、町及び防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

1 消防法に定める危険物の応急措置

(1) 危険物取り扱い施設の管理者等の措置

- イ 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、直ちに火気使用を禁止し、取り扱いを中止するとともに、速やかにあぶくま消防本部に通報し、必要な指示を受ける。
- ロ 危険物の集荷を中止し、移動又は脱出の準備を整え、飛散及び流失の防止、その他危険物の性状に応じた適切な措置を講じる。
- ハ 施設の災害時における応急保安措置に必要な消防用機械器具等及び防災資機材の確保並びにその機能の点検確認を行う。
- ニ 災害の状況の把握と状況に応じた従業員並びに周辺地域の住民に対する人命安全措置を講じる。

(2) 町長及びあぶくま消防本部の措置

- イ 災害時には、危険物取り扱い施設の管理者に対し、応急保安施策の実施、所要人員の配置等に関し、必要な指示を行い、又は報告をさせる。
- ロ 災害により、爆発、引火その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又は勧告その他必要な措置をとる。

2 火薬類の応急措置

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者等の措置

- イ 災害時に、火薬類により災害が拡大する危険がある場合は、火薬類を速やかに安全な地域に移動し、監視人を置くか、又は水中に沈める等必要な保安措置を行う。
- ロ 必要に応じ、周辺住民に避難するよう勧告し、関係機関に通報する。

(2) 町長の措置

- イ 火薬類による災害の拡大が予想される場合は、火薬類の所有者及び防災関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講ずるよう要請する。
- ロ 災害により爆発、引火その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又は勧告、その他必要な措置をとる。

(3) 亙理警察署の措置

銃砲、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、製造業者等に対し、関係機関、団体の協力のもと、必要な指導、助言を行う。

3 高圧ガスの応急措置

(1) 高圧ガスの取り扱い者又は高圧ガスの消費者の措置

- イ 災害時に、高圧ガスによる災害の拡大が予想される場合には速やかに使用を中止し、設備内のガス充填容器を安全な場所に移し、又は放出する等の保安措置を実施するとともに、監視員を配置する警戒体制に万全を期す。
 - ロ 必要に応じ、周辺住民に避難するよう勧告し、関係機関に通報する。
- (2) 町長の措置
- イ 災害時に高圧ガスによる災害の拡大が予想され、又は事前措置をとる必要がある場合は、高圧ガスの所有者等及び地域内の関係機関に対し速やかに応急保安措置を講ずるよう要請する。
 - ロ 災害により、爆発、引火その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又は勧告、その他必要な措置をとる。

4 毒物、劇物貯蔵施設

(1) 毒物劇物貯蔵施設管理者の措置

- イ 災害時に毒物、劇物により災害が拡大する危険のある場合は、毒物、劇物を安全な場所に移動するなど保安措置を講じる。
- ロ 必要に応じ、周辺住民へ避難するよう勧告し、勧告したときは関係機関に通報する。

(2) 宮城県毒劇物協会との連携

被災地の会員に連絡のうえ、支援体制（中和剤、防毒器具等の確保）への協力を求める。

(3) 亘理警察署の措置

毒物、劇物に関する安全性の確保のため、販売業者、製造業者等に対し、関係機関、団体の協力のもと、必要な指導、助言を行う。

(4) 町長の措置

- イ 毒物、劇物による災害の拡大が予想される場合は、管理者又は防災関係機関に対し、速やかに応急措置を講ずるよう要請するとともに、必要に応じ知事に連絡し、処分等を依頼する。
- ロ 災害により、爆発、引火、その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又は勧告、その他必要な措置をとる。

第4 海上災害応急対策

海上災害が発生した場合、県及び関係機関は、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、流失油等の拡散防止及び防除等の応急対策を実施する。

1 事故発生時における応急対策

(1) 宮城海上保安部の措置

宮城海上保安部は、海上災害が発生したときは、被害規模等の情報の収集を行い、その情報に基づき所要の活動体制を確立するとともに、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。

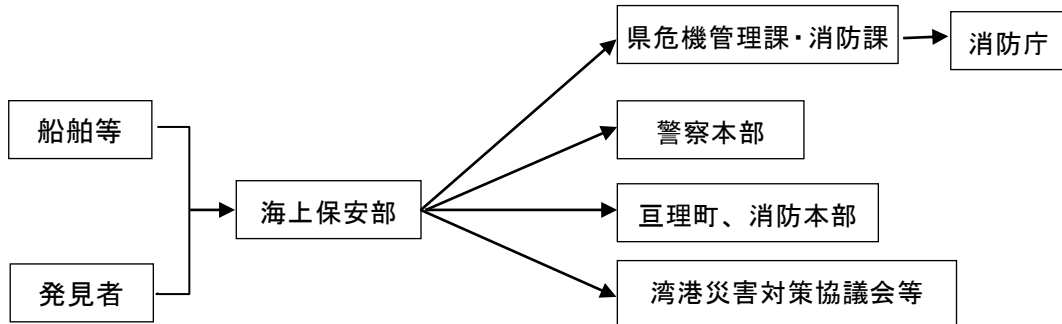
さらに、避難対策、救援物資の輸送活動を行い、当面の危機的状況に対処したのちは、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行っていく。

また、災害応急対策の実施に当たっては、町及び関係機関と緊密な連携を図るものとする。

イ 情報の収集及び伝達

夜間、休日の場合等においても対応できる情報収集・連絡体制を図る。

情報の収集・連絡体制



(イ) 海上及び沿岸部における被害状況等

- a 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- b 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- c 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- d 水路、航路標識の異状の有無
- e 港湾等における被害状況

(ロ) 陸上における被害状況

(ハ) 関係機関等の対応状況

(ニ) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

ロ 海難救助等

(イ) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその捜索救助を行う。

(ロ) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて特殊救難隊及び機動防除隊を対応させるほか、関係機関等救助機関に協力を要請する。

(ハ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

ハ 緊急輸送

医師、傷病者、避難者等の人員搬送又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ、積極的に実施する。

この場合、特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船舶を必要に応じ使い分け、有効に活用する。

ニ 流出油等の防除

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (イ) 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものにするため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
 - (ロ) 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
 - (ハ) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められたときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。
 - (ニ) 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
 - (ホ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
 - (ヘ) 危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。
- ホ 海上交通安全の確保
- 海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。
- (イ) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
 - (ロ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
 - (ハ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
 - (ニ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
 - (ホ) 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
 - (ヘ) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- ヘ 危険物の保安措置
- 危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。
- (イ) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
 - (ロ) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

(ハ) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

ト 警戒区域の設定

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、市町村長又はその命を受けた吏員がその場にいない時、又はその者から要求があった場合に海上保安官は警戒区域を設定し、巡視船舶及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町長にその旨を通知しなければならない。

チ 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船舶及び航空機等により次に掲げる措置を講ずる。

(イ) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

(ロ) 警戒区域は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(2) 町の措置

イ 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用禁止等の措置を講じ、場合によっては一般住民の立入制限、退去等の措置を講ずる。

ロ 流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合には、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。

(3) 消防本部の措置

イ 消防本部が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部と協力するとともに、負傷者の搬送を行う。

ロ 海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する。

(4) 警察の措置

イ 海上災害等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。

ロ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。

ハ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(5) 関係団体の措置

イ 宮城県沿岸排出油等防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、協議会会員は相互の要員の派遣等緊密な連携を図り、防除活動の実施に積極的に協力する。

ロ オイルフェンス等の流出油防除資機材及び化学消化薬剤等の消化機材を所有する関係団体等は、関係行政機関から協力を要請された場合には、必要に応じ協力する。

